

令和 2 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 檢 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 2(2020) 年 7 月
森ノ宮医療大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 ······	1
II. 沿革と現況 ······	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 ······	10
基準 1. 使命・目的等 ······	10
基準 2. 学生 ······	21
基準 3. 教育課程 ······	39
基準 4. 教員・職員 ······	46
基準 5. 経営・管理と財務 ······	62
基準 6. 内部質保証 ······	76
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価 ······	80
基準 A. 特色のある医療人養成教育 ······	80
基準 B. 地域への貢献 ······	83
V. 特記事項 ······	89
VI. 法令等の遵守状況一覧 ······	90
VII. エビデンス集一覧 ······	103
エビデンス集（データ編）一覧 ······	103
エビデンス集（資料編）一覧 ······	104

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

森ノ宮医療大学（以下「本学」という。）の設置者は、学校法人森ノ宮医療学園（以下「本学園」という。）である。

本学園は、本学に加え森ノ宮医療学園専門学校（以下「専門学校」という。）、森ノ宮医療学園ランゲージスクール（以下「ランゲージスクール」という。）を設置している。

1. 建学の精神・大学の基本理念

本学を設置する本学園は、昭和 48(1973)年その母体となる大阪鍼灸専門学校（現森ノ宮医療学園専門学校）を開校した。当時、建学の精神を、「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた鍼灸師を育成する 東西医学の融合をはかり、よりよい医療を目指し地域医療に貢献する 鍼灸医学の学問的解明を行い東洋医学の発展に貢献する」としていたが、その後平成 12(2000)年に、学校法人森ノ宮医療学園となった後、「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた医療人を育成する」と表現を変えた。

平成 14(2002)年、本学園が創立 30 周年のとき、学園の精神である「生命（いのち）への愛と畏敬」を示した後、それらの精神を引き継いで、平成 19(2007)年、本学が開学した。その後、平成 24(2012)年に本学園が創立 40 周年を迎えたのを機に、基本理念を「人によりそい幸福（しあわせ）を希う学園」とした。

本学園は現在、保健医療学部に 7 学科、大学院保健医療学研究科に修士課程 2 専攻と博士後期課程 1 専攻、助産学専攻科を擁する本学と、医療専門課程 2 学科を擁する専門学校、日本語学科を擁するランゲージスクール等を設置し、多種多様な医療人等の育成を目指しながら、これらの建学の精神、学園の精神、基本理念を共有し、教育を行っている。

2. 使命・目的

本学は学則の第 1 条でその使命・目的を「豊かな感性と高い倫理観に加え、チーム医療の実践に求められる幅広い知識・高度な専門技術・コミュニケーション能力を有する専門職医療人を育成する。疾病の予防と治療や健康の維持と増進に有用な科学的根拠を示し、現代医学と伝統医学の双方を尊重した特色ある教育研究活動によって医学と医療の発展に寄与し、広く社会に貢献する。これをもって、専門職業人養成と社会貢献の機能を果たす。」と定めている。

また、育成する人材については、学則第 4 条の 2 において「大学の目的に則り、生命の尊厳を認識し、個々の人格を尊重できる寛容性と社会的倫理観を備え、科学的根拠に基づく問題解決能力を有し、患者本位の医療を選択、実践し得る指導的人材の育成」としている。

これは、ひとつは生命の尊厳を認識し、個々の人格を尊重できる寛容性と社会的倫理観を備えること、もうひとつは、科学的根拠に基づく問題解決能力を有し、患者本位の医療を選択し、実践し得る指導的人材が輩出することを目標としている。

つまり本学は、疾病の予防と治療や健康の維持と増進に有用な科学的根拠を示し、特色ある教育研究活動によって専門職業人を養成し、医学と医療の発展に寄与し、広く社会に貢献したいと願っている。

本学大学院は、その使命・目的として、学則の第 1 条に、「森ノ宮医療学園建学の精神に基づき、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、臨床の実践に求められる幅広い知識と高度な専門技術を有する専門職医療人を育成することにより、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とする。」と定めている。

助産学専攻科は、助産学専攻科規程第 2 条において、その使命と目的を、「産科医療の高度化ならびに助産実践の多様性に対応し、女性と母子およびその家族のニーズに応えることができ、科学的根拠に基づく高度な助産診断能力および助産技術をもつ人材の育成、ならびに生命の尊厳と人間愛の精神を培い、助産師としての社会的使命と責務を認識し、安全で質の高い助産ケアを提供できる助産師の育成を目的とする。」としている。

3. 大学の個性・特色

平成 24(2012)年、創立 40 周年を迎えたことを機に、学園のさらなる発展をめざした中期事業計画の検討に取り組み、「森ノ宮医療学園第一期中期経営計画」(平成 26(2014)年度～平成 30(2018)年度実施)を策定した。

本学園の「建学の精神」「学園の精神」「基本理念」等に基づいて、本学と専門学校の各部門が「ミッション」「ビジョン」を設定し、その達成に向けて年度ごとの事業計画を推進することとなり、その第一歩として、基本スタンスを明確にし学園全体で共有するために、「行動指針」を作成した。また、平成 25(2013)年 4 月には、「建学の精神」「学園の精神」「基本理念」「ミッション」「行動指針」を記載した「クレド(Credo)」(ラテン語で経営理念を表す言葉)を作成、全教職員に配布し、学内に掲示している。

「クレド(Credo)」の記載内容は以下の通りである。

「建学の精神」

- － 「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた医療人を育成する」

「学園の精神」

- － 「生命（いのち）への愛と畏敬」

「基本理念」

- － 「人によりそい幸福（しあわせ）を希う学園」

「ミッション」

- － (森ノ宮医療大学)

「私たちは、豊かな感性と高い倫理観に加え、チーム医療の実践に求められる幅広い知識・高度な専門技術・コミュニケーション能力を有する専門職医療人を育てます」

- － (森ノ宮医療学園専門学校)

「私たちは、伝統医学を継承し技を極め、心ある臨床家を育てます」

— (森ノ宮医療学園ランゲージスクール)

「私たちは、幅広い知識と専門技術を有し、社会人として必要なコミュニケーション能力や自律の精神を備えた介護福祉士を育てます」

「行動指針」

1. 私たちは、広い視野を持ち行動します。
2. 私たちは、興味関心を持ち続けます。
3. 私たちは、明確な目標を持って行動します。
4. 私たちは、積極的にチャレンジします。
5. 私たちは、選択の重要性を認識し、プロセスを大事にします。
6. 私たちは、自律と責任を重んじます。
7. 私たちは、小さなひらめきを大切にし、改善します。
8. 私たちは、自己研鑽に励みます。
9. 私たちは、謙虚で素直な心を持ちます。
10. 私たちは、互いを認め合い、協力する精神を養います。
11. 私たちは、感謝の心を大切にします。
12. 私たちは、当たり前とは何かを考え、行動します。

この「行動指針」の策定については、本学園教職員でプロジェクトチームを作り素案を作成した。現在は新任研修、SD(Staff Development)研修等にこの「クレド(Credo)」を活用し、「建学の精神」「学園の精神」「基本理念」「ミッション」「行動指針」の意義、考え方について理解の共有を図っている。

また、本学では、ブランド力の強化、社会的な認知度の向上を目的に、本学のロゴマークにタグライン(※)を組み合わせ、本学の理念や特徴、“想い”を社会に発信することで、在学生・卒業生の愛校精神の育成、教職員のモチベーションの向上につなげている。

想いのすべてを、医療の力に。



ロゴマークは「いのち（生命原理）」や「はじまり」「対立物が統一された完全状態」を意味する“たまご”をモチーフとしている。中心の M は、「Morinomiya (森ノ宮)」「Medical care (医療)」「Medicine (医学)」「Mind (精神)」を象徴し、青色の波を象っている部分は本学のキャンパスが位置するベイエリア「海」を表現している。

また、「想いのすべてを、医療の力に。」というタグラインには、医療者をめざす学生の熱い気持ちとそれに応える教職員の意志が込められている。

※タグライン(tag line)とは、世の中に対してその企業やブランドが持つ感情面と機能面のベネフィット（優れた点）をわかりやすく伝えるための表現の一方法とされている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 48 年（1973 年）	4 月	大阪鍼灸専門学校開校
昭和 52 年（1977 年）	4 月	学校法人森ノ宮学園となり、あわせて専修学校医療専門課程認可
昭和 57 年（1982 年）	4 月	附属診療所、附属鍼灸施術所開設
昭和 63 年（1988 年）	11 月	中国・大連市中医医院と学術研究提携を結ぶ
平成 4 年（1992 年）	7 月	中国・南京中医薬大学と学術研究提携を結ぶ
平成 7 年（1995 年）	3 月	文部大臣より専門士（医療専門課程）の称号を付与
平成 8 年（1996 年）	6 月	中国・江蘇省江陰市中医院と交流開始
平成 12 年（2000 年）	4 月	法人名を学校法人森ノ宮医療学園、学校名を森ノ宮医療学園専門学校と改称
平成 12 年（2000 年）	4 月	柔道整復学科開設
平成 13 年（2001 年）	1 月	本校舎増改築工事完成、はりきゅうミュージアム開設
平成 14 年（2002 年）	4 月	緑橋校舎開設
平成 15 年（2003 年）	7 月	アネックス校舎落成
平成 16 年（2004 年）	3 月	中国・江蘇省江陰市中医院と学術・教育協定を締結
平成 18 年（2006 年）	11 月	森ノ宮医療大学設置認可
平成 19 年（2007 年）	2 月	森ノ宮医療大学イーストポート（東棟）校舎落成
平成 19 年（2007 年）	4 月	森ノ宮医療大学開学
平成 20 年（2008 年）	11 月	森ノ宮医療大学コスモキャンパス第 2 校地取得
平成 22 年（2010 年）	1 月	附属診療所、附属鍼灸施術所を緑橋校舎に移転し、森ノ宮医療学園附属みどりの風クリニック、みどりの風鍼灸院へと名称を変更
平成 22 年（2010 年）	3 月	森ノ宮医療学園アネックス校舎完成
平成 22 年（2010 年）	4 月	大阪府立急性期・総合医療センター（現：地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター）と相互連携協定を締結
平成 22 年（2010 年）	6 月	森ノ宮医療大学食堂棟『メディカフェ』落成
平成 23 年（2011 年）	3 月	森ノ宮医療大学ウエストポート（西棟）校舎落成
平成 23 年（2011 年）	4 月	森ノ宮医療大学保健医療学部看護学科開設
平成 23 年（2011 年）	4 月	森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻（修士課程）開設
平成 23 年（2011 年）	7 月	医療法人協和会千里中央病院と相互連携協定を締結
平成 23 年（2011 年）	12 月	医療法人錦秀会と相互連携協定を締結
平成 24 年（2012 年）	4 月	森ノ宮医療大学保健医療学部鍼灸学科に鍼灸コース・スポーツ特修コース（教職課程）開設
平成 25 年（2013 年）	5 月	公益財団法人田附興風会医学研究所北野病院と相互連携協定を締結
平成 26 年（2014 年）	1 月	大阪市住之江区と包括連携協定を締結
平成 26 年（2014 年）	1 月	医療法人協和会と相互連携協定を締結
平成 26 年（2014 年）	2 月	中国・浙江省人民医院と学術交流に関する協定を締結
平成 26 年（2014 年）	6 月	高槻市教育委員会と連携協定を締結
平成 26 年（2014 年）	11 月	特定医療法人（現：社会医療法人）有隣会東大阪病院と保健医療学部が相互連携協定を締結
平成 26 年（2014 年）	11 月	吹田市教育委員会と連携協定を締結

森ノ宮医療大学

平成 27 年（2015 年）	2 月	相愛大学と包括連携協定を締結
平成 27 年（2015 年）	3 月	社会医療法人景岳会南大阪病院と相互連携協定を締結
平成 27 年（2015 年）	7 月	守口市教育委員会と連携協定を締結
平成 28 年（2016 年）	1 月	社会福祉法人帝塚山福祉会と相互連携協定を締結
平成 28 年（2016 年）	4 月	森ノ宮医療大学保健医療学部臨床検査学科開設
平成 28 年（2016 年）	4 月	森ノ宮医療大学保健医療学部作業療法学科開設
平成 28 年（2016 年）	4 月	森ノ宮医療大学助産学専攻科開設
平成 28 年（2016 年）	5 月	森ノ宮医療大学キャナルポート（南棟）校舎落成
平成 28 年（2016 年）	5 月	森ノ宮医療大学 MTC（メディカル・トレーニング・センター）完成
平成 28 年（2016 年）	5 月	森ノ宮医療大学附属図書館をキャナルポートに移設、呼称『メディカル・アイ』
平成 28 年（2016 年）	6 月	大阪府立成人病センター（現：地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター）と相互連携協定を締結
平成 28 年（2016 年）	11 月	森ノ宮医療大学創立 10 周年記念式典を挙行
平成 28 年（2016 年）	12 月	森ノ宮医療大学西側校地取得
平成 29 年（2017 年）	2 月	社会医療法人純幸会関西メディカル病院と相互連携協定を締結
平成 29 年（2017 年）	3 月	マキュワン大学（カナダ）と相互連携協定を締結
平成 29 年（2017 年）	4 月	森ノ宮医療大学保健医療学部看護学科に養護教諭養成課程開設
平成 29 年（2017 年）	10 月	株式会社かなえるリンクと相互連携協定を締結
平成 29 年（2017 年）	11 月	京都施術所（ERP 下鴨南治療院）開院
平成 29 年（2017 年）	12 月	複合型スポーツ施設『グリーンスクエア』落成
平成 30 年（2018 年）	1 月	放送大学と単位互換協定を締結
平成 30 年（2018 年）	1 月	公益財団法人日本生命済生会附属日生病院（現：公益財団法人日本生命済生会日本生命病院）と相互連携協定を締結
平成 30 年（2018 年）	3 月	カーティン大学（オーストラリア）と相互連携協定を締結
平成 30 年（2018 年）	4 月	森ノ宮医療大学保健医療学部臨床工学科開設
平成 30 年（2018 年）	4 月	森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科医療科学専攻（博士後期課程）開設
平成 30 年（2018 年）	4 月	ミズノ株式会社と相互連携協定を締結
平成 30 年（2018 年）	7 月	三育大学（韓国）と相互連携協定を締結
平成 30 年（2018 年）	11 月	学校法人近畿大学近畿大学医学部附属病院（現：学校法人近畿大学近畿大学病院）と相互連携協定を締結
平成 30 年（2018 年）	12 月	公益財団法人 大阪国際がん治療財団 大阪重粒子線センターと相互連携協定を締結
平成 31 年（2019 年）	4 月	森ノ宮医療学園ランゲージスクール開校
令和 2 年（2020 年）	1 月	森ノ宮医療大学さくらポート（桜棟）校舎落成
令和 2 年（2020 年）	4 月	森ノ宮医療大学保健医療学部診療放射線学科開設
令和 2 年（2020 年）	4 月	森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻（修士課程）開設
令和 2 年（2020 年）	4 月	森ノ宮医療大学保健医療学部臨床検査学科細胞検査士養成課程開設

2. 本学の現況

- ・大学名 森ノ宮医療大学
- ・所在地 大阪府大阪市住之江区南港北 1-26-16

・学部等の構成 保健医療学部

- 看護学科
- 理学療法学科
- 作業療法学科
- 臨床検査学科
- 臨床工学科
- 診療放射線学科
- 鍼灸学科

専攻科
助産学専攻科

大学院 保健医療学研究科

- 保健医療学専攻（修士課程）
- 看護学専攻（修士課程）
- 医療科学専攻（博士後期課程）

・学生数、教員数、職員数

(1) 学生数

(保健医療学部・専攻科)

学部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員	在 籍 学 生 数				在籍学生 総数
				1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	
保健医 療学部	看護学科	90	350	90	87	88	83	348
	理学療法学科	70	270	70	70	67	70	277
	作業療法学科	40	160	52	50	47	43	192
	臨床検査学科	70	250	72	71	68	68	279
	臨床工学科	60	180	66	69	68	-	203
	診療放射線学科	80	80	90	-	-	-	90
	鍼灸学科	60	240	69	63	59	69	260
保健医療学部計		470	1,530	509	410	397	333	1,649
専攻科	助産学専攻科	10	10	10	-	-	-	10
専攻科合計		10	10	10	-	-	-	10
合 計		380	1,540	519	410	397	333	1,659

(大学院)

研究科	専 攻	入学 定員	収容 定員	在籍学生数			在籍学生 総数
				1 年	2 年	3 年	
保健医療学 研究科	保健医療学専攻	6	12	8	9	/	17
	看護学専攻	6	6	2	-	/	2
	医療科学専攻	2	6	1	1	4	6
合 計		14	24	11	10	4	25

(2) 教員数

学部・学科、その他の組織		専任教員数					助手
		教授	准教授	講師	助教	計	
保健医療学部	看護学科	13	7	10	4	34	1
	理学療法学科	8	4	2	3	17	2
	作業療法学科	5	0	4	1	10	0
	臨床検査学科	10	0	2	2	14	0
	臨床工学科	4	6	1	1	12	0
	診療放射線学科	6	1	1	2	10	0
	鍼灸学科	11	3	6	4	24	1
保健医療学部計		57	21	26	17	121	4
大学院	保健医療学研究科	6	0	0	0	6	0
専攻科	助産学専攻科	1	0	2	1	4	0
その他の組織	鍼灸情報センター	0	1	0	1	2	0
合 計		64	22	28	19	133	4

(3) 職員数

	正職員	嘱託	パート (アルバイト含む)	派遣	合計
人数	49	1	9	0	59

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学園の建学の精神に基づき、「学校法人森ノ宮医療学園 寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第 3 条に本学園の設置目的「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、医療に貢献できる優れた人材を育成することを目的とする。」と定めている【資料 1-1-1】。

また、「森ノ宮医療大学 学則」（以下「大学学則」という。）第 1 条において、寄附行為で規定している設置目的、さらに大学の目的を反映し、「豊かな感性と高い倫理観に加え、チーム医療の実践に求められる幅広い知識・高度な専門技術・コミュニケーション能力を有する専門職医療人を育成する。疾病の予防と治療や健康の維持と増進に有用な科学的根拠を示し、現代医学と伝統医学の双方を尊重した特色ある教育研究活動によって医学と医療の発展に寄与し、広く社会に貢献する。これをもって、専門職業人養成と社会貢献の機能を果たす。」と定めている【資料 1-1-2】。

「森ノ宮医療大学 大学院 学則」（以下「大学院学則」という。）第 8 条では、「Evidence-Based Medicine (EBM) とチーム医療の概念を基本として、科学的かつ包括的な観点から課題を分析し処理できる高度な医療専門職業人を養成するとともに、多元的医療システムを理解し受容しながら保健医療の新しい価値観と発想を創り上げることを目的とする」「医療における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、臨床に役立つ技術やシステムの研究開発を行うことによって、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とする。」と定めている【資料 1-1-3】。

「森ノ宮医療大学 助産学専攻科規程」（以下「助産学専攻科規程」という。）第 2 条では、「産科医療の高度化並びに助産実践の多様性に対応し、女性と母子及びその家族のニーズに応えることができ、科学的根拠に基づく高度な助産診断能力及び助産技術をもつ人材の育成並びに生命の尊厳と人間愛の精神を培い、助産師としての社会的使命と責務を認識し、安全で質の高い助産ケアを提供できる助産師の育成を目的とする。」と定めている【資料 1-1-4】。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的等については、学部学科、研究科ごとに「森ノ宮医療大学 学則」「森ノ宮医療大学大学院 学則」「大学案内」「入学試験要項」「大学院案内」「森ノ宮医療大学 学生手帳」に簡潔な文章で明示するとともに、本学ホームページ上に掲載している【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】【資料 1-1-8】【資料 1-1-9】。

1-1-③ 個性・特色の明示

7 学科を有する本学の個性・特色は、建学の精神「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏うちされた医療人を育成する」に表現されている。大学学則においては、「チーム医療の実践に求められる幅広い知識・高度な専門技術・コミュニケーション能力を有する専門職医療人の育成」を大学の目的として掲げている【資料 1-1-2】。また、大学院学則においては「Evidence-Based Medicine (EBM) とチーム医療の概念を基本として、科学的かつ包括的な観点から課題を分析し処理できる高度な医療専門職業人を養成する」を大学院研究科の目的と掲げている【資料 1-1-3】。このように大学、大学院研究科のそれぞれにおいて、社会や医療に貢献できる優れた人材並びにチーム医療の実践に求められる能力を備えた人材の育成の目的に、本学の個性・特色を反映し、明示している。

1-1-④ 変化への対応

平成 25(2013)年に学園創立 40 周年をむかえ、「森ノ宮医療学園第一期中期経営計画(平成 26(2014)年度～平成 30(2018)年度)」を策定した【資料 1-1-10】。第一期では、創立時の精神(理念)に立返りながら、「建学の精神」「学園の精神」「基本理念」に基づいて、「ミッション」「ビジョン」を策定し、達成に向けた「行動指針」や目標等の見直しと明文化を行っている。

第一期中期経営計画を終え、新たに「森ノ宮医療学園第二期中期経営計画(令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度)」を策定し、現在は第二期中期経営計画の 2 年目として、社会情勢や外的環境の変化、内部状況の把握、文部科学省の施策に沿いながら、12 の中核プロジェクトを掲げ、教育、国際化、学生支援等、それぞれの目標に従い、教職員がプロジェクトチームを作り、推進している【資料 1-1-11】。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

理念・目的の適切性については、年度ごとに「事業計画書」「事業報告書」を作成し、理事長、学長、学部長、事務局長、法人担当者等によりヒアリングを実施して、検証している。これらの教育・研究活動の内容と、大学の理念・目的の適切性を検証する自己点検評価・FSD 委員会のもと、相互に検証できる制度の実質化を今後も図っていく【資料 1-1-12】。なお、FSD とは FD(Faculty Development) と SD(Staff Development) を総称する本学独自の造語である(以下 FSD とする)。同時に令和元(2019)年度からスタートした、「森ノ宮医療学園第二期中期計画(令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度)」において、社会情勢などに対応し、本学の教育研究活動をより一層充実させ、教職協働化をすすめ、大学の使命・目的の実現を図り、中期経営計画を改定しながら、継続的に検証・見直しを行い、推

進していく。

- 【資料 1-1-1】学校法人森ノ宮医療学園 寄附行為
- 【資料 1-1-2】森ノ宮医療大学 学則
- 【資料 1-1-3】森ノ宮医療大学大学院 学則
- 【資料 1-1-4】森ノ宮医療大学 助産学専攻科規程
- 【資料 1-1-5】大学案内パンフレット 2021
- 【資料 1-1-6】入学試験要項 2021
- 【資料 1-1-7】大学院案内パンフレット 2021
- 【資料 1-1-8】森ノ宮医療大学 学生手帳
- 【資料 1-1-9】森ノ宮医療大学ホームページ [大学紹介／建学の精神・教育理念]
- 【資料 1-1-10】森ノ宮医療学園第一期中期経営計画
- 【資料 1-1-11】森ノ宮医療学園第二期中期経営計画
- 【資料 1-1-12】森ノ宮医療大学 自己点検評価・FSD 委員会規程

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

学園の使命・目的については、新年度の4月に実施されるオリエンテーションで新入教職員を含めた全教職員に向けて訓示があり、また、学則や本学ホームページ、学園内の情報共有システムである本学グループウェア(desknet's)を通じて教職員に発信し、情報共有している。また、毎年度、新入教職員に対しオリエンテーションにおいて、本学の建学の精神、教育の使命・目的等の説明が理事長、学長、理事から行われている【資料 1-2-1】。平成25(2013)年4月から、「建学の精神」「学園の精神」「基本理念」「ミッション」「行動指針」を記載した「クレド(Credo)」を、役員、全教職員に配布し、学内にも掲示しており、職員が出席する朝礼においても学園の使命・目的等が伝えられている【資料 1-2-2】。

また、中期経営計画には建学の精神等との関係の位置づけが明確に示されており、理事会での議論・意思決定の過程において、役員の理解と支持を得ている【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】。

1-2-② 学内外への周知

学内外に配布する大学案内等の各種印刷物や本学ホームページに、本学の建学の精神(理念)、使命・目的及び教育目的等を明示している【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】。また、在学生には「森ノ宮医療大学 学生手帳」で、教職員には大学学則、及び大学院学則等で明示し、学内外への周知を図っている【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】【資料 1-2-9】。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

「森ノ宮医療学園第一期中期経営計画（平成 26(2014)年度～平成 30(2018)年度）」は、「建学の精神」「学園の精神」「基本理念」等本学の使命・目的と中期経営計画との関係と位置づけについて明確に示したうえで策定されていた【資料 1-2-3】。

その後、策定された「森ノ宮医療学園第二期中期経営計画（令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度）」においても、使命・目的と中期経営計画との関係と位置づけについて反映され、基本目標と 12 の中核プロジェクトを掲げ、現在は 2 年目として目標達成に向けて推進している【資料 1-2-4】。

【基本目標】

「人口減少社会に勝ち残るブランド力” 関西圏トップ” の実現」

【12 の中核プロジェクト】(一部抜粋)

- ・森ノ宮式「チーム医療教育」確立プロジェクト
- ・「研究の森」づくりプロジェクト
- ・「時代に対応した柔軟な学部・学科展開」プロジェクト
- ・入試改革プロジェクト

など

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

三つのポリシーである「アドミッション・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」については、建学の精神及び使命・目的並びに教育目的を踏まえて策定され、平成 29(2017)年に大幅な見直しを図り、各学科・研究科ごとに具体的な方針が表現され、さらに令和元(2019)年に看護学科で見直しを実施した。現在、学修成果に対する評価の方針であるアセスメント・ポリシーとともに、本学ホームページにて三つのポリシーが明示され、また、入学試験要項及び「森ノ宮医療大学 学生手帳」等の配布物にも三つのポリシーが明示されており、教職員、在学生はもとより、受験生や社会一般的に認識されるように努めている【資料 1-2-10】【資料 1-2-11】【資料 1-2-7】。また、令和元(2019)年度から、地域社会や産業界の学外有識者の参画により、客観的な視点を入れるなどの工夫を加えることに取組み始めている【資料 1-2-12】。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

森ノ宮医療学園は、全体を統括する「法人本部」、教育研究活動を実践する「森ノ宮医療大学」と「森ノ宮医療学園専門学校」及び臨床実習施設の役割を担う「森ノ宮医療学園附

属診療所」及び「京都施術所」、また広く卒業教育や臨床家に資する出版物を刊行する目的を持った「森ノ宮医療学園出版部」及び「はりきゅうミュージアム」、外国人留学生に対する日本語教育を行う「森ノ宮医療学園ランゲージスクール」で構成されている【資料 1-2-13】。組織運営は、学校教育法第 93 条、学校教育法施行規則第 26 条第 5 項、第 143 条に基づき、本学では教育研究目的の達成のため、以下の管理運営体制を構築している。

【教学面における管理運営体制】

1) 教授会

「森ノ宮医療大学 学則」及び「森ノ宮医療大学 教授会規程」に基づき、以下の教学面における重要事項を審議し、学長に意見を述べる【資料 1-2-14】。教授会は、学長が招集し、その議長となる。主な審議事項は以下のとおりである。

- ① 教育課程の編成に関すること
- ② 授業及び試験に関すること
- ③ 学生の入学、卒業または課程の修了、その他学生の在籍に関すること、及び学位の授与に関すること
- ④ 学生指導に関すること
- ⑤ その他、教育または研究に関する事項

また、これらの事項のほか、理事長ならびに学長の諮問した事項を審議する。教授会の構成員は、理事長、学長、教授、准教授、専任講師、事務局長をもって組織する。また、教授会には助教、助手その他の教職員も陪席が可能な態勢となっている。この教授会の開催については、月 1 回（毎月第 3 木曜日）を定例教授会としている。また、議長は必要に応じて教授会構成員を会議に招集し、臨時教授会を開催することができることとしており、教授会の機動的な体制を確保している。

2) 大学院研究科委員会

「森ノ宮医療大学大学院 学則」及び「森ノ宮医療大学大学院 研究科委員会規程」に基づき、以下の大学院保健医療学研究科の教育と研究に関する重要な事項を審議し、学長に意見を述べる【資料 1-2-15】。主な審議事項は以下のとおりである。

- ① 教育課程に関すること
- ② 学生の入学、退学、休学、転学及び除籍に関すること
- ③ 学生の賞罰に関すること
- ④ 科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生に関すること
- ⑤ 研究科授業担当教員の選考に関すること
- ⑥ 修士・博士の学位の授与に関すること
- ⑦ 研究科長の諮問したこと
- ⑧ その他研究科の運営に関し重要な事項

委員会の構成員は、学長、研究科長、研究科担当教員、研究科授業担当教員で必要と認められた者をもって組織する。なお、大学院研究科委員会は教授会と同様に研究科授業担当教員だけでなく、全ての教職員の陪席が認められている。

3) 管理運営会議

大学の重要事項を審議、決定するために、管理運営会議を置いている【資料 1-2-16】。教授会、大学院研究科委員会で審議する事項及び教学に係る重要事項の検討、調整を実施しており、教授会、大学院研究科委員会に諮るための機関として機能している。会議の構成メンバーは、理事長、学長、副学長、図書館長、研究科長、学部長、専攻科長、学科長、共通教育センター長、事務局長、大学事務局内の各室長（総務室長、教務室長、学生支援室長、広報室長、入試室長、会計室長）、学長室長、各センター長等で構成している。会議については、月 1 回(毎月第 2 木曜日)を定例の管理運営会議として開催している。

また、この管理運営会議は教職協働組織として設置された 10 のセンターで実施される事項においても、審議し日常業務遂行上の運営について決定している。

4) 学科会議

学科会議は、各学科内に在籍する専任の教員で構成し、その教育・研究・運営に関しての審議と学生動態の共通理解、学科の目標達成の施策等、学科特性に合わせた教育を行うことができるよう企画立案の機能を持ち、本学においては全学科において開催されている。

【教職協働組織としてのセンターの設置】

学生の入学前、在学中、そして卒業後のフォローに至る一連の流れを正確に把握し、運営に活用するための教職協働の組織として、以下のセンターを設置している。各センターの役割は「森ノ宮医療大学 業務分掌規程」において定めている【資料 1-2-13】【資料 1-2-17】。

- 1) 共通教育センター
- 2) アドミッションセンター
- 3) 学修支援センター
- 4) 教職支援センター
- 5) 国際交流センター
- 6) 卒後教育センター
- 7) 健康管理センター
- 8) 研究支援センター
- 9) キャリアセンター
- 10) 地域連携センター

【教授会に関連する組織としての委員会の設置】

教授会との連携を適切かつ有効的に運営するために、専門的事項を審議、起案、または実行することを目的として、下記委員会を常設し、構成メンバーは各委員会において定めている。

1) 自己点検評価・FSD 委員会

自己点検・評価に関する必要な事項を審議するとともに、教職員の資質向上に資する組織的な取組みについて、検討、提案、具体的運営を図るために設けている【資料 1-2-18】。委員会は、研究科長、学部長、学科長、事務局長、事務局管理職、専任教員と専任職員等で構成し、積極的に自己点検・評価活動及びFD並びにSDへの取組みを推進している。

教育活動評価の重要な指標として、「授業評価アンケート」を年2回実施している。これは教職員全員が参加する「公開授業（授業見学）」（具体的には、ほぼ1か月にわたる）を、年に2回全学的に実施し、職員については授業を見学しアンケートに回答し、教員同士については相互に評価を行っている【資料 1-2-19】。

自己点検・評価は4年に1回実施することになっており、本学では令和元（2019）年度「自己点検評価書」を公表している。また、本学ホームページの「数字で見る森ノ宮医療大学」の中でも各種の教育関連データの公表を行っている。主な取組みは以下のとおりである。

- ① 自己点検・評価の方針及び項目の作成に関すること
- ② 自己点検・評価の実施に関すること
- ③ 自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること
- ④ 第三者評価への対応に関すること
- ⑤ その他、理事長、学長が諮詢した事項
- ⑥ FD・SDのための研修会の開催
- ⑦ 教育、研究、臨床を積極的に展開できる環境作り
- ⑧ 本学教職員の資質維持・向上に関わる事項

2) 教務委員会

各学科と教務室が連携し、教育課程の編成、運営及び学生の転学、留学、休学及び退学除籍等に関する事を検討し、教授会に上申する。また、単位互換制度、既修得単位の認定、聴講生、研究生、科目等履修生及び留学生に関する事を審議検討するために、この委員会を設けている【資料 1-2-20】。委員会は、副学長、学部長、学科長、教務室長、専任の教務室員等で構成しており、主な取組みは以下のとおりである。

- ① 教育課程の編成、実施に関すること
- ② カリキュラムの運営方法（シラバスを含む）、点検及びその改善に関すること
- ③ 学生の修学指導に関すること
- ④ 卒業及び修了に関すること
- ⑤ 学生の休学、復学、転学、留学、退学及び除籍に関すること
- ⑥ 学生の再入学、編入学及び転入学に関すること
- ⑦ 既修得単位等認定に関すること
- ⑧ 単位互換制度の運用に関すること
- ⑨ 学業に関する賞罰
- ⑩ 聴講生、科目等履修生に関すること
- ⑪ 教室の管理、運営に関すること

- ⑫ ICT（情報通信技術）を含む教材教具等の導入、運用に関すること
- ⑬ その他、学長が諮問した事項

3) 人権問題委員会

人権を尊重し、人権侵害問題が発生した際に適切な対処を行うことを目的に設けている【資料 1-2-21】。活動の一環として、人権意識の啓発のためにセミナー等を定期的に開催している。委員会は、副学長、学部長、事務局長、専任の教職員等で構成しており、主な取組みは以下のとおりである。

- ① 人権についての啓発、研修に関すること
- ② 人権問題に対する点検に関すること
- ③ 人権問題が発生した際の解決と報告に関すること
- ④ その他、学長が諮問した事項

4) 教職課程委員会

教職課程に関する諸事項を検討し実行することにより充実した教職教育を行うために設けている【資料 1-2-22】。委員会は、教職課程を有する学科の学科長、コース長、教務室長、専任教員と専任教務室員等で構成しており、主な取組みは以下のとおりである。

- ① 教職課程（教育実習やボランティア等を含む）の教育課程に関すること
- ② 教職課程の担当教員に関すること
- ③ 教育職員免許状に関すること
- ④ その他、学長が諮問した事項

5) 学生支援委員会

各学科と学生支援室が連携し、総合的な学生支援を図り、その円滑な運営を行うために設けている【資料 1-2-23】。委員会は、副学長、学部長、学科長、事務局長、学生支援室長、専任の学生支援室員等で構成しており、主な取組みは以下のとおりである。

- ① 学生の進路に関すること
- ② 学生の課外活動に関すること
- ③ 学生会に関すること
- ④ 学生の福利・厚生・補導に関すること
- ⑤ 学生の奨学金等に関すること
- ⑥ その他、学生生活全般に関すること

6) 附属図書館運営委員会

附属図書館と連携し、その運営に関する重要事項を協議し、充実した図書館運営を行うことを目的とするために設けている【資料 1-2-24】。委員会は、図書館長、各学科の専任教員等で構成しており、主な取組みは以下のとおりである。

- ① 図書館の管理運営に関すること
- ② 図書館の利用促進に関すること
- ③ 図書館の予算の計画および執行に関すること
- ④ 図書館資料の整備および利用に関すること
- ⑤ 図書館の規程の制定および改廃に関すること
- ⑥ その他、図書館に関する重要事項

【大学院研究科委員会に関連する組織としての委員会の設置】

大学院研究科委員会との連携を適切かつ有効的に運営するために、専門的事項を審議、起案、または実行することを目的として、下記委員会を常設し、構成メンバーは各委員会において定めている。

1) 大学院教務委員会

保健医療学研究科と教務室が連携し、教育課程の編成、運営及び学生の転学、留学、休学及び退学除籍等に関する検討を実施し、大学院研究科委員会に上申することのほか、単位互換制度、既修得単位の認定、聴講生、研究生、科目等履修生及び留学生に関する審議検討のために、この委員会を設けている【資料 1-2-25】。委員会は、研究科長、学部長、教務室長、専任教員、教務室員等で構成しており、主な取組みは以下のとおりである。

- ① 教育課程の編成、実施に関すること
- ② カリキュラムの運営方法（シラバスを含む）、点検及びその改善に関すること
- ③ 大学院生の修学指導に関すること
- ④ 修了に関すること
- ⑤ 大学院生の休学、復学、転学、留学、退学及び除籍に関すること
- ⑥ 大学院生の再入学、編入学及び転入学に関すること
- ⑦ 既修得単位等認定に関すること
- ⑧ 単位互換制度の運用に関すること
- ⑨ 学業に関する賞罰
- ⑩ 聴講生、科目等履修生に関すること
- ⑪ 教室の管理、運営に関すること
- ⑫ ICT（情報通信技術）を含む教材教具等の導入、運用に関すること
- ⑬ その他、学長が諮問した事項

2) 大学院自己点検評価・FSD 委員会

保健医療学研究科における自己点検・評価に関する必要な事項を審議するとともに、教職員の資質向上に資する組織的な取組みについて検討、提案、具体的運営を図るため設けている【資料 1-2-26】。委員会は、学長、研究科長、事務局長、専任教員等で構成しており、主な取組みは以下のとおりである。

- ① 自己点検・評価の方針及び項目の作成に関すること
- ② 自己点検・評価の実施に関すること
- ③ 自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること
- ④ 第三者評価への対応に関すること
- ⑤ その他、理事長、学長が諮問した事項
- ⑥ FSDのための研修会の開催
- ⑦ 教育、研究、臨床を積極的に展開できる環境作り
- ⑧ 教職員の資質維持・向上に関わる事項

大学院教務委員会、大学院自己点検評価・FSD 委員会のほか、必要に応じて専門的事項を審議するため、特別委員会を置くことが認められている。

【教学面における検討事項・協議事項の教職員への共有】

教授会や大学院研究科委員会での協議事項、教職協働組織である各センターや委員会で実施される事項等、教学面での検討事項や状況は以下の方法等により、学内に共有されている。この情報の共有により使命・目的の中長期的な計画への反映や、教育の質の保証・向上を踏まえた教育目的の達成に対し、教職員全員が取組んでいくようにしている。学内での共有を進めるための具体的な取り組みとして、組織や各委員会での協議・決定事項のうち、管理運営会議で審議、立案、具体化し方針を決定したものについては、教授会並びに大学院研究科委員会において周知されており、教授会議事録・大学院研究科委員会議事録は本学グループウェア(desknet's)に掲載され、全教職員に向けて情報が発信され、教職員はいつでも閲覧可能な状況になっている【資料 1-2-27】。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

外部環境の正確な理解と、教育現場の質の向上、学生支援の強化、改革のスピード、変革に対する学内の共通理解が重要であると大学全体としては認識しており、改善のための施策を実施し、迅速な問題解決に努めている。「森ノ宮医療学園第二期中期経営計画（令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度）」を基本として、全学的に教育の質の保証・向上や意識の醸成を今後とも図っていく【資料 1-2-4】。

【資料 1-2-1】本学グループウェア（「Desk net's NEO」）回覧レポート「2020 年度辞令交付式および新年度オリエンテーション概要」

【資料 1-2-2】学校法人森ノ宮医療学園「クレド(Credo)」

【資料 1-2-3】森ノ宮医療学園第一期中期経営計画

【資料 1-2-4】森ノ宮医療学園第二期中期経営計画

【資料 1-2-5】大学案内パンフレット 2021

【資料 1-2-6】森ノ宮医療大学ホームページ [大学紹介／建学の精神・教育理念]

【資料 1-2-7】森ノ宮医療大学 学生手帳

【資料 1-2-8】森ノ宮医療大学 学則

- 【資料 1-2-9】森ノ宮医療大学大学院 学則
- 【資料 1-2-10】森ノ宮医療大学ホームページ [大学紹介／教育方針]
- 【資料 1-2-11】入学試験要項 2021
- 【資料 1-2-12】学外有識者懇談会 会議記録
- 【資料 1-2-13】学校法人森ノ宮医療学園 組織図
- 【資料 1-2-14】森ノ宮医療大学 教授会規程
- 【資料 1-2-15】森ノ宮医療大学大学院 研究科委員会規程
- 【資料 1-2-16】森ノ宮医療大学 管理運営会議規程
- 【資料 1-2-17】森ノ宮医療大学 業務分掌規程
- 【資料 1-2-18】森ノ宮医療大学 自己点検評価・FSD 委員会規程
- 【資料 1-2-19】本学グループウェア（「Desk net's NEO」）回覧レポート「2019 年度公開授業・学生授業アンケートの実施について」
- 【資料 1-2-20】森ノ宮医療大学 教務委員会規程
- 【資料 1-2-21】森ノ宮医療大学 人権問題委員会規程
- 【資料 1-2-22】森ノ宮医療大学 教職課程委員会規程
- 【資料 1-2-23】森ノ宮医療大学 学生支援委員会規程
- 【資料 1-2-24】森ノ宮医療大学 附属図書館運営委員会規程
- 【資料 1-2-25】森ノ宮医療大学大学院 教務委員会規程
- 【資料 1-2-26】森ノ宮医療大学大学院 自己点検評価・FSD 委員会規程
- 【資料 1-2-27】本学グループウェア（「Desk net's NEO」）「6 月度定例教授会、研究科委員会議事録回覧」

[基準 1 の自己評価]

本学の使命や目的と教育目的の設定においては、学則に具体的に明文化され、大学案内や「森ノ宮医療大学 学生手帳」、本学ホームページ上で、「三つのポリシー」とともに簡潔に明示している。大学の個性・特色も使命・目的及び教育目的に反映されている。建学の精神に基づき、今後の社会情勢や外的環境の変化や文部科学省の教育施策に注視し、中期経営計画の改訂を進めて変化への対応を図っており、また実施状況を本学ホームページ上にて公表している。

使命・目的及び教育目的の反映においては、オリエンテーションや「クレド(Credo)」の配布を通じて学内の役員、教職員に理解と支持を得ており、大学案内や本学ホームページに建学の精神を掲載し、学外への周知を図っている。中期経営計画は本学の使命・目的との関係が明確に示され策定されており、中長期的な計画への使命・目的及び教育目的の反映もなされている。三つのポリシーについても、学科・研究科ごとに具体的に方針が反映されている。教授会等の学内における管理運営体制は整備され機能しており、検討・決定された内容については教職員に周知される仕組みが整っている。

以上を踏まえ、基準 1 は要件を満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受け入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

保健医療学部、各学科、大学院保健医療学研究科、助産学専攻科で、それぞれの教育目的に応じて定めたアドミッション・ポリシーを掲げ、具体的に求める能力やその評価方法を記している。また、これらの方針は、入学試験要項に明記して受験生に周知しているだけではなく、在学生へは「森ノ宮医療大学 学生手帳」を通じて、また本学ホームページにも掲載し、広く一般にも公表を行っている【資料 2-1-1】。

保健医療学部、各学科のアドミッション・ポリシーの周知については、広報室を中心として、高等学校・予備校・塾に対して募集活動時において詳細な説明を実施している。主な募集対象となる西日本の高等学校・予備校・塾に入試ガイドまたは入学試験要項を配布するほか、近畿・岡山・四国地区を中心に 561 校の高等学校を訪問、さらには高等学校・予備校・塾の進路指導担当教員対象の説明会（表 2-1-1 参照）を実施するなど、さまざまな機会を通じて、アドミッション・ポリシーの周知に努めている【資料 2-1-2】。

一方、受験生やその保護者に対しては、資料請求者（表 2-1-2 参照）への資料発送、年 10 回開催するオープンキャンパス（表 2-1-3 参照）や通常の大学講義が見学できる「公開授業（授業見学）」、さらには入試対策講座など学内イベントを数多く実施している。また、学外の進学相談会（表 2-1-4 参照）などにも積極的に参加しており、多数の受験生・保護者等に説明を行っている。

助産学専攻科においては、資料請求者（表 2-1-5 参照）への資料発送、さらには説明会を年 4 回実施（表 2-1-6 参照）することで受験生に対しての周知に努めている【資料 2-1-3】。

なお、大学院においては、これまで本学ホームページおよび資料請求者（表 2-1-7 参照）へ入学試験要項を送付することでの周知を行っている【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】【資料 2-1-6】。

表 2-1-1

令和元(2019)年度 高校教員・予備校・塾を対象とする本学の説明会 参加校数／参加者数

本学会場	大阪北会場	大阪南会場	合 計
68 校 73 人	39 校 40 人	40 校 42 人	147 校 155 人

表 2-1-2

令和元(2019)年度 資料請求者総数 (学部)

(単位：人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
3,179	3,175	3,929	4,566	3,161	2,367	1,629	1,461	1,715	2,097	1,963	1,594	30,836

表 2-1-3

令和元(2019)年度 オープンキャンパス 参加者数一覧 (学部)

(単位：人)

	4/14	6/16	7/14	7/15	8/10	8/11	8/18	9/15	10/6	11/17	合計
高校・受験生	566	709	373	416	480	643	691	416	51	122	4,467
保護者・付添	335	369	258	212	247	328	299	229	39	78	2,394
合計	901	1,078	631	628	727	971	990	645	90	200	6,861

表 2-1-4

令和元(2019)年度 学外進学相談会 会場数と相談者数 (学部)

大阪	兵庫	奈良	京都	岡山・四国	相談者数
20会場	4会場	1会場	1会場	12会場	657 人

表 2-1-5

令和元(2019)年度 助産学専攻科資料請求者総数

(単位：人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
17	23	26	28	17	12	12	5	18	16	17	11	202

表 2-1-6

令和元(2019)年度 助産学専攻科説明会 参加者数一覧 (単位：人)

	6/17	7/14	10/6	12/15	合計
大学生	15	6	4	8	38
社会人	4	1	0	2	7
その他	1	2	0	1	4
合計	20	9	4	11	44

表 2-1-7

令和元(2019)年度 大学院資料請求者総数

(単位：人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
3	6	5	6	7	8	6	3	6	3	11	6	70

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

保健医療学部では、アドミッション・ポリシーに沿ったさまざまな個性を持つ学生を受入れられるように、多様な入試制度を設けている。AO 入試では、オープンキャンパスや進学相談会、個別見学会などに受験生本人が参加することが出願条件のひとつとなっており、本学の教育目的とその内容をよく理解したうえで出願する仕組みとなっている。

公募推薦入試・一般入試・社会人入試では、国語・英語・数学・生物・化学・物理の 5 ~6 科目（入試種別により異なる）から自由に科目選択が出来るようになっている。これは理科系・文科系を問わず、医療職に適性を持つ幅広い学生を受入れるためである。ただし、臨床検査学科、臨床工学科、診療放射線学科は医療職の中でも理科系分野の学修がより必要になってくるため、その基礎となる数学を必須としている。

加えて全ての入試において、面接試験を課し、入学希望者の本学への学びや医療職や教職に就くことへの意欲を確認している。加えて全配点の中で、面接試験、調査書、学力試験の各配点の占める割合を AO 入試、推薦入試、一般入試、社会人入試等入試種別で重みづけを変えることで、多様な学生を受入れる体制となっている。また、各入試制度と入学後の成績との関連性や科目別の受験率や得点率などを分析し検証することで、入試の実際の運営方針等の見直しを図っている。

大学院保健医療学研究科においては、アドミッション・ポリシーや入学後、推進する研究内容に受験生との相違がないように、出願前に研究指導を希望する教員と事前相談を実施している。入学試験は、英文を含む筆記試験、小論文、個人面接の試験科目で合否判定を行っている。

助産学専攻科では、入学試験で大学院同様、専門科目の筆記試験、小論文、個人面接を課すことで、アドミッション・ポリシーに沿っている学生かどうかについても判断している。

なお、入試問題の作成については、大学のアドミッションセンター長が作成を指示し、管理を統括している。作問については、「アドミッションセンター」が作問作業の具体的方針と方向性を示したうえで、保健医療学部の入試問題については、「アドミッションセンター」と学長室が連携して作問案を策定し、その後、作問の適切性の検討や回答のチェック、校正管理等を「アドミッションセンター」が指名する学内の教員、および第三者機関を活用して実施している。また、大学院および助産学専攻科の入学選抜については、「アドミッションセンター」が指名する学内の教員が作問、および構成管理等を実施している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

保健医療学部における過去 5 年間（作業療法学科・臨床検査学科は過去 4 年、臨床工学科は過去 2 年間）の入学定員に対する学生受入れ数（入学者数）の比率は、全ての学科で 100% を超える状況となっており、教育環境に応じた安定した定員確保が出来ている。また、助産学専攻科においても、令和元(2019)年度のみが充足率約 90%（1 名欠員）となっているが、それ以前の過去 3 年間はいずれも入学定員充足率 100% となっており、安定かつ適切な定員を確保出来ている。一方、大学院保健医療学研究科では、年度によって入学定員充足率に偏りがあるものの、全体としては入学定員に近い学生数を受入れることが出来ている【資料 2-1-7】。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

保健医療学部におけるアドミッション・ポリシーについては、教育内容なども含めてより広く理解・周知を図っていくために本学ホームページの記載上の工夫や強化、資料請求者への定期的な本学情報の発信、オープンキャンパスへの参加促進、高等学校・予備校との繋がりを重視した広報活動によって、入学者数の確保と受入れの適正な維持に努める。

また、入学試験については令和3(2021)年度学生募集からの高大接続改革（入試改革）を機に、新たに入試に関する専門部署となる「入試室」を令和2(2020)年度に設置した【資料2-1-8】。今後は、受験生をより多面的に評価できる入試制度を導入するとともに、その結果を毎年分析し、検証することで新たな入試制度の確立をめざす。

大学院保健医療学研究科・助産学専攻科については、外部への説明会を開催する。また、他大学出身者のみならず、本学の学部生からの進学も推奨することにより、安定した学生の確保に努め、令和2(2020)年度からは、新たな試みとして年2回の説明会を学内で開催し、入学希望者に対してより深く周知していく。

【資料2-1-1】森ノ宮医療大学ホームページ アドミッション・ポリシー掲載ページ

【資料2-1-2】保健医療学部入学試験要項（冊子）

【資料2-1-3】助産学専攻科 学生募集要項（冊子）

【資料2-1-4】大学院 保健医療学専攻【修士課程】学生募集要項（冊子）

【資料2-1-5】大学院 看護学専攻【修士課程】学生募集要項（冊子）

【資料2-1-6】大学院 医療科学専攻【博士後期課程】学生募集要項（冊子）

【資料2-1-7】過去5年の入学定員、入学者数、定員充足率

【資料2-1-8】森ノ宮医療大学 組織図（一部抜粋）

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目2-2を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、平成23(2011)年度に「学習支援センター」を設置し、学習に関わる支援全般に加え、学習環境の整備や医療系国家資格取得支援など多岐にわたって支援業務を実施し、学習に関わるサポートを学習支援センター担当教職員を中心に全学的に取組んできた。

令和元(2019)年度には名称を「学修支援センター『愛称：MANABEL（マナベル）』」へ変更した【資料2-2-1】。

※学修支援センター「MANABEL (マナベル)」ロゴ



愛称 **MANABEL(マナベル)**

意味 学び

+

学「べる」と、能動的な学修を表現

+

BELL(鐘)で、ひらめきや新たな知識を得た喜びを表現

さらに末尾のBELには、学修支援センターを表現する、**Basic**(基本的な)・

Education(教育)・**Liblally**(気軽に)・**Learning**(学修)といった意味が含まれる

この名称変更は学修支援体制の充実を図ることを目的として行った。人員はセンター長1名（理学療法学科教員）、副センター長1名（事務局長補佐兼学生支援室室長）、学部長、共通教育センター長ならびに各学科専任教員と事務局教務室員により構成されており教職協働で学生の学修支援に取組んでいる。支援する対象分野は、医療専門職養成大学である本学の特性に鑑み、物理・生物・化学を中心としたリメディアル科目、医療に関する専門知識の基礎となる解剖学・生理学などの専門基礎科目、十分な知識を得て卒業するための卒業試験関連科目・国家試験対策等である。すなわち初年次から卒業までの学修の積み上げ・連続性を意識した支援を実施している。なお、令和元(2019)年度からは情報処理室を活用しパソコン教室を実施、ハード、ソフト両面での学修支援を強化した【資料2-2-2】。

また、授業の理解が不十分あるいは困難な1年生、学生生活の慣れ等から生ずる中だるみにより学修意欲・効果が低下する2・3年生、国家試験を控えた4年生、及び必要に応じ全学科全学生を対象とし、学修支援の取り組みとしてきめ細かくタイムリーな補講の企画・実施を平成28(2016)年度から展開している。内容については各学科で学生の現状や要望、特性等を考慮しプログラムに反映させるよう企画している。補講や学修支援の企画・実施は「学修支援センター」に従事する教員・職員が協働して行っており、これらの企画内容は学修支援センターア会議で検討、報告されている。【資料2-2-2】。

「学修支援センター」では常時学生から学修に関わる相談や質問を受け、教員や職員で対応している。これらの対応した内容については学修支援センターア会議等で職員、学科、科目担当教員等と共有し、連携がとれる体制を構築している。学生から受けた学修相談などの情報に加え、学生満足度調査結果や授業評価アンケート結果、学生の単位取得状況等の情報を基に支援策の検討を行っている。また、教職員に加え、医療資格を有する本学卒業生にも在学生への支援を呼びかけ、本学卒業生が「学修支援センター」に非常勤職員の

センターアシスタント（通称：CA（Center Assistant））として加わり、在学生の国家試験に対する勉強方法や過去に出題された国家試験問題の解説等の学修支援を行なっている。学生からは国家試験経験者である本学卒業生が学生目線での支援を行っていることが好評であるとのアンケート調査結果が出ており、毎年利用学生の満足度は高い。教職員による知識、技術の支援と本学卒業生による精神的な支援を含めた学修支援を行うことにより学生の学修問題解決に寄与している【資料 2-2-3】。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では入学時において学生に健康管理調査票の提出を義務付けており、自己申告により疾病や障がいの有無を確認している。入学以降は毎年、健康診断実施時に疾病や障がい等の状況に変更がないか学生に確認している。これらの情報を基に学生と面談し、疾病や障がいの状況について把握し、支援や配慮の必要性を確認している。支援や配慮が必要な学生においては担当教員と学生支援室、教務室、「健康管理センター」が連携し、授業時における対応等を検討、実施している。具体的な事例としてには体育関係の授業において、学生本人が実施可能な競技への調整や授業時の座席の配慮などを行っている【資料 2-2-4】。

オフィスアワーについては全学的に必須としており、シラバスや学生向けポータルサイト「MORIPA」等で公表している。あわせて、本学では担任・チューター制度を設け、学生生活だけでなく学修相談にも応じる教員・職員をクラス毎に配置している。担任・チューターは学生一人ひとりの授業態度を確認しながら個々の学生とコミュニケーションを図り学修状況の把握に努めている。これらの情報は科目担当者にも共有され学生の学修到達度などを把握し日々の授業運営に活用されている【資料 2-2-5】。

TA については全学で導入し、演習や実習関係の科目を中心に配置している。本学は法令（各医療国家資格に対応する法令に伴う指定規則等）に定められた医療技術を修得するための科目が多く配当されている。きめ細かい指導を行うため、学科教員と調整の上、教務委員会において各科目への配置を決定する。TA で補うことができない場合は本学卒業生や外部の人材を非常勤助手ならびにスタディアシスタント（通称：SA（Study Assistant））として登用し、授業運営の充実を図っている【資料 2-2-6】。

中途退学者は令和元(2019)年度卒業生においては 10.3%程度、留年率は 4.6%、4 年卒業率は 85.1%であった。中途退学者、留年者（標準年限非卒業者）への対応についてはここ数年、4 年卒業率が上昇傾向にあり、「学修支援センター」の充実や授業における TA 等の配置等、いくつかの施策等が功を奏している。

退学の主な理由として成績不振、経済的理由、進路変更等があげられるが、複合的な事由も散見するため決定的な解決策を見出すのは困難と考えられる。本質的には学生と大学側のコミュニケーションの量と質が退学するか否かを左右すると考えられており、退学理由については教授会、大学院研究科委員会において共有し、再発防止策のデータとして活用している。その施策のひとつとして本学では学生だけでなく保護者との連携も重要視しており、学生の出席状況や成績については学生向けポータルサイト「MORIPA」を通じて保護者からも閲覧可能としている。また、年に 1 回保護者との懇談の機会として教育後援会等を設け、学生の学修状況につき保護者への説明と保護者からの相談を受けている。保護者との面談についてはこの保護者懇談会だけではなく希望者は隨時、担任に申し入れる

ことができ、学修に関する家庭との連携も重要視し、成績向上に資する取り組みの共有や中途退学防止に努めている。

※教育後援会ホームページ (<https://e-support.morinomiya-u.ac.jp/>)



(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学全入時代を迎える18歳人口が減少する中で、医療系学部を志望する受験生が、理系、文系を問わず増加傾向にある。これまで高校等で修得してきた知識が個々により異なり、入学時点での学力に個人差や違いが見られる中、4年後には各種医療資格の国家試験合格水準の学力を維持し、本学のディプロマ・ポリシーに即した知識や技術等を身につけ卒業するために、学生目線に立って様々な学修支援策を講じて行く必要性を認識している。これまでの学修支援対応策を継続、発展させることに加え、学生のこれまでの学修プロセスやニーズを分析し、それらに対応できるカリキュラム編成、単位の実質化、成績評価の厳格化、加えて成果外での「学修支援センター」等による補講、支援策などの更なる充実を通じて学生の成果に結びつけることができる学修支援体制をより強化し、より一層の充実を図っていく。

【資料 2-2-1】学修支援センター愛称＆ロゴ

【資料 2-2-2】2019年度 MANABEL 実施報告

【資料 2-2-3】学修支援センターアシスタント利用学生アンケート結果

【資料 2-2-4】2019年度 第1回【健康管理センターアンケート】議事録

【資料 2-2-5】オフィスアワー記載例

【資料 2-2-6】2020 TA・SA・授業補助配置表

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

これまで、各学科の担任やチューター、大学院の研究指導教員と連携し、学生支援室が学生のキャリア支援窓口として対応してきたが、キャリア支援の充実と教職員間の更なる連携強化を目的とし、令和元(2019)年度に「キャリアセンター」を設置した。センター長は学生支援を担当する副学長、副センター長は学生支援室長がそれぞれ担当し、教職協働で学生をサポートする体制を構築している。「キャリアセンター」では各学科で行われている在学生への就職に関する対策等の取り組み状況の確認と共有、各医療施設、企業等からの就職情報等の共有、キャリア支援に関するイベントの企画等を行っている。学生からの進路相談、履歴書添削、模擬面接等の支援については、これまで通り学生支援室員、各学科の担任やチューター、研究指導教員、さらには有資格者のキャリアカウンセラーを配置し、充実を図っている。

本学保健医療学部は、9職種（国家資格は10種類）の医療従事者（看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、はり師、きゅう師）の国家試験受験資格を取得することができる。加えて鍼灸学科スポーツ特修コースの一部の学生は保健体育（中・高）、看護学科の一部の学生は養護教諭の免許取得が可能となっている。

教育課程内では1年次から基礎ゼミナールでのキャリア教育やそれぞれの国家資格に関する講義、実技科目に関し、医療現場を見据えた実践的なカリキュラムで編成されている。また、全ての学科で1年次から臨床現場の見学等を取り入れ、チーム医療への理解、職業観形成につなげている。目指す資格のビジョンを考え、仕事を含む生涯の人生そのものをこれからどのように形成していくのかについて考えることを主題とし、キャリアデザインの必要性と重要性を理解させている。

また、教育課程外での支援として有資格者等各業界で活躍されている有識者を招き、キャリア支援セミナーを開催し、社会観及び職業観の醸成に寄与している【資料 2-3-1】。就職先との交流も積極的に行っており、保健医療学部においては卒業年度に達した学生に対し、各学科で医療施設等が参加する学内合同就職説明会を開催し、就職に直結する場の提供を行っている。

※看護学科就職説明会



※臨床検査学科就職説明会



※理学療法学科就職説明会



※作業療法学科就職説明会



※鍼灸学科就職説明会（他大学との合同開催）



インターンシップ制度については、全学的にはカリキュラムにおいて必須とされる学内外医療施設等での臨床・臨地実習がその役割を担っている。カリキュラムにおける臨床・臨地実習の期間については学科により異なるが、4年間で4週～24週間程度行われる。また、一般企業等へのインターンシップを希望する学生にはインターンシップ先の紹介を学生支援室で行っている。

就職や進学等の進路については、担任、チューターならびに学生支援室にて相談を受け、個々の特性を生かした進路選択ができるよう指導を行っている。各教員への相談はオフィスアワーを活用し、学生が直接、教員へ相談を申し入れて実施している。また、学生支援室では学生支援室員に加え、資格を持つキャリアカウンセラーを配置し、進路相談、履歴書添削、模擬面接等、隨時対応（予約優先）している。

進路に必要な各種国家試験等の対策については、国家試験合格に向けた支援策として、

保健医学部各学科では正課外での補講や模擬試験などを企画、運営している。実施方法は学科によって異なるが、教員が自身の専門科目を担当し、スクール形式での補講や成績別によるグループワーク等の実施、ゼミ担当教員による個別指導など様々な方法を活用し学生をサポートしている。なお、国家試験に関する学科の取り組みについては毎月の教授会で進捗を報告し、学内で共有を図っている。また、教職を志す学生については「教職支援センター」において学修相談や教職に関する進路相談、教職採用試験対策に関する補講や個別指導などを教職協働で実施している。

本学助産学専攻科では助産師の国家試験受験資格を取得することができる。キャリア支援体制については教育課程内で臨地実習ならびに医療現場を見据えたカリキュラム編成を行い、職業観形成につなげている。また、保健医学部と同様に担任や学生支援室、キャリアカウンセラーによるキャリアに関する相談体制を構築している。

本学大学院保健医学研究科では、すでに医療業務に従事している大学院生が大半はあるが、保健医学部と同様に研究指導教員や学生支援室、キャリアカウンセラーによるキャリアに関する相談体制を構築している。また、教育課程内においてはより高度な専門的医療知識、技術を身に付けるための科目編成を行い、医療現場で実践できる能力を修得できる体制を整え、専門職としての高度化を促している。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

キャリア支援体制については単なる進路や就職という出口に対する支援にとどまらず、入学時から学生自身のキャリア形成をイメージし、入学時から学生にキャリア支援を実施できるよう、ここ数年対策を講じてきた。具体例としては低学年次からキャリア形成をイメージしたカリキュラムの編成、低学年から参加できるキャリア関連セミナーの企画等を実施してきた。今後はこれらをより充実させ、さらには学修ポートフォリオ等の充実を図り、個人の希望、特性に応じた進路支援体制の充実を図っていく。

【資料 2-3-1】2019 年度キャリア支援セミナー等一覧

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学の学生支援体制は担任、チューター、ゼミ担当教員等による学修等、学生生活に関する相談窓口、学生生活、課外活動、ボランティア活動、学費や奨学金、キャリアなど学生生活全般を支援する事務組織の学生支援室、学生生活を支援するための全学組織として学生支援委員会、教職協働組織として学生の学修を支援する「MANABEL（学修支援センター）」、学生の健康管理、メンタルヘルスを行う「健康管理センター」、学生の進路選択を

支援する「キャリアセンター」、教職の道を目指す学生のキャリアや学修方法等を支援する「教職支援センター」などの組織や場を提供し、学生生活安定のための支援に努めている。具体的な利用方法等については毎年配布されている「森ノ宮医療大学 学生手帳」【資料2-4-1】に記載されている。本学ではこの支援体制を「トリプルサポート体制」と称し、大学内外に告知し利用を促している。

※トリプルサポート体制（本学ホームページより）

トリプルサポート体制

学生の皆さんのが大学生活の中でいろいろな悩みや困ったことがあれば、クラス担任、チューター、ゼミ教員が相談に応じます。

例えば…

- 授業についていけない
- 勉強方法がわからない
- ゼミ発表が不安である

など、些細なことも歓迎しますのでお気軽にご相談ください。

また、相談内容などの秘密は厳守しますので、ご安心ください。



学生の経済的支援に関する奨学金については学生支援室が窓口となり、教員（担任、チューター等）と連携して学生からの相談等に対応している。日本学生支援機構の奨学金については、学生支援室にて書類作成や申込み手続きなどを支援し、実施している。また、本学独自で設けている奨学金制度は、「入学時成績優秀者奨学金」「スポーツ特別奨学金」「ひとり住まい支援奨学金」「成績優秀者給付奨学金」「キャリア活用社会人給付奨学金」「森ノ宮医療大学教育ローン利子補給奨学金」「森ノ宮医療学園ファミリー奨学金」授業料減免制度では、「応急支援授業料減免制度」であり、学生それぞれの生活環境や学修環境等に対応している【資料2-4-2】【資料2-4-3】【資料2-4-4】【資料2-4-5】【資料2-4-6】【資料2-4-7】【資料2-4-8】【資料2-4-9】【資料2-4-10】。

学生の課外活動についても学生支援室が窓口となっており、学生会運営、部活動、ボランティア、インターンシップなど正課外の活動に関し支援を行っている。学生会には学生の役員に加え、教職員が学生会の構成員として加わり、大学との連携や調整業務等の支援を行っている。部活動については活動場所の提供、部活動運営費の支援などを行っている。ボランティアやインターンシップについては外部からの情報を学生のニーズにあわせて提供し、申込み手続き等の支援を行っている【資料2-4-11】。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生の相談内容が多様化する中で、学生のニーズに迅速に対応できる仕組みづくりの必要性を認識している。それを実現するために、学生のニーズを拾い上げる教職員のカウンセリング技術の向上と学生の要望をできる限り迅速に反映することのできる学生支援体制や学修ポートフォリオなどの仕組みの強化が必要であると考える。学生の入学定員が開学時から3倍以上に増加したこともあり、ソフト、ハード、両面においてより迅速に対応できる体制作りに努めていく。

【資料 2-4-1】 学生手帳（一部抜粋・X キャンパスライフ・XI ヘルスプロモーション・XV 進路支援）

【資料 2-4-2】 学生手帳（一部抜粋・XIV 奨学金）

【資料 2-4-3】 森ノ宮医療大学 入学時成績優秀者奨学金制度規程

【資料 2-4-4】 森ノ宮医療大学 スポーツ特別奨学金制度規程

【資料 2-4-5】 森ノ宮医療大学 ひとり住まい支援奨学金施行細則

【資料 2-4-6】 森ノ宮医療大学 成績優秀者給付奨学金制度細則

【資料 2-4-7】 森ノ宮医療大学 キャリア活用社会人給付奨学金制度細則

【資料 2-4-8】 森ノ宮医療大学 教育ローン利子補給奨学金細則

【資料 2-4-9】 学校法人森ノ宮医療学園 ファミリー奨学金制度規程

【資料 2-4-10】 森ノ宮医療大学 応急支援授業料減免制度規程

【資料 2-4-11】 学生手帳（一部抜粋・X III 課外活動）

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

校地、校舎および施設、設備等の教育環境については、大学設置基準を満たすとともに、教育目的達成のため適切に整備されている。また、大学施設全般に関わる運営・管理についても、本学園との連携を図りながら、適切に行われている。また、定期的に施設設備会議を開催して、情報共有しながら維持、運用、管理に努めている。この会議のメンバーは理事長、事務局長、総務室長、教務室長、学生支援室長、総務室施設設備管理担当者、およびメンテナンス委託管理業者である。令和元(2019)年度は12回開催した。

校地・校舎の面積は下表のとおりであり、大学設置基準を上回る面積を有している。また、学生1人当たりの校地面積は 17.52 m^2 となっており、大学設置基準上適格である。

表 2-5-1

本学の校地/校舎面積と設置基準上必要な校地/校舎面積について

校地面積	(設置基準上必要な校地面積)	校舎面積	(設置基準上必要な校舎面積)
32,936.65 m ²	(18,800 m ²)	28,853.21 m ²	(12,298.8 m ²)

それぞれの整備状況、および管理・運営状況は以下のとおりである。

講義・演習室等は、12人から153人まで収容できるものが67室、実験・実習室が51室あり、講義・演習室のうち40室には、ノートパソコン、ビデオ・DVD等の機器等によりメディアを投影できるプロジェクターが常設されている。また、移動スクリーン、メディア再生機器、可動式プロジェクターも用意されており、授業内容の多様化に対応することができる。教員研究室は個室と共同研究室が84室あり、実習室やラーニング・コモンズ等に近いところに配置され、教員と学生のコミュニケーションが図られる環境が提供されている。各校舎棟には更衣室があり、学生全員に個人ロッカーが準備されている。助产学専攻科生には専用の学生控室が、大学院生には専用の研究室が用意されている。

情報機器の整備状況としては、情報処理室に72台のパソコンが設置されており、講義等で使用されている。自習、レポート作成等、学生が自由に使用できるパソコンとしては、図書館に常設52台、館内貸出用18台、各校舎棟ラーニング・コモンズスペースに計6台設置している。ウェブサイトからの情報を手軽に入手するためのWifi環境としては全校舎棟においてWifi化が完了している。そのほか、学生に対してEメールアドレスの配布、マイクロソフトOfficeの無償提供も実施している。

運動施設としては、当初校舎敷地内に確保していた運動スペースに加え、平成29(2017)年度にフットサルコート1面分(サッカーペナルティエリア1面分)の人工芝のコートや、300mのランニングコース等を設けた「スポーツ施設グリーンスクエア」を整備した。これに加えて、セレッソ大阪と提携し、本学からバスを利用して10分程度の場所に位置する舞洲(まいしま)に、サッカーコート1面を常時優先利用できるグラウンドを確保しているほか、「舞洲アリーナ」等の学外運動施設を借り受けし、正課授業や課外活動において活用できるよう配慮している。

食堂「メディカフェ」、書店・売店「グリーンショップ」、および令和2(2020)年度にオープンしたカフェ「SAKURA Cafe」については、効率化を図るため、また細やかなサービスを学生に提供するため、専門業者に運営を委託している。運営を委託している業者(本学ではパートナー企業と呼称している。)と共同で食堂運営会議・売店運営会議などを定期的に開催し、管理運営の向上に努めている。この会議のメンバーは理事長、事務局長、総務室長、教務室長、学生支援室長、学生支援室員、施設設備管理担当者、およびパートナー企業であり、令和元(2019)年度は4回開催した。また、学生に対して毎年「食堂アンケート」を実施し、そのアンケートで挙がった学生の要望等を食堂運営会議で話し合い、食堂の運営やメニューの改善を進めており、カフェに関しても同様の施策を実施する予定である。なお、食堂は11:00から14:45まで、カフェに関しては10:00から17:00まで営業しており、学生、教職員はもとより、近隣の住民等にも利用されている。また、売店は10:00から18:30まで営業している。

安全対策については、学内外の境界に監視カメラ等を設置し集中管理をしている他、施設設備管理担当者や委託先の警備員が随時校内を巡回している。建物については全校舎棟、耐震基準を満たしている。また、万が一に備え、全学生、全教職員が3日間、1日3食摂取できる分の食料、水を備蓄している。防災対策としては、学生に対して自衛消防訓練を実施しているほか、教職員に向けても定期的に「災害時安否確認メール」のテスト送信や、防災に関するセミナーを実施し、学生および教職員の防災意識の向上に努めている。

省エネやエコ活動についても取組んでおり、デマンド監視による節電、学内照明のLED化、校地内緑化の推進を行っている。

都心部、地下鉄駅前にあって、広大な校地・校舎を有するとは言い難いが、大学設置基準を満たす校地、校舎を整備し、その施設・設備は教育課程の運営が可能となっている。また、安全管理面についても、施設・設備は整備され有効に活用されている。

表 2-5-2

校地の面積 (単位 : m²)

イーストポート・ウエストポート・食堂棟	7,683.81
キャナルポート	8,311.43
さくらポート	4,060.99
グリーンスクエア	9,291.02
合計	29,347.25

表 2-5-3

各棟延床面積 (単位 : m²)

	イーストポート	ウエストポート	キャナルポート	さくらポート
1階	2,117.97	833.05	2,878.00	1,242.35
2階	1,800.24	753.92	1,204.70	1,162.35
3階	1,750.24	714.59	1,284.43	1,085.85
4階	1,524.70	737.35	1,272.69	1,005.85
5階	-	782.74	1,344.09	925.85
6階	-	702.09	1,449.82	-
7階	-	-	1,505.96	-
合計	7,193.15	4,523.74	10,939.69	5,422.25

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

実習室は、学内に40室有しており、それぞれを各学科の担当教員が管理しているが、学生はその担当教員に申し出れば自習等で自由に使用することができる。また、「はり」や「灸」の施術所として「はり・きゅうコスモス治療院」を有し、地域の方たちに利用されているほか、本学学生の臨床実習としても使用し、学生の臨床能力向上に一役買っている。

図書館は、30,127 冊の蔵書（消耗図書 560 冊を含む）、定期刊行物 355 種（うち外国書 57 種）、865 卷の視聴覚資料を有し、273 席の閲覧座席数を設けている。開室時間は 8:00 から 20:30 で、年間約 310 日開館している。図書・学術雑誌の整備については、図書館運営委員がそれぞれの教育・研究組織のニーズを集約して選書を行っている。また、学生や職員からも要望や利用動向などを聞き取り、最新の出版情報等から必要な資料を提供している。また、専任教員や大学院生に対して、研究活動支援のために時間外・学外からの研究データベースの閲覧についても容易にアクセスできるように便宜を図っている。加えてデータベースの検索や電子書籍の利用に関する研修会などを行い、学生や教員の利用促進を図っている。なおグループ学習室やパソコンスペース、自習スペースなどを利用する学生は年々増加しており、学習の場としても貢献している。

表 2-5-3

各棟の主な用途別面積

(単位：m²)

	イーストポート	ウエストポート	キャナルポート	さくらポート	合計
講義室	1,387.50	360.0	1,467.43	1,332.33	4,547.26
実習室	1,065.60	1,048.00	1,853.34	543.64	4,510.58
実験室	182.80	147.0	90.47	44.50	464.77
演習室	116.80	249.0	269.82	230.40	866.02
教員研究室	470.30	474.0	608.97	406.16	1,959.43
研究室	57.10	109.0	57.69	-	223.79
図書館	-	-	927.21	-	927.21
体育館	-	-	1,323.22	-	1,323.22
体育施設	-	-	137.67	-	137.67
講堂	489.50	-	-	-	489.50

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学では、全校舎棟にエレベーターを 2 機ずつ設置し、それぞれ 1 機は車椅子兼用エレベーターである。また、校地内において大きな段差のある箇所はほぼ無く、車椅子での校舎棟間の移動は容易である。貸出用の車椅子は各校舎棟の共用部に設置しており、緊急時には誰でも使用できるようになっている。多目的トイレも各校舎棟に設置しており、身体が不自由な学生や来学者も利用しやすい環境づくりに取組んでいる。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学は、基本的に 150 人を超える大人数教室の授業は開講していない。英語等語学に関する科目については 2 クラスに分け教員の指導が学生一人ひとりに行き渡る体制を整えている。また、各学科の専門科目における実習等の科目については授業効果の向上を目的として受講人数に応じ 2 クラスへ学生の分配を行っている。クラス分割が難しい科目については複数の教員や TA 等非常勤助手を配置し、きめ細かい指導体制を整えている【資料 2-5-1】。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

校舎内においては、学生の自習スペースとして、椅子やテーブル、ソファを共用部の隨所に設置し、休憩や談笑ができるスペースとしても学生に利用されている。この他にも、各校舎棟にラーニング・コモンズを設け、学生が自習等で自由に利用できるほか、教員と学生の面談等にも利用されており、今後の学生数増加に向けより一層の共用部の利便性の向上を図っていく。

また、体育館や「グリーンスクエア」等の運動施設については、授業や課外活動で利用されているほか、昼の休憩時間にも学生に向けて開放しているため、安全な施設の維持・整備を行い学生生活の充実に寄与していく。

なお、施設・設備に関しては隨時改善を図っているが、今後は老朽化への対策をはじめ新しい機械・機器や情報機器設備についても、厳格な予算管理のもと計画的に新設、更新をおこなっていく。

【資料 2-5-1】 クラスサイズ一覧

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では年1回の学生満足度調査と年2回の授業評価アンケートを実施し、学生の学修状況について情報収集を行っている。

学生満足度調査では全体的な授業やカリキュラムの満足度、課題の負担、教職員対応等の満足度を調査し、別途自由記載のコメントも集約している。また、授業評価アンケートでは個別の科目において授業の満足度や教員の質問に対する対応、授業資料等について満足度を調査している。あわせて、科目ごとに自修時間の調査も実施しており、単位の実質化に向けたデータ収集にも役立てている。これらの結果についてはそれぞれ教職員を対象とした報告会等を実施している。学生満足度調査については学生支援委員会が主管しており、調査結果を基に各学科、研究科、事務局等の改善点について年1回報告会を開催し、教職員間で共有している。また、これらの結果に対し学生支援委員会が改善策等を掲示し、内容によっては直ちに改善に着手している【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】。

授業評価アンケートの結果は、教務室において分析され、自己点検評価・FSD委員会に報告されている。その後、フィードバック報告会を全教員に対して行うことにより、授業方法改善について、全学的に取組んでいる。また、学生からの意見や要望などについては

内容により直接担当教員と学長、学部長をはじめとする教学側の責任者が当該教員と直接面談し、状況把握と改善、指導を行っている【資料 2-6-4】【資料 2-6-5】。

また、学生相談等により寄せられた意見に対しては内容を精査した上で優先順位に基づき隨時対応を行っている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では年1回の学生満足度調査において学生生活の現状や施設設備に関する要望等を調査し現状把握に努めている。また、学生からの相談窓口は学生支援室、「健康管理センター」、学生相談室ならびに担任、チューター、匿名電話相談等、相談内容や学生のニーズに応じて相談できるよう体制を整備している。学生満足度調査については学生支援委員会が主管し、調査結果を基に各学科、研究科、事務局等の改善点について年1回報告会を開催し教職員間で共有している。また、学生支援委員会においてこれらの結果に対し、学生の要望や意見を基に大学側から改善策等を掲示し、内容によっては速やかに改善に着手している【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】。

各種相談窓口において得られた情報については内容により対応窓口は異なるが、学生生活に関しては学生支援室ならびに学生支援委員会、人権に関する問題については人権問題委員会、心身に関する健康相談等は「健康管理センター」に集約し、学科教員とともに対応を協議し、学生の要望に応えるよう努めている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の学修環境について、本学では年1回の学生満足度調査と年2回の授業評価アンケートを実施し、情報収集を行っている。

学生満足度調査では学修環境（設備）についての満足度を調査し、別途自由記載のコメントも集約している。また、授業評価アンケートにおいては個別の科目において、学修環境等に関する満足度を調査している。学生満足度調査については学生支援委員会が主管し、調査結果を基に各学科、研究科、事務局等の改善点について報告会を開催し教職員間で共有している。また、学生支援委員会においてこれらの結果に対し、学生から提出された意見を基に大学側から改善策等を掲示し、内容によっては直ちに改善に着手している【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】。

授業評価アンケートの結果については、教務室にて分析を行うとともに自己点検評価・FSD委員会にて報告され、全教員に対してフィードバック報告会を開催し、授業方法の改善検討を全学的に行っている【資料 2-6-4】【資料 2-6-5】。

また、学生相談等により寄せられた意見に対しては内容を精査した上で優先順位に基づき隨時対応を行っている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

本件に関し、重要なことは教職員間の情報共有による課題の共通認識と考えている。学生数増加に伴い情報量が増加して行く中で、情報収集のスピードが遅くなり対応が遅れ、学生満足度の低下につながらないような対応をしていく。現状では学生支援室の人員増加、

一部の学科では担任とチューター制度の併用により、迅速な対応を行うことのできる体制を構築している。各種調査による定期的な情報収集の継続と適宜学生の要望や意見を収集できる学生相談業務の更なる充実はもちろんのこと、教員、職員、そして経営陣と密に連携をとり常に学生の意見を拾い上げ、反映できる仕組みについてハード面、ソフト面、双方での充実を図っていく。

【資料 2-6-1】学生満足度アンケート結果抜粋

【資料 2-6-2】学生満足度調査結果に関する各組織の改善策について

【資料 2-6-3】2018 年度学生満足度アンケート改善策の公表について

【資料 2-6-4】2019 年度前期 授業評価調査結果【学生掲示用】】

【資料 2-6-5】2019 前期授業アンケートまとめ（教授会報告用）

[基準 2 の自己評価]

本学の理念、教育目的等を踏まえ策定されたアドミッショն・ポリシーに基づいて学生募集活動を行い、それらに応じた入学試験を実施することで収容定員を満たす学生を確保している。また、入学後の学生については学修、課外活動、学生生活、進路など様々な面から学生を支援できる体制を教職協働で構築している。これらの体制について、学生の要望等に応えることができているのかを確認するために定期的に学生満足度調査や授業アンケート等を実施し、学生の要望等に耳を傾けている。各種調査では全ての項目において、学生を主眼とした対応策の検討と実施に努めており、優先順位を定めて適宜対応を行っている。

学生生活の支援体制については教員、職員が教職協働により学修、進路、学生生活をサポートする「トリプルサポート体制」が機能しており、学生からも一定の評価が得られている。学修については「学修支援センター」によるリメディアル科目や医療に関する専門基礎科目への学修支援、各学科や教員による国家試験に関する対策などの充実、進路については「キャリアセンター」、学生支援室による教職協働での支援、学生生活においては「健康管理センター」や学生支援室による健康相談、メンタルヘルス、学生相談等の支援体制、奨学金については本学独自の奨学金制度、課外活動においては学生支援委員会や学生支援室による教職協働での支援等を実施している。学修環境においては学生が学修に集中できるよう、広さ、設備を備え、バリアフリーに配慮した環境を整備している。

以上のことから基準 2 要件を満たしていると判断している。

基準3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

保健医療学部の教育目的については森ノ宮医療大学 学則第1条に以下の通り定めている。

(目的)

第1条 豊かな感性と高い倫理観に加え、チーム医療の実践に求められる幅広い知識・高度な専門技術・コミュニケーション能力を有する専門職医療人を育成する。疾病的予防と治療や健康の維持と増進に有用な科学的根拠を示し、現代医学と伝統医学の双方を尊重した特色ある教育研究活動によって医学と医療の発展に寄与し、広く社会に貢献する。これもって、専門職業人養成と社会貢献の機能を果たす。

また、大学院保健医療学研究科の教育目的については森ノ宮医療大学大学院 学則第1条において以下の通り定めている。

(目的)

第1条 本大学院は森ノ宮医療学園建学の精神に基づき、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、臨床の実践に求められる幅広い知識と高度な専門技術を有する専門職医療人を育成することにより、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とする。

本学では中教審大学分科会大学教育部会のガイドラインに基づき、教育目的の達成を踏まえた学部及び学科ごと、大学院及び専攻ごとのディプロマ・ポリシーを策定している。また、ディプロマ・ポリシーについては、大学案内や「森ノ宮医療大学 学生手帳」、本学ホームページで学内外への公表およびオリエンテーション等において学生に説明し、周知を図っている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学ではディプロマ・ポリシーを基にカリキュラム・ポリシーを定め、それに即した内容で各科目を配置し、シラバス内に単位認定基準を記載している。各科目の成績評価基準

及びディプロマ・ポリシーとの関連性についてシラバスに明記することで学生に周知を図っている【資料 3-1-1】。これらの関連性や単位認定基準の妥当性については学部長や各学科長、研究科長等、第三者によるシラバスチェックが行われている。また、学生がディプロマ・ポリシーに即した能力を段階的に修得できるよう、一部の専門科目には先修条件を設けており、段階的な知識や技術の修得方法について、教員からこの条件を基に履修指導が行われている。卒業・修了に至るまでの履修や単位修得方法等について、これらの基準や教員による指導等を踏まえて卒業・修了までの支援を行っている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

保健医療学部の単位認定に関する成績評価基準については「成績評価ガイドライン」を策定し、科目や担当教員ごとの成績評価における偏りをなくすよう定めているほか、成績評価方法においてもすべての科目のシラバスに記載するように定めており、学生は常に成績評価方法を把握できる状況になっている【資料 3-1-2】。また、GPA(Grade Point Average)に関する運用を定めた「森ノ宮医療大学 GPA 制度に関する細則」は GPA の数値が一定基準を満たさない学生について教員等から今後の履修方法や学修方法等について面談指導が入ることなどを定めており、細則の通り運用されている【資料 3-1-3】。

また、大学院保健医療学研究科の成績評価基準については、保健医療学部と同様にすべての科目のシラバスに記載されており、学生は常に成績評価方法を把握できる状況になっている。また、学位の審査基準については「森ノ宮医療大学大学院 学位審査（修士課程）に関する細則」「森ノ宮医療大学大学院 学位審査（博士後期課程）に関する細則」に論文の提出方法、最終試験、審査方法等について定められており、細則の通り運用されている【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】。

なお、成績評価の厳格化および学修成果の可視化の観点から、全学共通の「森ノ宮医療大学 コモンループリック」を作成し、授業での活用を進めている【資料 3-1-6】。

また、卒業、修了認定においては所定の授業科目を履修し単位を修得した者を対象に判定を行い、大学学則および大学院学則の定めに基づき、教授会および大学院研究科委員会において意見を集約し、最終は学長が卒業ならびに修了を認定している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

成績評価、卒業、修了判定については現在も学則に基づいた学内規則等に準じて厳格に運用され、成績評価方法についてもシラバスに明記することで学生に周知を行っているが、成績評価基準に関しては、既に導入しているループリック評価の内容の検証、見直しを継続的に実施することで、より充実を図っていく。

また、ディプロマ・ポリシーの達成度を図るためにアセスメント・ポリシーを軸とした PDCA による点検・評価の結果を踏まえた改善への取り組みを強化していく。

【資料 3-1-1】（見本）2020 年度 森ノ宮医療大学シラバス

【資料 3-1-2】森ノ宮医療大学 成績評価ガイドライン

【資料 3-1-3】GPA 制度に関する細則

【資料 3-1-4】学位審査（修士課程）に関する細則

【資料 3-1-5】学位審査学位審査（博士後期課程）に関する細則

【資料 3-1-6】森ノ宮医療大学 コモンルーブリック

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学ではそれぞれのディプロマ・ポリシーと一貫性を持ち、ディプロマ・ポリシーで掲げている人材へと成長させるための教育課程編成・実施方針を定めたカリキュラム・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシーには教育内容、教育方法、学修成果の評価方法が定められており、それに沿った授業を実施することで、適切に運用が行われている。カリキュラム・ポリシーについては大学案内や「森ノ宮医療大学 学生手帳」、本学ホームページでの学内外への公表およびオリエンテーション等において学生に説明し周知を図っている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学ではカリキュラム・ポリシーをより学生が理解できるよう体系的に表現するために授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連を表したカリキュラムマップを作成している【資料 3-2-1】。また、シラバスに当該科目とディプロマ・ポリシーの関連性が明確となるようにそれぞれの科目の到達目標等がディプロマ・ポリシーのどの項目に該当するか明記している。

これにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を明確にすることで、学生に周知するとともに理解度の向上に寄与している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーをより学生が理解できるよう体系的に表現するために授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連を表した「カリキュラムマップ」を作成している。カリキュラムマップを作成することで、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を明確にし、学生に周知するとともに理解度の向上に寄与している。

また、授業科目をナンバリングし、分類することで、学修の段階や順序を教育課程の体系的な編成及び教育課程の可視化を実現している【資料 3-2-3】。学生にとって自分の現在の学修段階や教育課程全体の編成が把握でき、学生が授業科目を履修登録際の一助とな

つている。

また、学生自身が履修している科目的位置づけをより理解できるようにシラバスにナンバリングを明記し、周知を図っている。また、シラバスには授業の到達目標や各回の授業内容、予習復習の内容等、単位の実質化を見据えた内容が明記されており、学生の授業に対する理解度をより深めることのできる内容となっている。単位の実質化については学修時間数の確保だけではなく、適切な学修量を確保するため半期・通年ごとに履修登録単位数の上限（CAP 制）を設け、必要以上に学生に負荷がかからないよう配慮している。

3-2-④ 教養教育の実施

本学では教養科目群、学部共通科目群、学科専門科目群における専門基礎分野等までを「共通教育科目」として森ノ宮医療大学 共通教育センター規程の第 2 条に定義されている。それぞれの科目群は「森ノ宮医療大学 学生手帳」の履修案内において、以下のように定義されている。

<教養科目群>

人として社会人として必要な知性と教養を身につけ、人格を磨き、医療に携わる者としての品位と倫理観を養うための科目である。

<学部共通科目群>

保健医療学部各学科の学生が、共通する科目を受講する医療の基礎となる科目である。

<学科専門科目群>

各学科において必要な学識と技術を学び、はり師、きゅう師、理学療法士、看護師、臨床検査技師、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師として社会的自立を図り、社会に貢献しうる能力を養うために学ぶ科目である。

これら科目の全学横断的・基盤的な教育推進組織として「共通教育センター」を設置している。「共通教育センター」の目的としては、全ての学生が文化・社会・自然に関する広く豊かな知識に触れ、さまざまな体験を通して他者との円滑な交流や自立した生活に必要な知識・技能を獲得し、社会人として備えるべき倫理観・責任感を醸成すること、さらに将来、医療従事者として社会に貢献するに当たり、基礎医学ならびに臨床医学に関わる幅広い知識の修得に必要な自立的学習の基盤を形成することを目的としており、これら教養教育の内容検討、実施等を行っている。「共通教育センター」は「共通教育科目」を担当する本学常勤教員と事務局職員で構成され、教職協働で運営が行われている。本学で定める「共通教育科目」の教育や研究の充実、カリキュラムや科目担当者の検討などを「共通教育センター」の会議で実施している。また、各学科、教務委員会、「学修支援センター」等と連携して教養教育やリメディアル教育実施のための企画、運営や調整、国家試験対策支援業務を行っている。これらを円滑に進めるために共通教育センター長が教務委員会や自己点検評価・FSD 委員会、「学修支援センター」の構成要員となることで連携体制も構築されている。これにより教養教育実施のための体制整備がなされている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫・開発と効果的な実施については自己点検評価・FSD 委員会において年2回実施されている「授業評価アンケート」やすべての教職員が学生目線で授業を受講・評価する「公開授業（授業見学）」を実施し、その結果等を基に学生の要望や「公開授業（授業見学）」に参加した教職員の意見などを集約し、全教員に向けての報告を実施している【資料3-2-2】【資料3-2-4】【資料3-2-5】。これらの情報を基に自己点検評価・FSD 委員会が主となり、全学を対象とした授業の進め方に関するFD研修会の開催や授業をよりよくするための方法や手法に関するマニュアルなどを作成し、教授方法等の向上に努めている。また、「公開授業（授業見学）」等において各教員が実施しているアクティブ・ラーニングの手法なども直接見学できるよう仕組みを整え、教員の自己研鑽の一助としている。

（3）3-2の改善・向上方策（将来計画）

医療の進化と発展など社会情勢を考慮し、幅広い知識と高度な専門技術を有し、チーム医療の実践に求められる豊かな感性と高い倫理観を備えた専門職医療人を育成することを継続的に推進して行くとともに全学的な教学マネジメントの強化を目標に計画を立案している。教育課程の編成・実施方針、教育プログラムの策定、教授方法の工夫・開発等においては、FD・SD活動を通して教職協働で継続的に改善に取組む。

【資料3-2-1】カリキュラムマップ

【資料3-2-2】授業評価アンケート・公開授業運用ガイドライン

【資料3-2-3】科目ナンバリング

【資料3-2-4】2019前期授業アンケートまとめ（教授会報告用）

【資料3-2-5】2019年度前期 授業評価調査結果（学生掲示用）

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（1）3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

（2）3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では学部、大学院、専攻科において策定された三つのポリシーを踏まえ各科目における到達目標の設定をシラバスに明記している。また、シラバスの内容が適正か否かについて、学科長や研究科長による点検を実施することでディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに即した内容が反映されているかなどについて確認が行われ、ポリシーの水準を維持するように努めている。これらを基に教育の質が担保できているかについて現状

を把握するために教務委員会において各学期末の全学生の GPA を抽出し、成績分布などについて確認を行っている。GPA の結果により、一定の基準を満たさない学生に対して教員による指導や保護者を交えての面談指導などを行っている【資料 3-3-1】。

また、本学の学部生は全員が国家試験受験対象者となっているため、国家資格取得状況と在学中の 1 年次から 4 年次までの成績などを分析し、教育内容・方法の改善やカリキュラム改変等に活用している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では学部、大学院、専攻科において自己点検評価・FSD 委員会が中心となり、兼任講師を含む全ての教員に対して学生からの「授業評価アンケート」や教職員による「公開授業（授業見学）」を実施し、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて学修成果の点検・評価を行っている。学生の授業評価アンケートは学生向けポータルサイト「MORIPA」で実施しているが、学生への趣旨説明や回答期間の周知を徹底することで例年約 80%前後の回答率を維持しており、授業改善を図るための重要な情報収集の場となっている。また、教員には自身の授業の振り返りと学生や教職員からの意見を基に、より良い授業にするための改善策を記載する仕組みである「リフレクションペーパー」の提出を義務化しており、自身の授業を振り返ることのできるツールとして活用している【資料 3-3-2】。また、アンケート結果で一定の水準を満たさない教員は段階的に上席との面談、改善策の策定を行い、自己点検評価・FSD 委員長、学部長、研究科長、学長へ書面で報告することとしている。高評価の教員については学内での表彰と見学推奨授業として積極的に見学するよう学内に周知している。

（3）3-3 の改善・向上方策（将来計画）

「授業評価アンケート」は学生からの意見収集ツールとして、「公開授業（授業見学）」は教職員間でピアレビューできる自己点検ツールとして本学教育力の向上に大きな役割を担っている。今後はこれらの授業評価を人事評価と結びつけることで、さらに精度を高め教員の育成と学生の満足度をより向上できるような仕組みを作り上げていく。

【資料 3-3-1】 GPA 制度に関するガイドライン

【資料 3-3-2】（見本）リフレクションペーパー

[基準 3 の自己評価]

本学では学部、大学院、専攻科において三つのポリシーを定め、それに基づいた成績評価や授業運営が行われている。成績評価、卒業、修了判定については三つのポリシーを踏まえ、学則に基づいた学内規則等に準じて厳格に運用されている。シラバス、カリキュラム編成、授業の進め方など授業運営についても教務委員会、「共通教育センター」においてピアレビューを実施することにより、質的確保に努めている。また、授業方法の改善などについては授業アンケート、「公開授業（授業見学）」等により学生、教員、職員のあらゆ

る視点から情報を収集し、各学科等でこれらの情報を基に授業運営や教育課程の編成等について改善策等を検討し、FD や SD の場で情報共有を行っている。教育課程の編成等においても常に医療現場等の外的環境の変化について理解するとともに、授業評価アンケート等で、学生からの意見を収集し、授業運営に反映する仕組みを構築している。また、単位認定等、学修成果においても一定の基準を定め厳格に運用し、シラバス等で可視化することにより学生にも理解を求め、学修指導等に活用している。

以上を踏まえ、基準 3 は要件を満たしていると判断する。

基準4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学学則および大学院学則に則り、大学・大学院に関する意思決定及び業務執行の最高責任者としての職責を有している学長は、原則として毎月開催される教授会や大学院研究科委員会において会議を招集し、教授会の議長を務めている【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】。本学の教授会は、「森ノ宮医療大学 教授会規程」に則り、理事長、学長、副学長、教授、准教授、専任講師、事務局長等で構成している。そして審議内容は、学長から諮問を行い教学に関する重要な事項を教学組織だけでなく、理事長や事務組織も交えて協議し、最終的に学長が決定している。また、助教や助手も含めた教員や職員も教授会に陪席が認められており、教学関係の情報共有を行うとともに、多くの教員や職員からの意見を取り入れる機会として活用している【資料 4-1-3】。

また、大学院研究科委員会については、「森ノ宮医療大学大学院 研究科委員会規程」に則り、研究科長が議長となり、教授会同様に学長の諮問機関として運営している。教授会構成員も出席は認められており、教員から広く意見を取り入れ、最終は学長が判断している【資料 4-1-4】。

学長の補佐体制として本学は、5人の副学長を配置し、それぞれ「学術・教育担当」「卒後教育担当」「学生支援・看護教育担当」「連携病院担当」「研究・女性活躍推進担当」を担当している。この分担により、学長が指示する方針と方向性について、副学長は必要に応じて意見を具申するなど、学長の意思決定や業務執行の一部を補佐しており、教授会や大学院研究科委員会及び管理運営会議と連携し、学長が大学全体を見渡し、的確なリーダーシップを発揮しながら運営可能な体制を構築している【資料 4-1-5】。

また、本学における教育研究水準の維持向上を図ることを目的として、学長が大学全体として推進するプロジェクトを運営するため、「研究支援センター」に「森ノ宮医療大学学長事業推進部会」を置き、学長が指示する重点戦略課題の推進に関する企画、提案、計画の実行など、事業ごとにプロジェクトチームを運営できるよう「森ノ宮医療大学 学長事業推進費に関する規程」を整備している【資料4-1-6】 【資料4-1-7】。また、学長のガバナンス強化のため、令和2(2020)年度から既存の大学経営企画室を「学長室」として組織改編し、学長のリーダーシップが発揮できる体制を強化している。

学生の退学、停学及び訓告などの処分の手続きに関する事項については、大学学則第48

条に則り実施するほか、懲戒処分が必要な場合は、「森ノ宮医療大学 学生懲戒規程」を定めており、学長が委員長となって懲罰委員会を開催し、最終判断は学長が行っている【資料4-1-8】。

医療系大学の特徴を生かし、大学における管理・運営に関する業務全般に対して、学長のリーダーシップを発揮できる環境を整えるとともに、理事長や役員らとのコミュニケーションを活発に実施し、効率的かつ円滑に管理運営会議、教授会、大学院研究科委員会等が運営されており、適切な大学の方針や意思決定の伝達、執行されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

法人および大学の業務遂行のために「学校法人森ノ宮医療学園 組織規程」（以下、「組織規程」という。）を定め、権限の適切な分散と責任については「学校法人森ノ宮医療学園 法人本部業務分掌規程」及び「森ノ宮医療大学 業務分掌規程」（以下、「業務分掌規程」という。）により、各部署の果たす役割を明確にしており、教育研究支援については、事務組織全体で支援する体制を整えている【資料4-1-9】【資料4-1-10】【資料4-1-11】。

本学は、教授会の諮問組織として自己点検評価・FSD委員会、教務委員会、人権問題委員会、教職課程委員会、学生支援委員会等の各委員会を設置しており、大学院は大学院研究科委員会の諮問機関として大学院教務委員会、大学院自己点検評価・FSD委員会を設置し、それぞれの規程に沿って運営している【資料4-1-5】。

各委員会には教員および職員を配置しており、全学的な教学マネジメントに取組んでいる。中核になる教務委員会には、副学長（学術・教育担当・学部長兼務）を委員長に指名し、学長を補佐し教学マネジメントを統括している。そして教学マネジメントを実践するため「業務分掌規程」に則り、以下の各センターを設置しており、教職協働体制で業務を遂行している【資料4-1-12】。

学生の基礎学力向上や国家試験対策の支援を目的に「学修支援センター」を設置しているほか、共通科目の教育および研究の充実、教育に関する調整を目的に「共通教育センター」を設置しており、副学長（研究・女性活躍推進担当）をはじめ、教養科目担当や専門資格を持つ教員と教務担当の職員で構成されている。

平成29(2017)年度には、学術研究に関する業務支援のため、従来の研究支援室を拡充して「研究支援センター」を設置した。センター長には、副学長（学術・教育担当・学部長兼務）を配置し、教育・研究の両面からマネジメントができるよう配慮している。

平成30(2018)年度には、教職に関する業務の集約化を図るため、教職課程教員と教務担当職員による「教職支援センター」を設置し、教職課程を履修する学生の支援にあたっている。

アドミッション・ポリシーに沿った学生を確保するため、副学長を筆頭に各学科長・副学科長を含めた学科教員および大学事務局管理職である室長と広報室を中心とした職員による「アドミッションセンター」を設置している。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに沿って、キャリア教育の充実や就職支援と連携できるよう、臨地・臨床実習に関する事項も含めた意見や要望等を集約するため、学生支援室や「健康管理センター」の職員と教員で構成する「キャリアセンター」を設置した。センター長には、副学長（学生支援・看護教育担当）を配置し、その副学長と

連携しながら全学的な対応ができる仕組みを作っている。

卒後教育については、さらなる充実を図るため、各学科教員と職員で構成する「卒後教育センター」を設置しており、副学長（卒後教育担当）をセンター長に配置し、卒後の人材育成を実施している。各センターで審議を経た内容は管理運営会議や教授会でさらに広く検討を加えた上で、最終的に学長が決定している。

これら各委員会及びセンター設置により権限の適切な分散、責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

系統的、能率的に目標を達成するために、「学校法人森ノ宮医療学園 組織規程」を定め、必要な職員を配置している【資料4-1-9】。また、大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図り、教学マネジメントを機能的に遂行するために、教職員が一体となって協働する必要性を認識しており、職員が教授会も含めた各委員会、各センターの構成員として参画しており、専門性も含めた適切な職員配置に努め、教員と職員等との適切な役割分担の下で、教職協働による連携体制を確保し、その職務が効率よく実現されるよう組織体制を構築している。

管理運営会議は、教員の学科長や職員の管理職で構成され、大学の運営等、全学的な重要事項の審議や教学に係る検討、調整など教授会に先立って開催しており、その分野に専門性の高い教員・職員の意見を聴取する機会を設け、学生の入学、進級や卒業等、さらに休退学等に関わること、カリキュラムや配当年次など教育課程と国家試験に関わること、教員の採用と承認など、教学マネジメントの重要な項目についても網羅し、教職員が一丸となって、一堂に会して合議できる会議体を持つことにより、教学マネジメント体制の機能性を確保している【資料4-1-13】。そして最終的に教学組織に関するところは教授会や大学院研究科委員会において意見を聞いた上で学長が決定している。また、大学経営全般に関わることについては、理事会および理事長が状況を把握し決定している。

職員の採用については、「学校法人森ノ宮医療学園 就業規則」に基づいて理事長が行っている。また、職員の所属部署および個人の目標管理による人事考課制度を取り入れ、面接等も定期的に実施しており、考課の結果も勘案し適材適所に配置しているほか、「学校法人森ノ宮医療学園 人事考課規程」「学校法人森ノ宮医療学園 職位規程」「学校法人森ノ宮医療学園 賃金規程」に基づいて昇給や昇格にも反映している【資料4-1-14】【資料4-1-15】【資料4-1-16】【資料4-1-17】。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 19(2007)年、本学の開設時は、1 学部 2 学科の収容定員 480 人の小規模大学としてスタートしたことから、当初から教職協働により全学体制をとりつつ、教学マネジメントは柔軟に行われてきた経緯がある。令和 2(2020)年度には、1 学部 7 学科を擁する収容定員 1,670 人の大学へと規模拡大している中、権限の適切な分散と役割の明確化、教学マネジメントの意思決定における学長のリーダーシップ等、その機能性の向上はその重要性を増している。本学が標榜する「チーム医療教育(IPE)」のさらなる深化や教員の共同研究の活性化を図るため、学部単位での学科間連携を強化し、3 学部へ学部再編を行う検討

をしており、マネジメント体制の強化や適正化をさらに図っていく。

- 【資料 4-1-1】森ノ宮医療大学 学則
- 【資料 4-1-2】森ノ宮医療大学大学院 学則
- 【資料 4-1-3】森ノ宮医療大学 教授会規程
- 【資料 4-1-4】森ノ宮医療大学大学院 研究科委員会規程
- 【資料 4-1-5】学校法人森ノ宮医療学園組織図（令和 2（2020）年 4 月 6 日）
- 【資料 4-1-6】森ノ宮医療大学 学長事業推進部会規程
- 【資料 4-1-7】森ノ宮医療大学 学長事業推進費に関する規程
- 【資料 4-1-8】森ノ宮医療大学 学生懲戒規程
- 【資料 4-1-9】学校法人森ノ宮医療学園 組織規程
- 【資料 4-1-10】学校法人森ノ宮医療学園 法人本部業務分掌規程
- 【資料 4-1-11】森ノ宮医療大学 業務分掌規程
- 【資料 4-1-12】森ノ宮医療大学各種委員会・センターナン簿（2020 年度）
- 【資料 4-1-13】森ノ宮医療大学 管理運営会議規程
- 【資料 4-1-14】森ノ宮医療大学 教員等選考規程
- 【資料 4-1-15】学校法人森ノ宮医療学園 就業規則
- 【資料 4-1-16】学校法人森ノ宮医療学園 人事考課規程
- 【資料 4-1-17】学校法人森ノ宮医療学園 職位規程
- 【資料 4-1-18】学校法人森ノ宮医療学園 賃金規程

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学学部各学科、大学院研究科の教員の現員数は、「認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 1」に記載の通り大学設置基準、大学院設置基準、各職業に関連する指定規則等、法令基準に則り適切に配置されている。

専任教員の採用については公募により行い、将来を担う次世代人材の採用や育成についても積極的に行っている。本学では「森ノ宮医療大学 教員目標管理規程」に基づき、年度ごとに教員の目標設定、結果報告を行っている。教員の昇任については、「森ノ宮医療大学 教員等選考規程」に則り、目標の結果、および教員の実績等を考慮し、学科長の推薦を受けて、教員選考委員会にて検討している。教員選考委員会には学長、理事長、学部長、研究科長、学科長に加え、教授会や大学院研究科委員会から推薦された教員で構成されており、

様々な意見を集約できる仕組みを構築している。教員選考委員会で検討された結果については、学部人事であれば教授会、研究科人事であれば大学院研究科委員会において協議し、学長の承認を経て決定しており、これは採用についても同様である【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】。また、より専門的な医療知識を必要とする科目や本学専任教員で補うことのできない一般教養科目等においては、経験が豊富な兼任講師を活用し教育内容の充実を図っている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教育、研究、臨床を通じて広く社会に貢献を果たすため、それらに携わる教員の資質の維持向上を目的に自己点検評価・FSD 委員会および大学院自己点検評価・FSD 委員会を設置し、方策を立て実施、改善を図っている。

具体的な実施施策としては、学生による授業評価アンケートおよび教職員による「公開授業（授業見学）」を実施しており、令和元(2019)年度までは前期と後期に1回ずつ全教員が最低でも年に1度は評価されるよう対象になる科目を設定し限定期に実施していたが、令和 2 年(2020)度からは学生の授業評価アンケートについては全科目を対象とし実施する。学生は対象科目について、学生向けポータルサイト「MORIPA」を使用しスマートフォン等から評価を行っている一方、教職員は半期ごとに各学科 1 科目以上の授業を見学する「公開授業（授業見学）」を行い、評価を行っている【資料 4-2-4】。各科目の評価結果は自己点検評価・FSD 委員会および大学院自己点検評価・FSD 委員会を通じて各教員にフィードバックするとともに、結果の総括を学内に公表、教務室長から教員に向けた報告会を実施し、その結果について各学科長からもコメントを出すようにしている。そして、面談フローに準じ、指導・改善等をするなどの対象になる教員には学長、学部長、学科長から直接面談・指導を行うことや、教員相互で討議、意見交換を行う等、教育活動の向上・改善に活用している【資料 4-2-5】。

また、自己点検評価・FSD 委員会および大学院自己点検評価・FSD 委員会において組織的な教育活動改善への取り組みを担当しており、経験の浅い教員に対して教育方法の改善・指導する体制を整える等、今後もより質の高い授業を提供できる取り組みを続けていく。

その他、大学院が主催する「大学院学術セミナー」を月に1回（原則として第4木曜日）開催し、各教員が現在取組んでいる自身の研究成果や進捗状況などを本学教職員や学生、外部の参加希望者に対して講演し、教職員からの質疑応答に対応しているほか、今後の研究の予定などについて発表している。これは研究情報を多分野の研究者が共有し、共同研究への発展などに資することはもちろん、より研究の高度化を目指すために教職員間でのピアレビューを兼ねている。また、年に数回、各医療資格や大学運営に関する知識や経験を有する外部講師を招聘してセミナーを開催している。これらセミナーの内容や実施時期については、自己点検評価・FSD 委員会、および大学院自己点検評価・FSD 委員会で企画検討が行われ、実施運営がなされている【資料 4-2-6】。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員については法令に則り人材の確保が行われている。また、採用、昇任等についても教員選考委員会にて教学の管理職だけではなく多方面の意見も集約することで、透明性の高い公平な仕組みが構築されている。今後はこれらの仕組みを更に深化させ、将来を見据えた人員確保の計画や育成制度の充実を図り、常に潤沢な人的資源が確保できている状況を目指す必要性を認識している。

また、本学が今後も教育目的を実現していくためには、教員自身が社会情勢の変化に対応し、最新の知識や技術を修得していく必要がある。したがって今後も専門職業人の養成に必要な教員数の確保だけでなく、最新の知識や技術の教授に必要な FD 研修や各種発表会等を通して教員育成を行い、教員の質向上に努めていく。

【資料 4-2-1】教員採用公募ウェブページ

【資料 4-2-2】森ノ宮医療大学 教員目標管理規程

【資料 4-2-3】森ノ宮医療大学 教員等選考規程

【資料 4-2-4】授業評価アンケート・公開授業案内

【資料 4-2-5】授業改善面談ガイドライン

【資料 4-2-6】2019 年度 FD・SD 研修一覧

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関する職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関する職員の資質・能力向上への取組み

SD 等の企画・立案においては人事制度などに基づき、自己点検評価・FSD 委員会および大学院自己点検評価・FSD 委員会において年度計画を検討し、実施している。

新規に採用される教職員に対しては、毎年 4 月 1 日の辞令交付式の後に新入教職員に向けたオリエンテーションを行い、理事長、学長から建学の精神や新入教職員に対しての講話をはじめとして、教学教育システムや学内システム等、本学教職員として身に付けておくべきことについて、各部署の担当者から説明がなされている。SD に関する研修会は毎年 2 回以上開催しており、令和元(2019)年度においては全ての教職員を対象とし、研究費の取り扱いやリスクマネジメントをテーマにセミナーを実施したほか、外部講師を招いてタイムマネジメント研修を開催した。また、新卒採用者を対象とした新卒研修を実施や、他大学と連携し、働き方改革に関するワークショップや、課題形成・目標設定等に関する合同研修を実施するなど、大学職員に必要な知識、技能の取得、資質向上を図る一方、目標管理などの人事評価制度を導入し、職員の能力向上に取組んでいる【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】。

その他、各部署において必要とされる能力開発のための学外セミナー受講や、資格取得等積極的に自己研鑽に励むよう働きかけ、教育研究活動等の支援に繋げている。

【資料 4-3-1】2019 年度 SD・FD 研修一覧

【資料 4-3-2】人事評価基礎情報シート

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

学外研修や資格取得等については、大学が認めた場合において大学が費用を負担し、積極的に資質・能力向上のための教育の機会が与えられており、今後も継続していく。また、学内研修についても本学の教育目的を達成させるため、経営側が求める人物像に向けての人材育成と、学内、ひいては各部署の状況を加味した内容の研修計画の企画、実施に向けたより一層の研修体制の確立を目指していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

大学は教育機関であると同時に研究機関であり、優れた研究成果の発信・社会への還元は大学の社会的使命である一方、整った研究環境で構築される研究力は学生教育にも大きく寄与するものであると考えられる。この観点から本学は、学生教育の充実のみならず、教員の研究推進も重要課題と捉え、優れた研究機関であるために、研究者の研究活動を多面的かつ緻密に支援する教職協働組織「研究支援センター」を配置している【資料 4-4-1】。

「研究支援センター」は研究支援に特化した専門的部署であり、文部科学省科学研究費助成事業をはじめとする種々の公的研究資金の採択経験、また医療系分野での豊富な研究経験と論文業績を有する教員が配置されている。また、職員も配置される教職連携部署であり、研究支援に関する様々な取り組みの機動的な稼働を可能としている。研究者と職員で構成される「研究支援センター」は、大学研究体制におけるメンターの役割を果たし、若手研究者のみならずすべての研究者の研究活動におけるアドバイスを行う機能を有している。また、事務的な支援も充実させており、外部資金研究費や個人研究費等の内部資金研究費のネットワーク上での管理を行うことで研究者に利便性を提供し、研究費執行に関しても適正執行を支援・確認できる体制を整備している【資料 4-4-2】。加えて研究者の業績管理もシステムを用いて「研究支援センター」で一括して行い、各研究者の業績把握による個別研究支援やタイムリーな研究業績発信を目指している【資料 4-4-3】。また、外部研究機関・企業との共同・受託研究に関しても把握できるシステムを構築しており、契約書

のチェック・研究費の管理・特許取得等の支援を行い、産官学連携も推進している【資料4-4-4】【資料4-4-5】【資料4-4-6】【資料4-4-7】。

本学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正）」に準拠した研究機関体制を構築し、研究倫理醸成や研究・研究費不正防止にも注力しているが、これらも「研究支援センター」が主となって実施されている。これを可能とするため、「研究支援センター」には下部組織として、「動物実験部会」「研究倫理審査部会」「紀要編集部会」「利益相反部会」「防止計画推進部会」「学長事業推進部会」「遺伝子組換え実験安全部会」「微生物等安全管理部会」の8つの専門部会を設置し、これら各部会は、研究支援センター員のみならず各分野での専門知識を有する研究者・外部有識者等で構成され、本学において研究活動を適切かつ円滑に行えるよう体制を構築している【資料4-4-8】【資料4-4-9】【資料4-4-10】【資料4-4-11】【資料4-4-12】【資料4-4-13】【資料4-4-14】【資料4-4-15】。また、各専門部会に関する事務処理（会議の調整、資料・議事録の作成等）については、「研究支援センター」に所属する職員が行い、部会員の事務的な負担の軽減に努めている。

学生の研究環境の整備については「学生満足度調査」の設問の中で意見等を聞いており、その内容を集計し、改善を図っている。

研究者に対してもアンケートを実施しており、「2019年度 研究環境に関するアンケート」では、本学研究環境への満足度に関する質問に対しては肯定意見（満足・まあまあ満足）が48.9%、普通意見が20.0%であり、約7割の研究者が、本学の研究費執行体制・「研究支援センター」の対応・科学研究費助成事業等外部資金申請書類のチェック等サポート体制・研究環境設備について概ね満足との結果となっている【資料4-4-16】。一方、わからない・未記入を除く20.0%の否定意見においては、

①教育に充てる時間が多くの研究活動時間の確保が難しい。

②研究活動場所の不足

以上の2点について理由として挙げている研究者が多い。研究活動場所に関しては、本学では各校舎棟に、原則教授以上は個人研究室、准教授以下には共同研究室を確保、また各棟に各分野の研究に特化した研究機器・インフラも整備した共同実験室（「研究支援センター」管理）を配置している。共同実験室では、ヒト臨床研究・ヒト生理学実験のみならず、分子生物学的手法を用いた基礎実験・培養細胞を用いた実験・遺伝子組み換え実験・動物実験も可能となっている。研究活動場所の不足は、個人研究室を有していない場合や実験室を利用しない教員等による意見とみられる。

表4-4-1

○回答率

対象者数	117人
回答者数	90人
回答率	76.9%

表 4・4・2

○回答項目ごとの占める割合

満足	21 人	23.3%	肯定意見	48.9%
まあまあ満足	23 人	25.6%		
普通	18 人	20.0%	普通意見	20.0%
あまり満足していない	14 人	15.6%		
全く満足していない	4 人	4.4%	否定意見	20.0%
わからない	8 人	8.9%		
未記入	2 人	2.2%	その他	11.1%

否定意見の多くを占めた 2 点について、本学として以下の対策を講じている。

①教育に充てる時間が多くの研究活動時間の確保が難しい

- ・各研究者に対し、週 1 回の研修日取得が可能であることの周知と研修日取得に対する各学科長への配慮の要請

②研究活動場所の不足

- ・研究室が共同である研究者へ実験室等が使用可能であることの積極的な周知
- ・インクルーシブ医科学研究所設置による研究活動場所の確保

以上のように対応することで教員が適切な研究活動を行うことができるよう努めている。

動物実験については東棟に動物実験室・動物実験施設準備室・動物飼育室を設置し、文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」ならびに環境省の「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛軽減に関する基準」に則って、動物実験の実施体制と飼養保管体制を整備している。本学は平成 29(2017)年度に、公益社団法人日本実験動物学会外部検証委員会から、自己点検・評価に対して、動物実験に関する外部検証を受けた。その結果、動物実験施設運営に関する外部機関の評価を得ており、本学ホームページにて公表している【資料 4・4・17】【資料 4・4・18】。

本学の研究成果については、「紀要編集部会」を中心として「森ノ宮医療大学紀要」を発刊しており、平成 29(2017)年度からは森ノ宮医療大学学術リポジトリにより、オープンアクセスとして積極的に公開している。平成 30(2018)年度の学術リポジトリによる本学紀要の閲覧回数は 6,201 回、ダウンロード回数は 51,044 回にのぼり、本学の研究成果に対する関心の高さを表している【資料 4・4・19】【資料 4・4・20】【資料 4・4・21】。

本学では、独創的な研究支援による研究の一層の活性化・高度化・社会発信、さらにはそれらを通じて大学全体の研究力向上を図るため、学長推進研究支援事業として、学長のリーダーシップのもと以下の取組を実施している。

○科学研究費助成事業研究計画調書閲覧制度

科学研究費助成事業の応募支援・促進・採択件数の増加を目的として、過去（現在）に採択された科学研究費助成事業研究計画調書を開示し閲覧可能としている。【資料4-4-22】

○学長奨励研究プロジェクト

本学内において研究テーマを公募し、研究者個人の研究活動を支援することで、若手研究者育成や全学的な研究力の向上を図ることを目的として実施している。応募条件は科学研究費助成事業が不採択であるものの、審査結果の順位が原則としてA（不採択となった課題の中の上位約20%）であり、翌年度の科学研究費助成事業へ応募するものとしている。これにより採択された研究者に対しては、学長事業推進費を使用して学長奨励研究費（1課題あたり500,000円以下）を配分し支援することとしている【資料4-4-23】

【資料4-4-24】【資料4-4-25】【資料4-4-26】。

○戦略的研究プロジェクト（令和元（2019）年度から実施）

本プロジェクトは本学第二期中期経営計画の中核施策の1つである「研究の森」づくりプロジェクトとしての位置づけであり、本学独自色を打ち出すことができる学科横断的な全学的研究プロジェクトを発掘・実施し、本学のブランディングを構築することを目的としている。医療系総合大学の魅力を活かし、様々な分野の専門家が集結した研究チームを作ることで新しい発想や視点を生み、挑戦性を高め、本学の学術研究の発展・社会への貢献に繋げていく。また、このような分野混在・経験混在の研究者で構成されるチーム研究体制により、個々の研究者の時間的・能力的不足を補い、効率的な研究体制による若手研究者の育成・各研究者の業績積み上げにつなげたい。

この実現のため、令和元（2019）年度は学長直轄のワーキンググループを発足し、第7回会議までに議論を重ね、実施体制の構築に向けて検討してきた。その中で、ワーキンググループとしては、本学の中核になる大テーマを「コスモスクエアを中心としたAll-inclusive medical science研究拠点の構築」と決定し、5つの研究チーム（運動療法エビデンス研究チーム・最新医療技術研究チーム・健康寿命研究チーム・障害支援研究チーム・統合医療エビデンス研究チーム）と1つの研究サポートチームを立ち上げた。また、本プロジェクトは若手研究者の育成・支援体制の構築も目的としており、全学的に実施するため、全教員に対して本プロジェクトの趣旨の説明や研究チームの特徴等に関するプレゼンテーションを行い、積極的な参画を求めた。令和2（2020）年度においてはさらなる体制整備・具体的な実現に向けて、本学に「インクルーシブ医科学研究所：Inclusive medical science research Institute」を設置した【資料4-4-27】【資料4-4-28】。

○学長賞（優秀論文賞）による表彰

研究活動の促進、研究発表論文投稿の奨励、並びに優れた論文を広く社会に公表することで本学の学術研究の振興を図ることを目的として、優秀論文発表者に対して学長賞（優秀論文賞）を授与する制度を設けている。受賞者については学内のみならず本学ホームページにおいても公表し、本学研究者の研究意欲の向上を目指している【資料

4-4-29】【資料 4-4-30】【資料 4-4-31】。

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正）」等、関係省令、各種研究関連ガイドライン・指針に準拠した研究機関体制を構築できている。施設・設備面でも、「研究支援センター」管理の実験室・実験機器・実験設備等を研究者が積極的に活用して研究に取組んでいる。また、「研究支援センター」がすべての研究者を対象として研究活動に対するアドバイスを行うメンターとしての役割を果たしており、さらに競争的研究資金獲得支援、適正な研究費執行支援、学長推進研究支援事業による研究支援体制の強化に務めている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

人を対象とする医学系研究については、ヘルシンキ宣言、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 29 年一部改正）及び個人情報に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、「森ノ宮医療大学 研究倫理審査部会規程」に基づいて「研究倫理審査部会」を学長諮問機関として設置し、本学研究者に申請による倫理審査を義務付け、本学の研究者や学生が実施する人を対象とする医学系研究が個人の尊厳、人権の尊重、個人情報の保護、利益相反の有無、その他倫理的観点から適正に行われるかどうかを審査し学長へ答申している

【資料 4-4-32】【資料 4-4-33】。「研究倫理審査部会」への申請時の注意点や説明書・同意書・同意撤回書に記載すべき項目例、書式例等について、教授会で周知の上、本学グループウェア(desknet's)上でも全教職員に対して周知している。また、対象になる研究者に対しては、「研究支援センター」または学科等の指示により e ラーニングを活用し、人を対象とする研究に関する倫理教育について 2 年に 1 度の受講を行うよう指導している【資料 4-4-34】。

実験動物を使用した研究については、科学的及び動物愛護の観点から適正な実施を図るため、関係省令・ガイドライン、「森ノ宮医療大学 動物実験規程」ならびに「森ノ宮医療大学 動物実験部会規程」に基づき、「動物実験部会」により動物実験の倫理審査を行っている【資料 4-4-35】【資料 4-4-36】【資料 4-4-37】。また、動物実験を行う研究者や学生に対しては、毎年度動物実験教育訓練セミナー受講を義務付け、動物実験の適正な実施について説明を行っている【資料 4-4-38】。未受講研究者には動物実験実施を認めない。動物実験に関する透明性を確保するために、動物実験施設運営状況・実験プロトコル・審査体制等、本学ホームページに公表している。また、学術研究の振興のために尊い命を捧げてくれた実験動物に感謝と哀悼の意を表するため、毎年度実験動物慰靈祭を執り行っている。

遺伝子組換えに関する研究については、関係省令等、「森ノ宮医療大学 遺伝子組換え実験安全管理規程」ならびに「森ノ宮医療大学 遺伝子組換え実験安全部会規程」に則り厳正に運用を行っている【資料 4-4-39】【資料 4-4-40】【資料 4-4-41】。また、学生実習においてはすべての学生に対して実験責任者が教育訓練を行ったことを遺伝子組換え実験安全部会が確認し管理している。

微生物等を用いた研究については、関係省令等、「森ノ宮医療大学 微生物等安全管理規程」ならびに「森ノ宮医療大学 微生物等安全管理部会規程」に則り厳正に運用を行っている【資料 4-4-42】【資料 4-4-43】【資料 4-4-44】。

本学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、公的研究費を適正に管理するため、「森ノ宮医療大学における競争的資金等の取扱いに関する規程」を定め学内外において周知している【資料 4-4-45】。ガイドラインでは防止計画推進部署の設置が定められているが、本学では「研究支援センター」の専門部会として「防止計画推進部会」を設置し、コンプライアンス推進責任者をはじめ、内部監査室とも連携して森ノ宮医療大学 研究費不正防止計画の策定・見直し等を行い、本学の研究費不正防止体制の強化に取組んでいる【資料 4-4-46】【資料 4-4-47】。また、「森ノ宮医療大学 研究費による物品等発注手続き及び検収業務細則」により、本学では物品等の発注については第三者発注を原則としており、事務組織が発注を行うよう研究者に対して徹底している【資料 4-4-48】。ただし、内容により事務組織が適切であると認めた場合は、研究者による自己発注を許可する等、第三者による確認を行いつつも柔軟な対応も取っている。

また、外部資金・内部資金を問わず、すべての研究費で購入した物品等については、事務組織による検収を必須としており、検収を行っているかどうかは「研究支援センター」が最終的に確認を行うこととしている。加えて本学では文科省ガイドラインに則り、毎年度 1 回本学に所属するすべての教職員を対象として、コンプライアンス研修会を開催している。研修内容はコンプライアンス推進責任者による他大学における不正事例やペナルティ、本学での証憑不備事例等を説明し、さらに内部監査室より令和元（2019）年度の内部監査事例について説明を行っている【資料 4-4-49】。この研修会では理事長、学長を含めて、すべての教職員の出席を義務化し、当日欠席の場合は後日 DVD 受講等を義務付けている。また、研究者に対してはこのコンプライアンス研修会が未受講であった場合、翌年度に個人研究費等のすべての内部資金研究費が配分されないことを「森ノ宮医療大学 学内研究費の取扱に関する規程」に定め、周知徹底している【資料 4-4-50】。

文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、本学では「森ノ宮医療大学における研究活動上の不正行為に関する規程」により研究活動上の不正行為の防止および不正行為が生じた場合の措置等について定めている【資料 4-4-51】。また、「森ノ宮医療大学 研究活動における不正行為に関する特別調査委員会規程」により、研究活動における不正行為が告発されたまたは生じた場合の対応等について定めている【資料 4-4-52】。研究活動ガイドラインにおいて定められている研究倫理教育の実施については、本学ではすべての研究者および研究支援センター職員を対象とし、e ラーニングプログラムを活用して 2 年に 1 度実施している。コンプライアンス研修会と同様、受講を義務化し、定められた期限までに受講が確認できなかった場合は、規程に則り翌年度に個人研究費等のすべての内部資金研究費が配分されないこととし周知徹底している。大学院生については、研究者と同様 e ラーニングプログラムを活用して毎年度受講を義務付けている。一方、学部所属学生や専攻科学生については、正課授業の「基礎ゼミナール」や「卒業研究」、それに準ずる科目において研究倫理の内容を教授し、全学生が受講するようにしている。また、研究費コンプライアンス研修会においても一部研究活動上の不正行為に関する内容を盛り込み、理解を深めてもらえるように努めている。

研究・研究費不正を防止するため、「森ノ宮医療大学 研究活動における不正行為に対する

る相談・告発に関する取扱い細則」に則り、告発窓口を設置し、学内外に連絡先を公開している【資料 4-4-53】【資料 4-4-54】。通報者の保護等、ガイドラインに準拠した運用を規程に定め、適切に運営している。

研究倫理の確立と厳正な運用については、関連する規程等を整備し、研究費コンプライアンス研修会および研究倫理教育の受講を義務付けるだけでなく、個人研究費等の内部資金研究費の配分にも影響を与える等、厳格に行っている。また、各種実験プロトコルの倫理審査の実施に関しても専門部会が設置されており、過不足ないシステムが構築されている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

「研究支援センター」では、本学の内部資金研究費の総枠予算である学術研究費を予算申請し管理している。研究者は前年度中に教員活動計画書により、翌年度に予定している教育研究活動の内容とそれに付随する予算を申請する。それに基づいて研究支援センター会議で「学術研究費および個人研究費の配分方針」に則り、個人研究費配分額を公平公正に判断して決定し、学術研究費から配分する【資料 4-4-55】【資料 4-4-56】。役職に既定された研究費配分ではなく、研究内容により個別に判断する。この制度は本学全体の研究推進を図るために、限りある研究費予算を最大限無駄なく有効的に使用するため、具体性があり実現可能性が高い研究に優先的に配分することを目的として導入している。

また、科学研究費助成事業等外部資金の申請状況により個人研究費予算配分額の上限額にも影響を与え、外部資金獲得の努力を促し、積極的に研究活動を行うよう周知している。そして、個人研究費の予算配分決定後、大学の業績に係るような案件、研究の継続・完遂する上でやむを得ない案件が発生し予算が不足した場合は、個人研究費の追加配分を希望することができ、予測できない案件にも対応できるよう柔軟かつ適正な体制を整備している【資料 4-4-57】。なお、個人研究費では購入できないような高額な機器等についても、学術研究費を使用して購入を希望することができ、研究支援センター会議において「学術研究費および個人研究費の配分方針」に則り、汎用性や外部資金への応募状況、目的や社会的意義等を勘案して購入の可否を決定している【資料 4-4-58】。これらは個人研究費の個別配分額を除き、すべて教授会において報告し、透明性の確保に努めている。

科学研究費助成事業を中心とした外部資金獲得支援として、学長推進研究支援事業として学長事業推進費を使用し、学長奨励研究プロジェクトを学内で公募している。これは科学研究費助成事業が不採択であったものの優秀な課題を発掘し、次年度の科学研究費助成事業採択へ繋げることを目的としており、学長奨励研究費として研究費を配分している【資料 4-4-59】【資料 4-4-60】【資料 4-4-61】。本学の令和元(2019)年度科学研究費助成事業採択件数は 14 件（+ 延長課題 2 件）であるが、更なる外部資金研究費への応募や採択、研究活動の推進を目指し、支援を行っている【資料 4-4-62】。

限りある研究費予算を最大限無駄なく有効的に使用するため、「研究支援センター」においてすべての次年度活動計画書を公平公正に審査し、具体性があり実現可能性が高い研究に優先的に個人研究費を配分するようにしている。また、科学研究費助成事業の獲得に向け、学長推進研究支援事業として全学的に取組んでおり、研究活動への資金配分は適正に行っている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

外部資金研究費への応募・獲得について、学長推進研究支援事業を設置する等様々な方法で支援を行うよう体制を構築してきたが、外部資金研究費への応募状況は令和元(2019)年度科学研究費助成事業で 41.7%（平成 30(2019)年秋応募）であり、新規採択率は約 8%と低い。今後も支援強化に努める必要がある。具体的には戦略的研究プロジェクトの始動により、若手研究者等が研究プロジェクトに参画して、研究活動経験が豊富な研究者から指導してもらい、外部資金応募・獲得へも繋がるような体制を整備したい。

また、記述した内容以外にも研究支援内容の立案や、研修会の実施等についても「研究支援センター」が中心となって積極的に行っていく。

【資料 4-4-1】森ノ宮医療大学 業務分掌規程

【資料 4-4-2】森ノ宮医療大学 研究費執行の手引き（2019 年度）

【資料 4-4-3】教員データベース（web 公開）

【資料 4-4-4】森ノ宮医療大学 共同研究規程

【資料 4-4-5】共同研究申請書

【資料 4-4-6】森ノ宮医療大学 受託研究規程

【資料 4-4-7】委託研究申込書

【資料 4-4-8】森ノ宮医療大学 動物実験部会規程

【資料 4-4-9】森ノ宮医療大学 研究倫理審査部会規程

【資料 4-4-10】森ノ宮医療大学 紀要編集部会規程

【資料 4-4-11】森ノ宮医療大学 利益相反部会規程

【資料 4-4-12】森ノ宮医療大学 防止計画推進部会規程

【資料 4-4-13】森ノ宮医療大学 学長事業推進部会規程

【資料 4-4-14】森ノ宮医療大学 遺伝子組換え実験安全部会規程

【資料 4-4-15】森ノ宮医療大学 微生物等安全管理部会規程

【資料 4-4-16】2019 年度 研究環境に関するアンケート結果集計

【資料 4-4-17】動物実験 検証実施証明書

【資料 4-4-18】動物実験に関する検証結果報告書

【資料 4-4-19】森ノ宮医療大学 投稿規定

【資料 4-4-20】2019 年度 森ノ宮医療大学 学術リポジトリ アクセス件数

【資料 4-4-21】森ノ宮医療大学 学術リポジトリ

【資料 4-4-22】森ノ宮医療大学 科学研究費助成事業 研究計画調書の閲覧に関する実施要項

【資料 4-4-23】森ノ宮医療大学 学長奨励研究プロジェクト 実施要項

【資料 4-4-24】学長奨励研究プロジェクト実施計画書・学長奨励研究プロジェクト実施報告書

【資料 4-4-25】2019 年度 森ノ宮医療大学 学長奨励研究プロジェクト公募要領

【資料 4-4-26】2019 年度 森ノ宮医療大学 学長奨励研究プロジェクト 採択者一覧

【資料 4-4-27】森ノ宮医療大学 戰略的研究プロジェクト WG 会議開催日一覧

- 【資料 4-4-28】森ノ宮医療大学 戰略的研究プロジェクト概要
- 【資料 4-4-29】森ノ宮医療大学 優秀論文賞（学長賞）実施要項
- 【資料 4-4-30】学長賞申請書
- 【資料 4-4-31】森ノ宮医療大学 学長賞（優秀論文賞）受賞者一覧
- 【資料 4-4-32】森ノ宮医療大学 研究倫理審査部会規程
- 【資料 4-4-33】倫理審査申請書・様式 1～3
- 【資料 4-4-34】APRIN e-learning 受講案内（カリキュラム表）
- 【資料 4-4-35】森ノ宮医療大学 動物実験規程
- 【資料 4-4-36】森ノ宮医療大学 動物実験部会規程
- 【資料 4-4-37】動物実験関連様式 1～13
- 【資料 4-4-38】2019 年度 動物実験関連研修会等開催一覧
- 【資料 4-4-39】森ノ宮医療大学 遺伝子組換え実験安全管理規程
- 【資料 4-4-40】森ノ宮医療大学 遺伝子組換え実験安全部会規程
- 【資料 4-4-41】遺伝子組換え実験関連様式 1～5
- 【資料 4-4-42】森ノ宮医療大学 微生物等安全管理規程
- 【資料 4-4-43】森ノ宮医療大学 微生物等安全管理部会規程
- 【資料 4-4-44】微生物等使用・保管関連様式（様式 1～2）
- 【資料 4-4-45】森ノ宮医療大学における競争的資金等の取扱いに関する規程
- 【資料 4-4-46】森ノ宮医療大学 防止計画推進部会規程
- 【資料 4-4-47】森ノ宮医療大学 研究費不正防止計画
- 【資料 4-4-48】森ノ宮医療大学 研究費による物品等発注手続き及び検収業務細則
- 【資料 4-4-49】2019 年度 コンプライアンス研修会資料
- 【資料 4-4-50】森ノ宮医療大学 学内研究費の取扱に関する規程
- 【資料 4-4-51】森ノ宮医療大学における研究活動上の不正行為に関する規程
- 【資料 4-4-52】森ノ宮医療大学 研究活動における不正行為に関する特別調査委員会規程
- 【資料 4-4-53】森ノ宮医療大学 研究活動における不正行為に対する相談・告発に関する取扱い細則
- 【資料 4-4-54】研究活動および研究費不正に関する相談・告発受付窓口について
- 【資料 4-4-55】教員活動計画書
- 【資料 4-4-56】学術研究費および個人研究費の配分方針
- 【資料 4-4-57】個人研究費追加配分申請書
- 【資料 4-4-58】機器・消耗品等購入申請書
- 【資料 4-4-59】森ノ宮医療大学 学長奨励研究プロジェクト 実施要項
- 【資料 4-4-60】学長奨励研究プロジェクト実施計画書・学長奨励研究プロジェクト実施報告書
- 【資料 4-4-61】2019 年度 森ノ宮医療大学 学長奨励研究プロジェクト公募要領
- 【資料 4-4-62】2019 年度 科学研究費助成事業（科研費）採択課題一覧

[基準4の自己評価]

教学マネジメントの機能性については、学則により学長の位置づけは明確になっており、大学の意思決定及び教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを発揮しており、学長を補佐する体制として、副学長や学長室を設置している。また、教授会、管理運営会議、各センターや委員会には、事務職員が必ず配置されており、教職協働による教学マネジメント体制を整え、本学の使命・目的を達成するため、「学校法人森ノ宮医療学園 組織規程」等により、階層的に権限の分散も明確にしている。

教員の採用、昇任、配置については、「森ノ宮医療大学 教員等選考規程」を定めており、教員選考委員会にて慎重に検討を行っており、管理運営会議を経て教授会・大学院研究科委員会で決定されている。職員についても人事考課制度等を活用し、適材適所に配置されるよう配慮している。

授業評価については、学生の授業評価に加え「公開授業（授業見学）」を実施しており、評価結果については、自己点検評価・FSD 委員会および大学院自己点検評価・FSD 委員会で検討し、FD 研修等につなげている。また、全教職員に対して、研究費の取扱いやリスクマネジメントをテーマに SD 研修を実施しており、教職協働による教育研究活動が円滑に進むようにしている。

研究支援においては、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正）」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」、関係省令、各種研究関連ガイドライン・指針に準拠した研究機関体制を構築しており、学長推進研究支援事業を中心として様々な方法で支援を行っている。加えて研究倫理教育ならびにコンプライアンス研修会の受講を義務付け、未受講者に対しては、翌年度の個人研究費を配分しないことについて規程化する等厳格に運用し、研究者が適正かつ円滑に研究活動を行えるよう配慮している。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人森ノ宮医療学園（以下「本学園」という。）は、「臨床に優れ、かつ豊かな人間に裏打ちされた医療人を育成する」という建学の精神に基づき、寄附行為第3条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、医療に貢献できる優れた人材を育成することを目的とする。」と目的を明確に定めている【資料 5-1-1】。また、本学園の精神として「生命への愛と畏敬」を掲げるとともに、基本理念を「人によりそい幸福（しあわせ）を希う学園」と定め、本学ホームページ上にも公表している【資料 5-1-2】。

森ノ宮医療大学では、三つのポリシーを定め、建学の精神等の理念を実現するため教育活動の改善を目的にアセスメント・ポリシー（学修成果の評価に関する方針）も策定しており、本学ホームページの「教育方針」に公表している【資料 5-1-3】。また、「情報の公表」ページには、学校教育法施行規則第172条の2に規定する教育情報の9項目や「教職課程に関する情報の公表」として教員の養成の状況に関する情報を掲載し、内外に広く公表している【資料 5-1-4】。加えて大学のタグライン（スローガン）として「想いのすべてを、医療の力に。」を策定し、大学案内等や本学ホームページで表記するとともに、大学教職員が送信するEメールの署名等にも活用するなど、学内外にも周知している【資料 5-1-5】。

学園の基本理念、建学の精神、大学の目的である社会や医療に貢献できる優れた人材の輩出を実現するため、教職員の行動指針を策定し、小冊子「クレド(Credo)」を教職員全員に配付しており、教職員が一丸となって学園の目的に基づき誠実に行動している【資料 5-1-6】。

本学園の目的を達成するためには、経営基盤の安定化とさらなる質的向上が不可欠であり、本学園としては、平成25(2013)年度に「学校法人森ノ宮医療学園第一期中期経営計画（平成26(2014)年度～平成30(2018)年度）」を理事会で策定し、実行した。本学園のさらなる進化・発展のため、平成30(2018)年度には「学校法人森ノ宮医療学園第二期中期経営計画（令和元(2019)年度～令和5(2023)年度）」を策定し、これに基づき法人及び大学の適正な運営を行っている【資料5-1-7】 【資料5-1-8】。

本学園は、教育基本法等関係法令をはじめ、寄附行為や学則等に従って、教育研究機関として必要な規程、人権や安全等に関連する規程についても整備している【資料5-1-9】。また、全ての教職員には就業規則等の諸規程に基づき業務を遂行し、法令を遵守することを義務付けている。これら諸規程については、法令の改正や運営状況の変化に即応するた

め、教授会や理事会の開催ごとに常時見直し、改定等の審議をしている【資料5-1-10】。本学園は、監事による本学法人の業務執行状況及び財産の状況を監査することはもとより、自己点検機能強化や法令遵守の徹底のため、「学校法人森ノ宮医療学園 内部監査規程」を定めており、内部監査室によって、日常の業務監査の充実を図り、内部監査を実施している【資料5-1-11】。また、「学校法人森ノ宮医療学園 公益通報に関する規程」を定め、公益通報者の保護、公益通報の処理等に関する体制も整えており、経営の規律と誠実性の維持に努めている【資料5-1-12】。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園の寄附行為第16条に「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定されているように理事会が最高意思決定機関として、学校法人の業務等の運営を決定しており、その重要事項の決定に際して予め意見を聴く諮問機関として評議員会を設置している【資料5-1-1】。

理事会は、年に13回の定例理事会および必要に応じて臨時理事会が開催され、その運営は寄附行為および「学校法人森ノ宮医療学園 理事会運営規程」の定めに基づき、適切に実施されている。評議員会においては、予算及び事業計画案のみならず、学園の重要な事項の決定にあたり、予め評議員会に報告し意見を求めている【資料5-1-13】。

監事は寄附行為および「学校法人森ノ宮医療学園 監事監査規程」に基づき、この法人の業務の執行ならびに財産の状況を監査するため、毎回理事会に出席している。その中で法人の業務執行状況等については、必要に応じて監事としての意見を表明するなどして、そのつど監査を行っている【資料5-1-14】。また、決算等のデータが出揃った段階において、監事会を開催し、十分な確認を実施した上で監査報告書を作成している。私立学校振興助成法に従い、貸借対照表、収支計算書、財務計算に関する書類については、公認会計士の監査を受け、その監査報告書を添付している【資料5-1-15】。

経営戦略や質保証に関する事項については学校法人森ノ宮医療学園 業務委任規程第2条第2項に定めた会議体として、理事長が招集し、法人本部担当者と常務理事、事務局長、事務局管理職らが構成のメンバーとなる経営・質保証会議を毎月2回開催している。経営・質保証会議では、理事会で決定した本学園の業務を執行するにあたり、具体的な事案の運営方法やその管理を行っている【資料5-1-16】。中期経営計画や本学の事業計画等に係る事項も確認しており、評議員会での諮問を経て、理事会で最終決定している【資料5-1-17】。

本学園は使命・目的の実現への継続的努力の一環として、平成25(2013)年度末に学園全体の目標を「人口減少社会に勝ち残るブランド力『関西トップクラス』の確立」と掲げ、「学校法人森ノ宮医療学園第一期中期経営計画（平成26(2014)年度～平成30(2018)年度）」を策定し、評議員会でもあらかじめ意見を聞き理事会で決定した【資料5-1-7】。

平成30(2018)年度には、基本目標を「人口減少社会に勝ち残るブランド力“関西圏トップ”の実現」へ変更するとともに、この中期経営計画の策定に当たっては、各部門・各部署の事業（業務）分野における中長期の環境分析を行った上で、5年後の分野別の方針と目標を立て、具体的な課題についても明確にした。また、教職員からも中長期事業計画の具体策等を募り、各部門、各部署から提出された方針および計画の当初案について各部署と調整を重ね、12の中核施策を盛り込み「学校法人森ノ宮医療学園第二期中期経営計画（令

和元(2019)年度～令和5(2023)年度」（平成31(2019)年3月26日理事会決議）を策定している【資料5-1-8】。

この5か年の中期経営計画を基本として、年度ごとの事業計画を策定するとともに、目標管理の検証や達成度の確認を毎年行い、令和元(2019)年度は中期経営計画と年度ごとの事業計画について、本学グループウェア(desknet's)を用いて全教職員に周知している【資料5-1-18】【資料5-1-19】。

年度ごとには、各部門、各部署の事業計画・予算を策定している。その具体的な運営策定方法としては、各部門、各部署から提出された事業計画の原案について、各部署責任者を交え、大学は理事長、学長、学部長、事務局長、法人担当者らによるヒアリングを実施しており、他部署からの意見等を加味し、経営・質保証会議でも確認し、調整や再設定、細目の更新などを反映し、法人本部で最終の取りまとめを行っている。そして予め評議員会で意見を聴取した上で、理事会で決定をしている。

この事業計画の具体案には、中期経営計画目標の達成状況、本学園を取り巻く社会環境や競合校の動向等の分析と部署の課題を踏まえた年度ごとの基本方針を作成し、それに基づいた事業計画・事業概要を策定しており、事業の進捗状況などについて記載を求めている【資料5-1-20】【資料5-1-21】。

中期経営計画や前年度の事業計画の実施状況については、予算案、事業計画案策定時と同様に法人本部の主導により、翌年度の5月に活動成果報告会を開催し、各部門、各部署担当者からヒアリング等を行っており、年度ごとの事業計画や中期経営計画の目標設定や数値目標の修正についても必要に応じて検討し、大きな計画の変更が生じた際は、評議員会での諮問を経て理事会で決定をしている【資料5-1-22】。

このように、本学園の中期経営計画や事業計画の策定には、全体を統括する視点はもちろんのこと、関連部署間の意見交換と調整を行って審議・検討を加えているほか、計画の履行状況についても進捗管理を徹底しており、PDCAサイクルが確立できる体制を整え、目的実現の継続的努力をしている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、本学は開学時において大阪府の助成を受けて緑化事業を行った実績をもとにその後も寄附金を集めなどして、大学校地の中央に位置する「キャナル（運河）」の遊歩道沿いに桜並木の景観を作るための植樹を行うなど、緑化事業に注力している。

また、受動喫煙防止法に基づき、学内だけでなく、周辺地域も含めた全面禁煙を実施し、平成29(2017)年度には学内外に「禁煙宣言」を行い、平成30(2018)年度入学生から「禁煙誓約書」の提出を義務付け、全面禁煙化を平成30(2018)年度以降も継続して実施している【資料5-1-23】。加えて職員の健康の保持増進や障害を防止するため衛生委員会を設け、産業医と連携し対策を講じている【資料5-1-24】。本学学生における保健管理については、「健康管理センター」を主管として、保健管理の計画、環境衛生の維持改善、保健管理のための施設及び設備の整備など保健管理の維持を図っている【資料5-1-25】。

人権への配慮については、本学では全ての人権を尊重し、人権侵害問題の予防、および問題が発生した際に適切な対処を行うことを目的に「森ノ宮医療大学 人権問題委員会規程」を定めて、人権問題委員会を設置するとともに、全教職員に対して人権問題に関する

研修会を開催し啓発活動等を行っている【資料 5-1-26】。

また、大学内におけるハラスメントの防止及び排除のための措置、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切な対応や措置に関する事項を定め、本学の教職員及び学生等の就労もしくは就学における環境等を保護するために「大学のハラスメントの防止等に関する規程」を設ける一方、「教職員のためのソーシャルメディアガイドライン」を作成して共有することにより、教職員一人ひとりに高い倫理観と教職員としての責任ある行動を促している【資料 5-1-27】【資料 5-1-28】。

本学園の HRM（ヒューマン・リソース・マネジメント）委員会においても、人権問題委員会と連携して、教職員の心的要因による休退職の防止のサポートを行っている【資料 5-1-29】。加えて 6 月からの「労働施策総合推進法」の施行を踏まえ、ハラスメント相談の外部サービスを令和 2(2020) 年 4 月に導入している【資料 5-1-30】。

個人情報保護については、平成 15(2003) 年に「個人情報の保護に関する法律」が制定されたことに伴い、本学園でも「学校法人森ノ宮医療学園 個人情報保護に関する規程」を制定し、学園の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することに努めている【資料 5-1-31】。また、同様に平成 16(2004) 年に「公益通報者保護法」の制定に伴い、本学園においても「学校法人森ノ宮医療学園 公益通報に関する規程」を設け、公益通報者の保護、公益通報の処理等にあたる体制を整えている【資料 5-1-32】。

情報セキュリティについては、「学校法人森ノ宮医療学園 情報機器及び学内情報取扱規程」や「森ノ宮医療大学教職員情報システム利用ガイドライン」に基づいて、教職員が学園内で使用する情報の取得、利用、保管、その他の取り扱いを行う場合の必要事項が定められており、これらを遵守することで情報を取り扱う情報機器も含めて適切に管理されている【資料 5-1-33】【資料 5-1-34】。

安全への配慮・管理については、本学園において発生する諸事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処することを目的として、「学校法人森ノ宮医療学園 危機管理規程」を策定している。このように危機管理体制及び対処方法等を定めることにより、本学園の学生、教職員の安全確保を図るとともに、社会的な責任を果たすために対応している【資料 5-1-35】。

本学園における防火及び震災対策の徹底を期し、火災・震災その他の災害による人的、物的被害を低減することを目的に「学校法人森ノ宮医療学園 防災管理規程」を整備、運用しており、本学では「森ノ宮医療大学防災管理マニュアル」を作成しているほか、教職員と学生による自衛消防訓練を毎年実施している【資料 5-1-36】【資料 5-1-37】【資料 5-1-38】。また、本学グループウェア(desknet's) や学生向けポータルサイト「MORIPA」を利用した安否確認訓練を毎年度教職員や学生に対して実施している。

学生については、「森ノ宮医療大学 学生手帳」と連動した汎用アプリを使用して、救急対応マニュアルを配信するほか、主に運動部に属している学生を対象に、「健康管理センター」と学生の公認サークルが共同して AED(救命救急) 講習会を実施している【資料 5-1-39】。

学生のソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の活用に関しては、「森ノ宮医療大学 学生手帳」に記載しているほか、「学生のためのソーシャルメディアガイドライン」も策定している【資料 5-1-40】。災害への備えやハラスメント防止など、キャンパスライフにおける人権や安全への配慮についても「森ノ宮医療大学 学生手帳」に記載しており、必要に応じてデジタルサイネージも活用した学内掲示等を積極的に実施しているほか、オ

リエンテーション等でも啓発している【資料 5-1-41】。

防犯面については、巡回警備を行っているほか、防犯カメラの設置、機械警備の導入を行っており、監視体制の整備、防犯体制の強化を図っている。

また、本学が大阪湾沿岸に位置することから、「森ノ宮医療大学 南海トラフ地震に係る防災対策規程」を策定しているほか、備蓄倉庫を設置し、学生、教職員の 3 日分の食事などの備蓄も行っている【資料 5-1-42】。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く外的環境が変化している中、私立学校法改正（令和 2(2020) 年 4 月施行）により、事業に関する中期的な計画を作成することが義務付けられたが、本学園はそれ以前から、5 か年の中期経営計画を策定してきた。しかし、環境の変化は予想以上に加速しており、計画内容の変更や修正ができる体制は予算や活動成果報告会のヒアリング等により、実効性の高い変化対応のための体制構築に注力している。そして、機動的な対応をするべく、短期計画を明確化し可視化することも課題となっており、経営・質保証会議での検討事項についても議論をすすめ、正確な状況把握、情報収集をより精度を高め実施していく。

今後さらに本学園や本学の使命・目的による経営面からのトップダウンや教職員からの事業改善や新事業の提案などのボトムアップと連携できるよう組織体制を構築し、危機管理、安全対策のあり方も変化していることから、的確に対応できる組織体制の強化をすすめ、高度な社会的要請に的確に対応できる大学にしていく。

【資料 5-1-1】学校法人森ノ宮医療学園 寄附行為

【資料 5-1-2】森ノ宮医療大学ホームページ「大学紹介>建学の精神・教育理念」

【資料 5-1-3】森ノ宮医療大学ホームページ「大学紹介>教育方針」

【資料 5-1-4】森ノ宮医療大学ホームページ「情報の公表」

【資料 5-1-5】森ノ宮医療大学 Campus Guide2020 表紙

【資料 5-1-6】学校法人森ノ宮医療学園「クレド(Credo)」

【資料 5-1-7】学校法人森ノ宮医療学園第一期中期経営計画

【資料 5-1-8】学校法人森ノ宮医療学園第二期中期経営計画

【資料 5-1-9】学校法人森ノ宮医療学園 規程一覧

【資料 5-1-10】学校法人森ノ宮医療学園 規程等管理規程

【資料 5-1-11】学校法人森ノ宮医療学園 内部監査規程

【資料 5-1-12】学校法人森ノ宮医療学園 公益通報に関する規程

【資料 5-1-13】学校法人森ノ宮医療学園 理事会運営規程

【資料 5-1-14】学校法人森ノ宮医療学園 監事監査規程

【資料 5-1-15】2019 年度監査報告書

【資料 5-1-16】学校法人森ノ宮医療学園 業務委任規程

【資料 5-1-17】2019 年度経営・質保証会議（2019 年 3 月 19 日記録）

【資料 5-1-18】「desknet'sNEO 回覧案内」（2019 年 4 月 2 日第二期中期計画）

【資料 5-1-19】「desknet'sNEO 回覧案内」（2019 年 4 月 2 日 2019 年度事業計画）

- 【資料 5-1-20】学校法人森ノ宮医療学園令和 2(2020)年度事業計画
- 【資料 5-1-21】2019 年度経営・質保証会議（2019 年 8 月 22 日記録）
- 【資料 5-1-22】「desknet'sNEO 回覧案内」（2019 年 4 月 22 日 2018 年度活動成果報告会持参資料について）
- 【資料 5-1-23】禁煙誓約書
- 【資料 5-1-24】森ノ宮医療大学 衛生委員会規程
- 【資料 5-1-25】森ノ宮医療大学 業務分掌規程
- 【資料 5-1-26】森ノ宮医療大学 人権問題委員会規程
- 【資料 5-1-27】森ノ宮医療大学 大学のハラスメント防止等に関する規程
- 【資料 5-1-28】教職員のためのソーシャルメディアガイドライン
- 【資料 5-1-29】学校法人森ノ宮医療学園 HRM 委員会規程
- 【資料 5-1-30】森ノ宮医療学園職員向けハラスメント相談窓口（案内）
- 【資料 5-1-31】学校法人森ノ宮医療学園 個人情報保護に関する規程
- 【資料 5-1-32】学校法人森ノ宮医療学園 公益通報に関する規程
- 【資料 5-1-33】学校法人森ノ宮医療学園 情報機器及び学内情報取扱規程
- 【資料 5-1-34】森ノ宮医療大学教職員情報システム利用ガイドライン
- 【資料 5-1-35】学校法人森ノ宮医療学園 危機管理規程
- 【資料 5-1-36】学校法人森ノ宮医療学園 防災管理規程
- 【資料 5-1-37】森ノ宮医療大学防災管理マニュアル
- 【資料 5-1-38】2019 年度自衛消防訓練実施報告書
- 【資料 5-1-39】2019 年度 AED 講習会（案内）
- 【資料 5-1-40】森ノ宮医療大学学生のためのソーシャルメディアガイドライン
- 【資料 5-1-41】森ノ宮医療大学学生手帳 2020（抜粋）
- 【資料 5-1-42】森ノ宮医療大学 南海トラフ地震に係る防災対策規程

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

私立学校法に基づき、本学園の寄附行為において理事会を最高意思決定機関として位置づけており、寄附行為及び「学校法人森ノ宮医療学園 理事会運営規程」に沿って適正に運営している【資料5-2-1】【資料5-2-2】。

理事会はすべての理事が学校法人の運営に責任を持って参画し、機動的な意思決定ができるよう、通常年13回の定例理事会および必要に応じて臨時理事会を開催しており、令和元(2019)年度は16回開催された。理事会の出席状況は約88%（委任出席を含めると100%）であり、良好な出席状況のもと適切な意思決定が行われている【資料5-2-3】。

理事会を構成する役員については、寄附行為第6条に理事の定数が8人以上14人以下、監事の定数が2人以上4人以下と定めており、第1号理事「森ノ宮医療大学長及び森ノ宮医療学園専門学校長」、第2号理事「評議員のうちから評議員会において選任した者3人以上5人以下」、第3号理事「学識経験者のうち理事会において選任した者3人以上7人以下」となっている。役員の任期は第1号理事を除き4年となっており、現員は第1号理事2人、第2号理事4人、第3号理事7人の計13人の理事で構成されている。理事長は、理事総数の過半数の議決により選任されており、理事長を補佐する体制として常務理事を定め、理事長を補佐し、理事会で決定した学園の業務を執行するにあたり、具体的な事案の運営方法やその管理を行っている【資料5-2-1】。

また、令和元(2019)年度から医療機関に所属している2人の外部理事をあらたに迎え、監事とともに役員として外部の有識者を置くことで、理事会の機能強化を図り、高所大所に立った戦略的な体制や運営ができるようにしている【資料5-2-4】。

一方、私立学校法改正（令和2(2020)年4月施行）に伴い、「学校法人森ノ宮医療学園 役員服務規程」において、理事長、学長、学部長を兼務する副学長（学術・教育担当）、副学長（卒後教育担当）、法人副本部長らの業務執行理事と外部理事を含めた非業務執行理事を定めている【資料5-2-5】。なお、監事は、公認会計士の資格を持つ1人と弁護士の資格を持つ1人の合計2人で構成しており、理事会、評議員会にはほぼ毎回両人が出席し、法人の業務の執行状況の監査等を行っており適正に機能している（令和元(2019)年度出席率は約97%）【資料5-2-3】。

理事会の諮問機関である評議員会については、評議員の定数は17人以上29人以下と寄附行為第21条に定められており、寄附行為第25条の選任区分に則り、現に在職する理事数の2倍を超える27人の評議員が選任されており、任期は4年となっている。令和元年(2019)年度は5回開催されており、出席状況は約83%（委任出席を含めると100%）と適切に機能している【資料5-2-3】。

また、経営・質保証会議には、新規事業や改善等の提案が寄せられており、その内容を確認した上で、管理運営会議および教授会での審議を経て、最終的に理事会で意思決定をする体制をとっている【資料5-2-6】。

理事、評議員、監事等の構成及び役割は適正であり、理事長職務の権限も寄附行為や「学校法人森ノ宮医療学園 決裁規程」によって、より明確化されている【資料5-2-7】。戦略的な意思決定ができる体制については、大学の管理運営会議や教授会での審議を経て決定されるなど、的確に機能している。

令和2(2020)年4月1日の私立学校法改正に対応し、寄附行為変更を行い、文部科学省から認可を受けて理事会の役員の役割と責任を明確化し、理事会の責務を果たすとともに機能の強化を図っている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

私立学校法改正（令和2(2020)年4月施行）に伴い、学校法人の責務や役員の職務と責任がより一層明確となり、理事会や評議員の役割と責任も明文化されたことで、役員や評議員の意思決定は社会的責任やその重責を担い、時代に即応した理事会機能の質的向上の必要性を認識している。教育制度改革や高等教育機関を取り巻く社会の変化に対応するた

め、現場の正確な状況把握、情報収集等をすることで判断決定の一助として、理事会の意思決定が迅速にできる体制を充実させる。

- 【資料 5-2-1】学校法人森ノ宮医療学園 寄附行為【資料 5-1-1】
- 【資料 5-2-2】学校法人森ノ宮医療学園 理事会運営規程【資料 5-1-13】
- 【資料 5-2-3】理事会・評議員会開催記録令和元(2019)年度
- 【資料 5-2-4】学校法人森ノ宮医療学園役員名簿・評議員会名簿（令和 2(2020)年度）
- 【資料 5-2-5】学校法人森ノ宮医療学園 役員服務規程
- 【資料 5-2-6】2019 年度経営・質保証会議（2019 年 8 月 1 日記録）
- 【資料 5-2-7】学校法人森ノ宮医療学園 決裁規程

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事会を構成する理事には、学長、校長、副学長等が選任されており、本学に関する重要事項について意思決定を行っている。評議員会にも、副学長、大学事務局長、大学学科長や大学管理職が評議員として選任されており、本学園が理事会において意思決定を行う際、評議員会への諮問事項等があった場合には、評議員としての識見に加え本学の状況を報告し意見を述べている【資料5-3-1】。

また、法人運営ばかりでなく大学の運営に関する意見の聴取や、本学の経営戦略や質保証に関する事項についても確認している経営・質保証会議には、理事長、学長をはじめ常務理事も参加しており、意思決定の円滑化の一助となっている【資料5-3-2】。

学長の意思決定については、教授会や大学院研究科委員会を審議組織および諮問組織としてそれぞれ設置しており、法人の意志決定事項については、管理運営会議、教授会、各委員会、各センターや本学グループウェア(desknet's)を活用して、全教職員に周知し、情報の共有を図っている。

本学の管理運営会議は、「森ノ宮医療大学 管理運営会議規程」に則り、理事長が招集し、議長を務め、理事長のほか、学長、副学長、図書館長、研究科長、学部長、各学科長、共通教育部門の長、大学事務局長、大学事務局各室長、学長室長や各センター長らが出席し、大学の運営および教学に係る全学的な重要事項の検討、調整を行っており、教授会開催の 1 週前に開催される月 1 回の定例管理運営会議と臨時管理運営会議によって運営されている【資料 5-3-3】。教学に係る重要事項については、教授会や大学院研究科委員会に諮るための事前意見調整会議としても機能している。また、本学の教職協働組織である各センターで検討されている事項については、さらに具体的な審議を実施しており、本学の教学組

織と事務組織とのコミュニケーションおよび意見調整を行っている。

教授会は、「森ノ宮医療大学 教授会規程」に則り、学長が招集し、議長を務め、理事長、学長、教授、准教授、専任講師、事務局長、事務局管理職等の構成員は、定められた事項に関して学長に意見を述べており、月1回の定例教授会と臨時教授会によって運営されている【資料5-3-4】。

教授会で多角的な検討と意見の反映を可能にするため、各委員会において専門事項の検討、意見の調整、諮問、答申が行われており、各学科の懸案事項については、学科会議を随時開催し検討している。また、学部長が主催する学部長懇談会において、学科間の意見調整を各学科長を行い、教務委員会、教授会での審議に備えている。

大学院研究科委員会は、学長、研究科長、研究科担当教員、研究科授業担当教員で必要と認められた者が構成員となっており、理事長や大学事務局長、学部教員及び職員も陪席しており、研究科長が議長となって、大学院の教育研究に関する重要事項を審議し、学長が決定している【資料5-3-5】。

学長のトップダウンとともにボトムアップによる意見のくみ上げにより、教育や事務の現場から新規に起案される大学の重要な案件については、各学科会議、各委員会や各センター等で検討され、理事長が招集する管理運営会議での検討や教授会・大学院研究科委員会での審議を経て、理事会で承認される仕組みになっており、意思決定についてのプロセスは明確であり、教授会の構成員に理事長が含まれていることから、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定は円滑化されている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事会を構成する13人の理事のうち、大学に所属する教職員6人が理事に選任されており、理事相互の業務チェックのみならず、理事会での業務報告を通じて学園に所属する専門学校や日本語学校、附属診療所等の部門相互のチェックも行っている。また、大阪府の地域医療支援病院や特定機能病院の病院長が寄附行為第7条第3号の学識経験者、外部理事として2人選任されており、本学園の医療に関する専門教育について大所高所からアドバイスやチェックを行っている【資料5-3-1】。

監事については、寄附行為第8条の定めにより、公認会計士と弁護士の2人が選任されており、寄附行為第17条および「学校法人森ノ宮医療学園 監事監査規程」に基づき、この法人の業務ならびに財産の状況を監査するため、理事会、評議員会には監事2人が原則として必ず出席して監事として意見を述べるほか、その運営を監査している【資料5-3-6】。また、決算等確定時には監査報告書を作成するなど、理事会が適正に管理・執行されているか常時確認している。

私立学校振興助成法に従い、貸借対照表、収支計算書等、財務計算に関する書類については、公認会計士の監査報告書を添付している。本学園の監事については、理事長や学長、事務局長や財務担当者から、法人ならびに大学の運営状態や資金状況を直接聞くなどの業務監査あるいは会計監査などを随時行い、結果については理事長に報告している。

一方、諮問機関として位置づけられている評議員会は、理事会で審議する事項のうち寄附行為第23条の諮問事項に加え、事業報告や決算報告についても意見を聴いており、寄附行為第24条の規定では、「この法人の業務もしくは財産の状況又は役員の業務執行の状況

について、役員に対して意見を申し述べもしくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」としている。評議員会を構成する評議員については、現員の27人のうち、大学に所属する教職員11人が選任されており、法人と大学とは密接な関係にある。したがって、十分な協議の上に意思決定がなされていると考えられ、相互のチェック体制も十分であり、3月、5月、11月の定例会のほか、必要に応じて臨時に開催され、その責務を果たしている【資料5-3-1】。

以上のように、法人及び大学の管理運営機関の相互チェック体制を整備しているほか、理事会、評議員会、教授会、管理運営会議等により適切に機能している。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

私立学校法改正により、学校法人の責務や役員の職務と責任の明確化がなされたことで、監事も含めた理事会でのチェック機能や評議員会との相互チェックの機能はさらに重要性を増している。本学園は、理事会、評議員会、管理運営会議、教授会等の構成により、法人と大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化の仕組みや相互チェックの機能は整備されているが、今後は経営・質保証会議等を活用することにより、相互の連携強化を図る環境を整えていく。

【資料 5-3-1】学校法人森ノ宮医療学園 役員名簿・評議員会名簿（令和 2(2020)年度）

【資料 5-3-2】2019 年度経営・質保証会議（2019 年 4 月 4 日記録）

【資料 5-3-3】森ノ宮医療大学 管理運営会議規程

【資料 5-3-4】森ノ宮医療大学 教授会規程

【資料 5-3-5】森ノ宮医療大学大学院 研究科委員会規程

【資料5-3-6】学校法人森ノ宮医療学園 監事監査規程

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 28(2016)年度に、本学の西側に隣接する校地について、長期借入金 1,700 百万円を利用して 1,900 百万円で取得した。取得した校地は、平成 29(2017)年度にスポーツ運動施設「グリーンスクエア」を整備するとともに、令和 2(2020)年度開設の診療放射線学科の新校舎用地として計画し、新校舎の建設資金約 2,000 百万円の一部を日本私立学校振興・共済事業団および市中銀行からの長期借入金を調達した。借入金調達の検討に際しては以後 20 年間の財務シミュレーションにより、各年度の収支見通しや運転資金状況を慎重に検討した【資料 5-4-1】。

財務方針としては、補助金収入に強く依存せずに、収支均衡を保持する体制を継続していく。

事業計画および予算編成は、中期経営計画に基づき、全部署のヒアリングを実施している。ヒアリングの結果を理事長・法人本部で集計・調整のうえ予算編成案を作成し、評議員会、理事会に諮り、事業計画書と収支予算書を作成している【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】。

また、経常収支差額において、各部門単体で過度な支出超過にならないよう一定の基準を設け、適切な予算配分をおこなっている。また、高額な予算外の経費支出については、補正予算を実施している【資料 5-4-4】。

このような形で、各部門の事業計画に基づき、予算編成から予算執行が実行されている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学校法人全体として過去 4 年間、経常収支ベースで収支均衡を保ってきている。令和元(2019)年度決算においても経常収支差額はプラス 255 百万円となり、堅調に推移している。

収入の柱である学生生徒等納付金収入の安定した確保のため、新設学科が増える現況においても、学生の確保について全学体制で募集活動に取組んでいる。また、研究費の外部資金の獲得にも積極的に取組んでいる。

なお、資金運用は、「学校法人森ノ宮医療学園 資産管理運用規程」に従い、原則元本償還が保証されたものに限定している【資料 5-4-5】。

表 5-4-1 「事業活収支計算書の推移（学校法人森ノ宮医療学園合計）」

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
教育事業活動収入	2,902,086	3,053,116	3,358,303	3,604,042
教育事業活動支出	2,915,772	3,022,470	3,372,856	3,338,217
教育活動収支差額	△13,685	30,646	△14,553	265,825
教育活動外収支差額	947	△6,344	△6,046	△10,026
経常収支差額	△12,738	24,302	△20,599	255,799
特別収支差額	44,954	47,784	△23,297	7,875
基本金組入前当年度収支差額	32,215	72,086	△43,897	263,674

表 5-4-2 「事業活動収支計算書の推移（森ノ宮医療大学）」

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
教育事業活動収入	1,993,690	2,198,577	2,567,028	2,825,997
教育事業活動支出	1,963,235	2,020,874	2,272,974	2,259,383
教育活動収支差額	30,454	177,703	294,054	566,614
教育活動外収支差額	0	0	0	0
経常収支差額	30,454	177,703	294,054	566,614
特別収支差額	34,209	35,661	△6,147	7,475
基本金組入前当年度収支差額	64,664	213,364	287,906	574,089

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、これまで順調に学生確保がなされてきたが、18 歳人口減少の社会的局面においても安定した収支バランスを確保するため、外部資金の獲得にも積極的に取組むとともに、支出面においては、令和 2(2020) 年度開始の診療放射線学科が完成年度を迎える令和 5(2023) 年度までの期間は、投資・支出の峻別を一層厳格にし、収支均衡の健全な状況を保持することに努める。また、借入金については、診療放射線学科の完成年度以降の手持流動性資産残高や次期投資計画状況を踏まえて、前倒し償還により財務の早期健全化を図っていく。

【資料 5-4-1】中期財務シミュレーション資料

【資料 5-4-2】学校法人森ノ宮医療学園令和 2(2020) 年度事業計画

【資料 5-4-3】2019 年度収支予算書

【資料 5-4-4】2019 年度第一回補正予算(案)

【資料 5-4-5】学校法人森ノ宮医療学園資産管理運用規程

【資料 5-4-6】平成 28 年度計算書類

【資料 5-4-7】平成 29 年度計算書類

【資料 5-4-8】平成 30 年度計算書類

【資料 5-4-9】平成 31 年度計算書類

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計については、「学校法人会計基準」や本学園の「学校法人森ノ宮医療学園 経理規程」「学校法人森ノ宮医療学園 経理規程施行細則」「学校法人森ノ宮医療学園 固定資産管理規程」「学校法人森ノ宮医療学園 物品管理規程」に則り、適正に実施している【資料 5-5-1】
【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】。

日常の経費執行については稟議（りんぎ）申請・経費執行申請「ワークフローシステム」を通じて行い、「学校法人森ノ宮医療学園 決裁規程」および「経費執行の手引き」に基づき、事務手続きが行われる。また、会計処理上の判断が困難な事例については、顧問公認会計士かつ会計事務所担当税理士や外部監査法人に属し本学園を担当する公認会計士等に随時相談し、会計処理の妥当性について回答・指導を受けて対応・処理している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園では、外部監査人による期中監査（令和元（2019）年度 8 月、12 月、令和 2（2020）年 3 月 27 日、30 日、31 日）および決算監査（令和 2（2020）年 5 月 18 日、19 日、20 日、27 日、28 日）を受けており、その往査中に、適宜、本学園の監事との意見交換等おこなわれ、機関決定の手続きにおいても、外部監査人により理事会議事録等の確認がされている【資料 5-5-7】。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学園は、「学校法人会計基準」「学校法人森ノ宮医療学園 経理規程」や「学校法人森ノ宮医療学園 経理規程施行細則」等に準拠して継続して適正な会計処理をおこない、顧問会計士事務所および監事である公認会計士と常に相談できる体制をとり、今後もこの体制を継続し、対応していく。

【資料 5-5-1】学校法人森ノ宮医療学園 経理規程

【資料 5-5-2】学校法人森ノ宮医療学園 経理規程施行細則

【資料 5-5-3】学校法人森ノ宮医療学園 固定資産管理規程

【資料 5-5-4】学校法人森ノ宮医療学園 物品管理規程

【資料 5-5-5】学校法人森ノ宮医療学園 決裁規程

【資料 5-5-6】経費執行の手引き（2019 年度）

【資料 5-5-7】学校法人森ノ宮医療学園 監事監査規程

[基準 5 の自己評価]

大学の使命・目的を実現するために、大学の設置・運営に関連する法令を遵守し、学内外に教育情報、財務情報、環境保全・人権・安全への取組状況の情報を公表しており、財務や会計は学校法人会計基準等に基づき、適正な会計処理がなされていることから、経営

の規律と誠実性は維持されている。理事会は、管理運営会議や経営・質保証会議等と連携がなされていることから、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備しており、適切に機能しているほか、管理運営機関も円滑に機能している。理事・監事・評議員と各会議体の相互チェック体制は整備され、ガバナンス機能およびマネジメント機能は適正に働いている。

法人や大学の運営については、中期経営計画の進捗管理ならび中期経営計画策定後も適時的確に中期経営計画の見直しを行い、大学部門のみならず、法人全体を視野に入れた学生確保や新事業等による安定的な経営向上並びに経常費用削減等の方策も講じ、経営努力を図っている。

大学の財政状況については、現在、単年度収支では安定している。一方で、大学の新学科設置ならびに新校舎建設費等や、学園の新規将来構想の事業として日本語教育機関の適正な運営の継続や介護福祉士養成校設置準備も重なることから、中期事業計画にある財務見通しを常時検討しながら、中長期的に財政基盤の安定化を進めていく。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学園では、「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた医療人を育成する」という建学の精神のもと、教育、研究、臨床を通じて広く社会的・国際的な貢献を果たすこととする目的としている。本学では、この目的を達成するために、自己点検・評価の取り組みが重要であることを踏まえ、自主的・自律的な検証や質保証も含めた取り組みを行っている【資料 6-1-1】。

大学全体の内部質保証については、教授会および大学院研究科委員会の下部組織として学長が指名した委員長を中心とした自己点検評価・FSD 委員会と大学院自己点検評価・FSD 委員会を設置している【資料 6-1-2】【資料 6-1-3】。この 2 つの委員会は毎月開催しており、本学の教育及び研究について、恒常的な改善改革を推進する体制を確保するため、各学科や研究科も含め、本学の各センターや事務組織からの情報を集約し、必要に応じ検討を加え、教授会・大学院研究科委員会に報告している。教育目標ならびに教育方針を実現するための重要課題については、学長のガバナンスのもと、管理運営会議や教授会・大学院研究科委員会に上申し、改善改革策等について議論したのち、最終的に学長が決定している。

この 2 つの委員会については、日本高等教育評価機構から公表されている各基準の評価の視点等を参照しながら、自己点検・評価を実施して、自己点検評価書を作成している。また、大学教職員組織の資質維持・向上を図るため、学内外で実施された研修についても情報を集約しており、関係部署とも連携した FD・SD 研修の企画調整を実施している。

そして本学園全体の観点からは、理事長が委任している経営・質保証会議において、学園及び大学全般の経営課題や中長期計画・単年度事業計画の実施状況について管理している。この会議には、大学の学長、学部長、管理職員らが参加しており、大学の教学も含めた運営や質保証についても関わり、質保証の一翼を担うこととなっている【資料 6-1-4】。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のより一層の充実と向上のため、経営・質保証会議において、新たな取り組みや企画について、その課題等を審議し、理事長、学長の日常業務の決定の判断材料としている。その中で、具体的な PDCA サイクルの実質化とチェック機能の改善及び中長期計画への反映と単年度事業計画にあたっての課題解決策を提案しつつ、あわせて組織体制の見直しを恒常的に実施する。

【資料 6-1-1】森ノ宮医療大学・大学院内部質保証のための責任体制

【資料 6-1-2】森ノ宮医療大学 自己点検評価・FSD 委員会規程

【資料 6-1-3】森ノ宮医療大学大学院 自己点検評価・FSD 委員会規程

【資料 6-1-4】2019 年度経営・質保証会議（2020 年 3 月 19 日記録）

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、自己点検評価・FSD 委員会および大学院自己点検評価・FSD 委員会において、関係部署と連携し、内部質保証のための自主的かつ自立的な自己点検・評価を行っている【資料 6-2-1】。委員会の構成メンバーは、研究科長、学部長、学科長、事務局長、事務局管理職、事務局職員らにより構成され、学長も常時オブザーバーで参加するなど、自己点検・評価の方針に基づき、実効性を高めるなど自己点検・評価活動を行っている。また、FD や SD への取り組みについては、授業評価アンケート、および「公開授業（授業見学）」の評価結果を活用し、FD 研修を実施しているほか、授業評価の特に優秀な本学教員については、学長賞「ベストティーチャー賞」として表彰し、他の教員へも推奨する「公開授業（授業見学）」としている。【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】。

自己点検・評価の実施に関しては、各部署が評価項目を分担し、各部署が持っているデータや IR 情報をもとに、自己点検・評価を実施し、自己点検評価書原案を委員会メンバーで作成する。作成された原案は自己点検評価・FSD 委員会および大学院自己点検評価・FSD 委員会に諮られ、出された意見をもとに自己点検評価書最終版を作成し、教授会へ報告し承認を得て本学ホームページにて学内外に公表し、関係各部署において改善策を実施していく【資料 6-2-4】。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学においては、現状の外的環境・内部状況の理解と把握のため、学長室に IR 推進グループを設置し、入学試験データ、GPA および国家試験合格データ等の収集、分析を行っているほか、管理運営会議や教授会において、各学科から、学生動向はもとより、就職の状況、国家試験対策とその結果について報告があり情報共有を図っている【資料 6-2-5】。

自己点検・評価の実施に関しては、各部署が評価項目を分担し、IR 推進グループから提供されるデータおよび各部署が持っているデータを参考に、分析を行う。そこで抽出された課題や結果をもとに、自己点検・評価を実施し、学部長、研究科長、事務局長、各学科長、担当管理職等が主体となって、自己点検評価書原案を作成する。原案は自己点検評価・FSD 委員会に諮られ、出された意見をもとに自己点検評価書の最終版を作成し、管理運営会議にて課題や改善案を検討し、教授会、理事会に報告、共有されて関係各部署において

改善策を実施している。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、日本高等教育評価機構が示す大学評価基準をもとに機関別認証評価を実施するとともに、自己点検評価書の作成については、自己点検評価・FSD 委員会において実施している。また、経営・質保証会議においても広報室や IR 担当部署である学長室 IR 推進グループにおけるデータ収集の確認を行っており、自己点検評価・FSD 委員会とともに、今後は分析機能をさらに強化して活用することで、より具体的な自己点検・評価を実施し、学内全体における PDCA サイクル推進体制を確立するものに作り上げていく。また、本学においては、日本高等教育評価機構による機関別認証評価に加え、理学療法学科、作業療法学科がそれぞれリハビリテーション学校協会における専門分野別の評価認定審査を受けている。そして、令和元(2019)年度には、世界作業療法士連盟(The World Federation of Occupational Therapists,WFOT)の認定審査も兼ねた評価認定審査を受け、認定校として認可されている【資料 6-2-6】。次年度には、看護学の専門分野別評価機関である看護学評価機構による専門分野別の自己点検・評価及び外部評価を受ける予定としており、さらなる内部質保証の確立に努める。

【資料 6-2-1】森ノ宮医療大学 自己点検評価・FSD 委員会規程

【資料 6-2-2】学校法人森ノ宮医療学園 教職員表彰規程

【資料 6-2-3】森ノ宮医療大学学長賞（ベストティチャー賞）実施要項

【資料 6-2-4】森ノ宮医療大学ホームページ「情報の公開」

【資料 6-2-5】国試（現役）合格者・不合格者データ（全体・学科別）

【資料 6-2-6】日本作業療法士協会及び世界作業療法士連盟(WEOT)への学校名登録

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを大学院保健医療学研究科、保健医療学部、および各学科に定めており、本学ホームページにより学内外に周知し、教職員に共有されている【資料 6-3-1】。この三つのポリシーを基に本学のアセスメント・ポリシーを定め、教育の質保証についても、具体的な評価に資するように整備している。また、本学の使命・目的の達成のためには、本学を取り巻く

環境の変化に迅速に対応することが必要であり、学長室や「アドミッションセンター」を中心に三つのポリシーの見直しを進め、順次改定を行っている【資料 6-3-2】。

自己点検評価・FSD 委員会は、これらのポリシー変更について相互の関連性を確認して検討しており、PDCA サイクルが具体的に機能するよう努めている。

自己点検評価書は、日本高等教育評価機構の評価の視点等を念頭に作成し、教授会にて報告し、関係する学科や事務局において改善実施策の検討を行っている。教学組織の改善策については、管理運営会議で検討され、教授会等で報告されており、事務組織については、管理職による事務連絡会で意見調整を行い、管理運営会議で検討され、関係各部署において実行されている。改善された課題は次回の自己点検・評価の際に確認され、改善が不十分である場合は、再度見直しを行うことにより、PDCA サイクルの機能性が確保されている。

また、事業計画についても、中期経営計画をもとに年次目標と具体的な事業計画を策定し、各学科、各部署から昨年度の成果報告、年次目標設定報告、進捗報告など理事長、学長、学部長等に対して年 2 回以上報告、説明する機会を設けて実施している。そして、経営・質保証会議においても、事業計画の進捗を確認しており、大学だけでなく学園全体において中期経営計画の意識付け、PDCA サイクルを実施する体制が構築されている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、令和 2(2020) 年度に保健医療学部診療放射線学科を開設し、今後は各学科のさらなる質的向上、及び学科間連携をより強固かつ充実するために、学部再編も視野においている。これらの組織再編にも対応した PDCA サイクル体制の構築と、教職員全体による現状把握、課題の共有により、課題解決意識の向上、組織的取り組みの強化を図っていく。

【資料 6-3-1】森ノ宮医療大学ホームページ「大学紹介 > 教育方針」

【資料 6-3-2】2019 年度第 11 回管理運営会議議事録(令和元(2019)年 12 月 12 日)

【資料 6-3-3】2019 年度第 11 回管理運営会議国試対策資料（資料 12）

[基準 6 の自己評価]

内部質保証のための自己点検・評価体制については、理事長、学長からの指示及び諮問に基づき、自己点検評価・FSD 委員会を中心に職務執行の責任体制等が整備されている。経営・質保証会議においては、実際の自己点検・評価実施方法について、IR 推進グループ、各部署から提供されるさまざまなエビデンスデータに基づき、計画のチェック等が適正に行われており、各学科、各部署において改善案を実行されている。それらの結果に関しても管理運営会議、教授会をはじめ理事会に報告されるほか、本学グループウエア (desknet's) などで本学園教職員と共有し、外部に向けては本学ホームページで広く情報公開を行っている。

以上のことから、基準 6 を満たしていると判断できる。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準A. 特色のある医療人養成教育

A-1. 医療系総合大学の環境を活かした学科横断的多職種連携教育（IPE : Interprofessional education）

A-1-① チーム医療の知識を深めるための教育課程

A-1-② チーム医療を実践するための教育課程

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① チーム医療の知識を深めるための教育課程

近年、医学研究の加速度的発展に伴う各医療領域における専門性の深化、あるいは超高齢社会における「Cure」から「Care」へ、すなわち「治し支える医療」へのパラダイムシフトの観点から、これまで以上に多職種連携によるチーム医療が医療現場で重要視されている。特に治し支える医療への変革においては、患者の「生活の質(QOL)」向上に関わる医療専門職の重要性が特に増しており、チーム医療の知識と実践力を有する医療人の輩出は、医療系大学への社会的ニーズと言える。本学は、社会環境・医療現場の変化に伴うこの社会的ニーズを重視し、また、医療系総合大学のアドバンテージを最大限活かした優れた教育プログラムを学生に提供すべく、教育研究目的として「幅広い知識と高度な専門技術を有し、チーム医療の実践に求められる豊かな感性と高い倫理観を備えた専門職医療人を育成する。」を掲げ、多職種連携教育(IPE : Interprofessional education)プログラムを学科横断的に展開している。

同プログラムは、チーム医療の知識を深める科目とチーム医療実践力を醸成する科目から成り立ち、これらを全ての学科カリキュラムに配置している。初年次には「MBS (Morinomiya Basic Seminar)」が配置され、大学生としての学修や生活をスムーズにスタートできるよう、教育課程（カリキュラム）及びその履修方法、学生生活のルール等について概説する。また、本学園の歴史、建学の精神の意味、ディプロマ・ポリシー等についても教授し、医療の歴史及び医療の現在と未来、ひいては医療全般への理解と興味を深めさせることで、医療を学ぶ大学生としてふさわしい「学び方」や「スキル」を養うと共に医療従事者としての意識醸成を図ることを目標としている。また、同じく初年次に開講される「チーム医療見学実習」は、医療の実践現場である病院等の施設において医療従事者の1日に密着体験し、医療職への知識・理解を深めさせるとともに、個々の学生が目指す専門職の役割やチーム医療を構成する様々な専門職との関係について学ぶことができる科目である。

2年次には、医療の専門性を發揮し、患者に適切な医療を行うために欠かすことのできない患者・他の医療従事者とのコミュニケーションや連携に必要な知識、技術を教授する「医療コミュニケーション」、所属学科以外の職種について理解と関連性を学び、医療の質の向上、患者中心の医療安全を実践できる医療人としての心構えを教授する「チーム医療論」を配置し、多職種連携の実践力を醸成する3年次開講の「IPW論」への礎とする。

A-1-② チーム医療を実践するための教育課程

チーム医療の知識を深める科目を基礎とし、医療実践力を醸成する科目である「IPW 論」を積み上げ教育として全学科において「専門職間連携教育(IPW: Interprofessional Work)」を行っている。同科目は最も特色ある教育内容であり、病院における「ケースカンファレンス（症例検討会）」を大学内で模擬的に展開し、実際のチーム医療を体感し実践力を培う、医療系総合大学ならではの特徴を活かした全学科合同授業である。学科混成のグループを編成し、本学の医師である教員が作成した模擬患者症例に関して学生同士がグループディスカッションを行い、チームとしてのケアプログラムを構築する。この科目では、自らが目指す医療専門職の役割と他職種の役割を理解しつつ実際の医療現場さながらの実践的チーム医療展開を体感できるだけでなく、他者の意見を聞き自らの考えを明確に伝えるコミュニケーション力も養うことができ、患者への最善のアプローチ方法を導き出す総合力を身につけることができる。グループディスカッションでは、各学科教員も参加し、様々な医療資格を有する教員からのアドバイスを受けることができるのも大きな魅力となっており、在学生の満足度も極めて高い科目である【資料 A-1-1】。

【ケースカンファレンス（症例検討会）当日の様子】



また、大学院保健医療学研究科修士課程においても保健医療学専攻と看護学専攻の共通科目（必修）である「代替・統合医療特論」や「保健医療研究方法論」、看護学専攻の必修科目である「チーム医療特論」など医師・歯科医師を含めた多種多様な資格を持つ教員がオムニバスで担当する科目を配置しており、精度の高い専門的知識と専門技術、チーム医療で活躍するための幅広い知識と協調性・コミュニケーション能力を備えた高度な医療専門職業人の養成を実践している【資料 A-1-2】。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

多職種連携教育(IPE : Interprofessional education)は令和 2(2020)年度入学生カリキュラムから本格的に導入し、運用を開始している。今後は、1年次基礎、2年次に習熟、3年次に実践という段階的教育プログラムを円滑に進めると同時に教育研究目的である「幅広い知識と高度な専門技術を有し、チーム医療の実践に求められる豊かな感性と高い倫理観を備えた専門職医療人を育成する。」を実践するために継続的に授業内容や科目編成について検証を行っていく。

【資料 A-1-1】 IPE 関連科目 シラバス

【資料 A-1-2】 大学院 特色ある科目のシラバス

[基準 A の自己評価]

本学では、医療系総合大学の強みを最大限活し、現在の医療現場で重要視されている多職種連携によるチーム医療を実践できる人材養成のための教育プログラムを学生に提供している。特に学科混成で行われる多職種間で取組むペーパーペイメントに対するグループディスカッションにおいては、学生による各医療従事者の立場から活発な議論が行われ、アクティブ・ラーニングによる能動的な学修とチーム医療の重要性を理解できる場となっている。これは複数の医療資格が取得可能な本学の強みを生かした実践的なカリキュラムであると考えており、今後においてもより充実を図っていく。

また、大学院においても医師・歯科医師を含めた多種多様な医療資格を持つ教員が授業を展開することで精度の高い専門的知識と専門技術、チーム医療で活躍するための幅広い知識と協調性・コミュニケーション能力を備えた高度な医療専門職業人の養成を実現している。

基準 B. 地域への貢献

B-1 地域への貢献

B-1-① 医療大学の特性を活かした地域貢献に向けた取り組み

B-1-② 教育機関及び医療機関との連携協定による地域貢献に向けた取り組み

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 医療系総合大学の特性を活かした地域貢献に向けた取り組み

本学では、教育・研究活動と地域社会をつなぐことを目的に、医療系総合大学の特性を活かした地域貢献活動を行っている。令和元(2019)年度から地域貢献活動を総合的かつ組織的に遂行することを目的として、新たに「地域連携センター」を設置した。同センターでは、主に本学の所在地である大阪市住之江区の近隣地域への地域貢献活動を行っている。

1) 一般市民を対象とした地域貢献

平成 24(2012)年度から、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センター（以下「大阪急性期・総合医療センター」という。）および地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪国際がんセンター（以下「大阪国際がんセンター」という。）（平成 30(2018)年度から）等との連携事業として「市民公開講座」を開催している。この講座は年に 3 回実施しており、主に高齢者を含む一般市民に向けて、医療に関する身近なテーマ（病気の治療・リハビリテーション・予防等）についての情報を提供し、興味・関心・理解を深めてもらうことを目的としている。医療現場で活躍する医師や看護師を招いて基調講演を行うほか、本学の各学科の教員がそれぞれの立場からテーマについて講演を行っている。平成 31(2019)年度は「物忘れ」「診療放射線学の進歩」「がん診療の最前線 2」をテーマとして開催し、各回約 90 名程度の一般市民が参加した。

①市民公開講座「予防・治療から社会復帰へのケア—最近の進歩—」

場所：森ノ宮医療大学 東棟 1 階 コスモホール

主催：森ノ宮医療大学、大阪急性期・総合医療センター（第 1 回、第 2 回）

大阪国際がんセンター（第 3 回）

第 1 回「物忘れ」

日時：平成 31 年 4 月 14 日（日）10：00～12：00

受講者：109 人

基調講演：「物忘れ」竹屋泰氏（大阪大学大学院医学系研究科老年・総合内科学講師）

講演 I：「認知症と看護（地域包括ケア）」山中美佐氏（大阪急性期・総合医療センター
精神科認定看護師）

講演 II：「認知症患者とリハビリ」松下太（森ノ宮医療大学作業療法学科教授）

講演 III：「認知症と鍼灸」松熊秀明（森ノ宮医療大学鍼灸学科准教授）

第2回「診療放射線学の進歩」

日時：令和元年6月16日（日）10:00～11:50

受講者：82人

基調講演：「診療放射線学の進歩」小縣裕二（森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科教授）

講演I：「放射線診断の進歩」船橋正夫氏（大阪急性期・総合医療センター医療技術部部長）

講演II：「放射線治療の進歩」奥村雅彦氏（近畿大学病院技術部部長）

講演III：「放射線診療と看護」佐々木績子氏（大阪急性期・総合医療センター放射線看護認定看護師）

第3回「がん診療の最前線2」

日時：令和元年10月27日（日）13:30～15:30

受講者：78人

基調講演：「がん診療—最近の進歩」松浦成昭氏（大阪国際がんセンター総長）

講演I：「がん患者の看護」久木元由紀子（森ノ宮医療大学保健医療学部看護学科教授）

講演II：「がん患者と運動」河村廣幸（森ノ宮医療大学保健医療学理学療法学科教授）

講演III：「がん患者と鍼灸」増山祥子（森ノ宮医療大学保健医療学部鍼灸学科准教授）

各回のアンケートに寄せられた受講者の要望に応えて、令和2(2020)年度は、「予防・治療から社会復帰へのケア—最近の進歩—」を共通タイトルとして、6月21日「第1回 フレイル予防で健康長寿」、7月19日「睡眠障害」、10月25日「がん診療の最前線3」をテーマに開催する予定で現在進めている。

②住之江区民マラソン

年に1回行われる住之江区体育厚生協会主催の住之江区民マラソン大会において、本学の鍼灸学科が「はり・きゅう体験ブース」を設置している。はり・きゅうの体験やストレッチを実施し、学生も大阪府鍼灸師会の施術協力のもとサポートを行っている。

③舞洲（まいしま）みんなのマラソン

舞洲スポーツアイランド（舞洲運動広場）にて開催される「舞洲みんなのマラソン」において、本学メディカルスポーツトレーナー研究会(MST)の学生トレーナーが参加選手のケアに協力している。参加選手に日頃の研鑽技術を提供するとともに、学生にとっても技術や意識向上に繋がる貴重な機会となっている。

2) 子育て支援を目的とした地域貢献

本学では、「森ノ宮医療大学 地域子育て支援もりもりひろば」と題して、近隣在住の乳幼児とその家族を対象に、育児に役立つ情報提供や健康教育、家族同士の交流促進等を目的とした子育て家族支援プロジェクトを毎月 1 回開催している。本学の看護学科の教員が中心となって運営しており、子育て支援にとどまらず、家族ヘルスプロモーション支援として、母親の身体的・精神的健康への啓発にも取組んでいる。



3) 高齢者を対象とした地域貢献

①ほほえみクラブ

本学では、平成 27(2015)年度から「ほほえみクラブ」と題して、地域の高齢者を対象に、介護予防教室を毎月 1 回開催している。本学の看護学科の教員が中心となって運営しており、認知症の予防につながる「スリーA」ゲームや、認知機能テスト等を実施している。また、看護学科のみならず、鍼灸学科や理学療法学科、作業療法学科等、他学科の協力のもと、各学科の特性を活かした健康教育等も実践している。



②もりもりまちの保健室

本学が所在する大阪市住之江区南港ポートタウンの太陽のまち地域において、地域の高齢者支援を目的に「もりもりまちの保健室」を令和元(2019)年から開始している。看護・理学療法・作業療法学科の教員と学生が中心となり、血圧・握力等の測定を行うほか、健康に関する生活上の困りごと等の相談を受け付けている。



4) こどもを対象とした地域貢献

①森ノ宮カップ

本学では、平成 26(2014)年度から、「セレッソ大阪スポーツクラブ」協力のもと「森ノ宮カップ」と題して、少年サッカー大会を開催している。この大会は、サッカーを通じて同世代の仲間と友情の輪を広げてもらい、健全なサッカー少年を育成しサッカーの技術の向上や、コンディショニングの重要性の啓発に寄与することを目的として開催している。



②咲洲（さきしま）こども EXPO

平成 26(2014)年から、大学近郊のアジア太平洋トレードセンターにて開催の「咲洲こども EXPO」(平成 30(2018)年までは「咲洲こどもフェスタ」)に協力している。令和元(2019)年度は、「Think SDGs 笑顔が繋がる、未来をつくる」を共通テーマに実施され、本学は静電気や空気の力を活かした体験型イベントを行い、子どもの科学の体験等に貢献した。

③「認知症サポーター」養成講座

令和元年(2019)年の年 2 回、大阪市立南港北中学校へ本学教員を派遣して、本学 3 年生の学生とともに、「認知症サポーター」養成講座を開催し、ロールプレイや道徳の授業を通じて、認知症の方にできることについて学んだ。

B-1-② 教育機関及び医療機関との連携協定による地域貢献に向けた取り組み

本学では、大学をはじめとした教育機関や、病院や医療センター等の医療機関と連携協定を締結し、以下のような地域貢献活動を行っている。

1) 教育機関との連携協定による地域貢献

本学は、オーストラリアのカーティン大学や、カナダのマキュワン大学、韓国の三育大学等、海外の大学と連携協定を締結している。また、国内では同じ咲洲地区に位置する相愛大学と連携協定を締結している。大学間での学生交流、教職員間の学術交流、共同研究等を通じて、豊かな感性と高い倫理観に加え、チーム医療の実践に求められる幅広い知識・高度な専門技術・コミュニケーション能力を有する専門職医療人の育成に取組んでいる。

こうした医療人の育成と教育研究活動を連携して行うことで、医学と医療の発展に寄与し、地域及び社会に広く貢献している。

2) 医療機関との連携協定による地域貢献

本学は、大阪急性期・総合医療センター、大阪国際がんセンター等の様々な医療機関と連携協定を結んでいる。医療機関と協定を締結することで、相互の密接な協力・連携・人材交流により、高度な医療・医療研究を共有し、保健医療・看護・健康増進・福祉等にかかる地域の課題に積極的に取組んでいる。

また、広く地域社会に貢献するため、医療機関との共催事業としてシンポジウムや市民公開講座を開催している。



(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

大阪市の咲洲地区に立地する医療系総合大学として地域貢献を推進し、社会に評価される大学を目指すために、本学の有する物的・人的資源を広く社会に提供する努力は今後も継続していく必要がある。地域・社会に開かれた大学をめざし、「地域連携センター」を中心として、教職員・学生が協働して医療系総合大学の特性を活かした活動、情報発信をより推進していく。また、医療・教育機関と密接に協力・連携することで、専門職業人養成と社会貢献に積極的に取組んでいく。

【基準Bの自己評価】

本学は、市民公開講座やシンポジウムの開催、講師派遣、施設開放等により、本学が有する物的・人的資源を社会に対して開放し、地域社会への貢献を果たしている。

また、本学は病院等医療施設との相互連携協定の締結や他大学との連携を通して、本学の教育研究上における社会連携を構築している。

大阪府、大阪市、住之江区等の社会貢献事業に協力し連携事業に参画することで、地域社会との密な協力関係を構築している。

V. 特記事項

なし。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に本学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 4 条に本学の学部組織構成を定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 9 条に本学の修業年限を定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 19 条に編入学、転入学、再入学の修業年限等を定めている。	3-1
第 89 条	—	本学では早期卒業の特例を認めていない。	3-1
第 90 条	○	学則第 12 条に入学資格を定め、入学者選抜を行っている。	2-1
第 92 条	○	学則第 40 条に教職員組織について定め組織編制を行っている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 43 条に本学教授会について定め開催している。	4-1
第 104 条	○	学則第 35 条に学位の授与について定め授与している。	3-1
第 105 条	—	本学では特別の課程を置いていない。	3-1
第 108 条	—	本学は短期大学に当てはならない。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条に自己点検・評価及び第 3 者評価について定めている。	6-2
第 113 条	○	学則第 3 条及び学校法人森ノ宮医療学園 情報の公開及び開示に関する規程により、教育研究活動の状況の公表について定めている。	3-2
第 114 条	○	学則第 40 条に事務職員及び技術職員について定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 16 条に高等専門学校卒業者の編入学について定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 16 条に専修学校専門課程修了者の編入学について定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則第 6 条、7 条、8 条、9 条に修業年限、学年、学期及び休業日、第 4 条に部科及び課程の組織、 第 7 章に教育課程及び授業日時数、 第 9 章に学習の評価及び課程修了の認定、 第 4 条 2 項、11 章に収容定員及び職員組織、 第 6 章、8 章、9 章に入学、退学、転学、休学及び卒業、 第 45 条に授業料、入学料その他の費用徴収、 第 14 章に賞罰について記載している。 本学は寄宿舎を置いていないため、学則に記載していない。	3-1 3-2

		通信制の課程も置いていないため、学則に記載していない。	
第 24 条	—	本学は指導要録法令対象外。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 48 条に懲戒について定めている。	4-1
第 28 条	○	本学では、学校に關係のある法令や学則は学校法人森ノ宮医療学園規程集で定めており、 その他備付表簿は総務室、教務室、学生支援室、会計室等各担当部署で管理を行っている。 また保存期間について、学校法人森ノ宮医療学園 文書取扱規程で定めている。	3-2
第 143 条	○	本学は、代議員会を置かず、調査委員会等の専門委員会を置いている。 なお、専門委員会の議決をもって、教授会の議決とはならない。	4-1
第 146 条	—	科目等履修生に編入学資格がないため、法令対象外。	3-1
第 147 条	—	本学では早期卒業の特例を認めていない。	3-1
第 148 条	—	本学では特別の専門事項を教授研究する学部及び夜間において授業を行う学部を設置していない。	3-1
第 149 条	—	本学では早期卒業の特例を認めていない。	3-1
第 150 条	○	学則第 12 条に高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者について定めている。	2-1
第 151 条	—	本学では飛び級入学制度を認めていない。	2-1
第 152 条	—	本学では飛び級入学制度を認めていない。	2-1
第 153 条	—	本学では飛び級入学制度を認めていない。	2-1
第 154 条	—	本学では飛び級入学制度を認めていない。	2-1
第 161 条	○	学則第 16 条に短期大学卒業者の大学編入学について定めている。	2-1
第 162 条	—	本学では外国の大学の課程を置いていない。	2-1
第 163 条	○	学則第 6 条に学年の始期及び終期を定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	学則第 11 条に入学の時期及び第 34 条に卒業について定めている。	3-1
第 164 条	—	本学では特別の課程を置いていない。	3-1
第 165 条の 2	○	学則第 9 章で卒業の認定、第 7 章で教育課程の編成・実施、第 6 章で入学者の受け入れについて定め、 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッショントリニティ・ポリシーの三つの方針を学士課程、各学科・研究科で定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条及び自己点検評価・FSD 委員会規程に自己点検・評価、第三者評価について定め、体制を整え行っている。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の情報の公表は、学校法人森ノ宮医療学園 情報の公開及び開示に関する規程に定め、本学ホームページで行っている。	1-2 2-1 3-1

			3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 34 条第 2 項に卒業証書授与について定めている。	3-1
第 178 条	○	学則第 16 条第 2 項に高等専門学校卒業者の編入学について定めている。	2-1
第 186 条	○	学則第 19 条に専修学校専門課程修了者における編入学の修業年限、既修得単位及び入学後の履修について定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を最低基準と心得、向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	本学は単科大学である。大学として学則を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	学則第 14 条、入学者選抜規程及び入学者選抜に関する細則に定めている。	2-1
第 2 条の 3	○	学則第 43 条及び各委員会規程にて、教員と事務職員等の連携及び協働について定めている。	2-2
第 3 条	○	学則第 4 条に学部について定めている。	1-2
第 4 条	○	学則第 4 条に学科について定めている。	1-2
第 5 条	○	学則第 28 条の 2 及び教職課程履修規程に、資格に関する課程（教職）を定めている。	1-2
第 6 条	○	学則第 4 条の 3・4、第 5 条に、学部以外の基本組織について定めている。教員組織及び施設設備については、本学ホームページの「大学院」・「専攻科」・「附属図書館」・「附属臨床実習施設」に記載をしている。運営の仕組みについては、学校法人森ノ宮医療学園中期経営計画及び学校法人森ノ宮医療学園 2020 年度事業計画に記載を行っている。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	学則第 11 章に教職員組織について定め、組織編制を行っている。	3-2 4-2
第 10 条	○	学則第 20 条に授業科目について定め、適切な担当・補助を行っている。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員には、本学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めている。	3-2
第 11 条	○	完成年度を迎えていない学科等において、配当年次の関係上、授業を担当しない教員がいる。ただし、学科運営には携わっている。	3-2 4-2
第 12 条	○	森ノ宮医療大学 教員等選考規程のもと、適切な専任教員を選出し	3-2

森ノ宮医療大学

		ている。	4-2
第 13 条	○	専任教員数は充足している。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	森ノ宮医療大学 学長選考規程第 4 条に学長の資格について定めている。	4-1
第 14 条	○	森ノ宮医療大学 教員等選考規程第 2 条に教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	森ノ宮医療大学 教員等選考規程第 3 条に准教授の資格について定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	森ノ宮医療大学教員等選考規程第 4 条に講師の資格について定めている。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	森ノ宮医療大学教員等選考規程第 5 条に助教の資格について定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	森ノ宮医療大学教員等選考規程第 6 条に助手の資格について定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 4 条に収容定員について定めている。	2-1
第 19 条	○	学科ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、本学ホームページ上にも公開している。	3-2
第 20 条	○	学則第 20 条第 1 項に教育課程の編成方法について定めている。	3-2
第 21 条	○	学則第 23 条に各授業科目の単位数を定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 24 条に 1 年間の授業期間について定めている。	3-2
第 23 条	○	履修案内等に各授業科目の授業期間を定めている。	3-2
第 24 条	○	指定規則の定めに従い、適正なクラスサイズを確保の上対応している。	2-5
第 25 条	○	森ノ宮医療大学シラバスの各授業項目に、その方法を示している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	森ノ宮医療大学シラバスの各授業項目に、成績評価基準等の明示等を行っている。	3-1
第 25 条の 3	○	森ノ宮医療大学自己点検評価・FSD 委員会規程第 2 条第 2 項に教育内容改善のための組織的な研修等について定めている。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	本学では昼夜開講制度を設けていない。	3-2
第 27 条	○	学則第 25 条に単位の授与について定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	履修案内にて、履修科目の登録の上限について記載を行っている。	3-2
第 28 条	○	学則第 28 条に他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等について定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 28 条に大学以外の教育施設等における学修について定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 28 条に入学前の既修得単位等の認定について定めている。	3-1

第 30 条の 2	—	本学では長期にわたる教育課程の履修を認めていない。	3-2
第 31 条	○	学則第 36 条及び科目等履修制度規程に科目等履修生について定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 34 条に卒業の要件を定めている。	3-1
第 33 条	—	本学では授業時間制を設置していない。	3-1
第 34 条	○	本学ホームページの「施設紹介」に記載の通り、教育にふさわしい環境をもち、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	本学ホームページの「施設紹介」及び体育施設使用細則に記載の通り、運動施設について遵守している。 さらに学外提携運動施設も利用している。	2-5
第 36 条	○	本学ホームページの「施設紹介」に記載の通り、校舎等施設について遵守している。 第 6 項（夜間学部）は法令対象外。	2-5
第 37 条	○	本学ホームページ『校地・校舎等の施設』に記載の通り、校地の面積は十分満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	本学ホームページ『校地・校舎等の施設』に記載の通り、校舎の面積は十分満たしている。	2-5
第 38 条	○	学則第 5 条第 1 項、附属図書館規程及び本学ホームページの「図書館」への記載の通り、図書等の資料及び図書館について遵守している。	2-5
第 39 条	—	本学は第 39 条の学部又は学科の設置はないため、法令対象外。	2-5
第 39 条の 2	—	本学は第 39 条の 2 の学部又は学科の設置はないため、法令対象外。	2-5
第 40 条	○	本学ホームページの各学科の「施設・研究設備」のページにて、機材等についての概要を記載し、必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	本学の校地は、隣接しているため、法令対象外。	2-5
第 40 条の 3	○	毎年度、教育研究費を予算化及び執行等を行い、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	学校法人森ノ宮医療学園 寄附行為第 4 条に大学、学部及び学科の名称を明示し、これらの名称は教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	○	業務分掌規程第 2 条に事務組織について定め、専任の職員を置いている。	4-1 4-3
第 42 条	○	業務分掌規程第 2 条に厚生補導の組織について定め、専任の職員を置いている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	業務分掌規程第 1 条に社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制について定めている。	2-3
第 42 条の 3	○	森ノ宮医療学園 研修規程に研修の機会等について定め実施している。	4-3

第42条の3の2	—	本学に学部等連係課程を編成していないため、法令対象外。	3-2
第43条	—	本学に共同教育課程を編成していないため、法令対象外。	3-2
第44条	—	本学に共同教育課程を編成していないため、法令対象外。	3-1
第45条	—	本学に共同学科を編成していないため、法令対象外。	3-1
第46条	—	本学に共同学科を編成していないため、法令対象外。	3-2 4-2
第47条	—	本学に共同学科を編成していないため、法令対象外。	2-5
第48条	—	本学に共同学科を編成していないため、法令対象外。	2-5
第49条	—	本学に共同学科を編成していないため、法令対象外。	2-5
第49条の2	—	本学は工学に関する学部を設けていないため、法令対象外。	3-2
第49条の3	—	本学は工学に関する学部を設けていないため、法令対象外。	4-2
第49条の4	—	本学は工学に関する学部を設けていないため、法令対象外。	4-2
第57条	—	本学は外国に学部、学科を設けていないため、法令対象外。	1-2
第58条	—	学校教育法第百三条に定める大学に本学が該当しないため、法令対象外。	2-5
第60条	—	本学は新たに大学等、又は薬学の課程の設置は行っていないため、法令対象外。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第2条	○	学則第35条に学士の学位授与の要件について定めている。	3-1
第10条	○	学則第35条及び学位規程第2条に学位授与における適切な専攻分野の名称について定めている。	3-1
第13条	○	学則及び学位規程第5条に論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し定めており、学則は改定があれば文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第24条	○	本法人は、運営基盤の強化を図るとともに、教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めている。	5-1
第26条の2	○	本法人は、私立学校法を遵守し、理事、監事、評議員、職員、その他の関係者に対し特別の利益供与を行っていない。	5-1
第33条の2	○	寄附行為第38条、学校法人森ノ宮医療学園 情報の公開及び開示	5-1

		に関する規程で寄附行為の備置き及び閲覧について定め、本学ホームページの「情報の公表」にて寄附行為を公開し遵守している。	
第 35 条	○	寄附行為第 6 条に役員について定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	寄附行為、監事監査規程及び役員服務規程に学校法人と役員との関係について定めている。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 18 条に理事会について定めている。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 13 条に理事長の職務、第 14 条に常務理事の職務、第 16 条に理事長職務の代理等、第 17 条に監事の職務について定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 7 条、第 8 条、第 9 条に役員の選任について定めている。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 8 条に役員の兼職禁止について定めている。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 11 条に役員の補充について定めている。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 21 条に評議員会について定めている。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 23 条に諮問事項について定めている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 24 条に評議員会の意見具申等について定めている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 25 条に評議員の選任について定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	役員服務規程第 10 条に役員の学校法人に対する損害賠償責任について定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第三者に対する損害賠償責任について私立学校法を遵守した運用を行っている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員の連帶責任について私立学校法を遵守した運用を行っている。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 46 条に寄附行為の変更について定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 35 条に予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画について定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 37 条 2 項に評議員会に対する決算等の報告について定めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 38 条に財産目録等の備付及び閲覧について定めている。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 40 条に役員の報酬について定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 42 条に会計年度について定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 39 条に情報の公表について定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

遵守	遵守状況の説明	該当

	状況		基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に大学院の目的について定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 3 条に研究科を置くことについて定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 12 条に入学資格について定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 12 条及び大学院入学試験要項で入学資格について定めている。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 12 条及び大学院入学試験要項で入学資格について定めている。	2-1
第 157 条	—	該当なし。飛び級入学なし。	2-1
第 158 条	—	該当なし。飛び級入学なし。	2-1
第 159 条	—	該当なし。飛び級入学なし。	2-1
第 160 条	—	該当なし。飛び級入学なし。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準を最低基準と心得、向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 1 条に教育研究上の目的を明記している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 14 条及び入学者選抜規程で入学者選抜について定めている。	2-1
第 1 条の 4	○	教学関連委員会において、構成員として教員だけではなく、事務職員も参画することで教職協働を実現している。	2-2
第 2 条	○	修士課程、博士課程を置いている。	1-2
第 2 条の 2	—	専ら夜間において教育を行う修士課程、博士課程は置いていない。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 5 条、第 8 条で修士課程について定めている。	1-2
第 4 条	○	大学院学則第 6 条、第 8 条で博士課程について定めている。	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 3 条、第 4 条で研究科について定めている。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 4 条で専攻について定めている。	1-2
第 7 条	○	学部に基礎をおき適切に連携している。	1-2
第 7 条の 2	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	1-2 3-2 4-2

第 7 条の 3	—	研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置いていないため、法令対象外。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	大学院学則第 23 条で教員組織について定めている。	3-2 4-2
第 9 条	○	大学院学則第 23 条及び教員等選考規程で定めている。	3-2 4-2
第 10 条	○	大学院学則第 7 条で収容定員について定めている。	2-1
第 11 条	○	大学院学則第 24 条で教育課程の編成方針について定めている。	3-2
第 12 条	○	大学院学則第 22 条で授業及び研究指導について定めている。	2-2 3-2
第 13 条	○	大学院学則第 23 条で研究指導について定めている。	2-2 3-2
第 14 条	○	大学院学則第 10 条第 2 項で教育方法の特例について定めている。	3-2
第 14 条の 2	○	シラバスで成績評価基準等の明示等について定めている。	3-1
第 14 条の 3	○	大学院自己点検評価・FSD 委員会規程で教育内容の改善のための組織的な研修について定めている。	3-3 4-2
第 15 条	○	大学院学則第 24 条で大学院の各授業科目の単位、 第 9 条 10 条で授業日数、第 9 条で授業期間、 第 7 条で授業を行う学生数、 第 26 条で授業の方法及び単位の授与、 第 27 条で他の大学院における授業科目の履修等、 第 20 条で入学前の既修得単位等の認定、 第 38 条で科目等履修生等について、 また、大学設置基準の準用について 「六十単位」を第 27 条で「十単位」 「修業年限」を第 5 条で「標準修業年限」、 「卒業」を第 31 条で「課程を修了」と読み替え定めている。 なお、長期にわたる教育課程の履修については、定めていない。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 25 条及び履修案内で修士課程の修了要件について定めている。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 25 条及び履修案内で博士課程の修了要件について定めている。	3-1
第 19 条	○	大学院関連施設等を東棟に配置している。	2-5
第 20 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 21 条	○	図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えている。	2-5
第 22 条	○	大学院関連教室等施設を東棟に配置しているが、 図書館等の施設及び設備は、学部・大学院で共用している。	2-5

森ノ宮医療大学

第 22 条の 2	—	キャンパスが 1 つのため、法令対象外。	2-5
第 22 条の 3	○	毎年度、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 23 条	—	学部を置いているため、法令対象外。	1-1 1-2
第 24 条	—	学部を置いているため、法令対象外。	2-5
第 25 条	—	通信教育課程を置いていないため、法令対象外。	3-2
第 26 条	—	通信教育課程を置いていないため、法令対象外。	3-2
第 27 条	—	通信教育課程を置いていないため、法令対象外。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育課程を置いていないため、法令対象外。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育課程を置いていないため、法令対象外。	2-5
第 30 条	—	通信教育課程を置いていないため、法令対象外。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科等連係課程実施基本組織を置いていないため、法令対象外。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	2-5
第 34 条の 2	—	本学は工学に関する研究科を設けていない。	3-2
第 34 条の 3	—	本学は工学に関する研究科を設けていない。	4-2
第 42 条	○	大学事務局に大学院担当を配置している。	4-1 4-3
第 43 条	○	大学院 自己点検評価・FSD 委員会規程で、研修の機会等について定めている。	4-3
第 45 条	—	外国に大学院を設置していないため、法令対象外。	1-2
第 46 条	—	新たに大学院を設置していないため、法令対象外。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当なし。	6-2 6-3
第 2 条	—	該当なし。	1-2

第3条	—	該当なし。	3-1
第4条	—	該当なし。	3-2 4-2
第5条	—	該当なし。	3-2 4-2
第6条	—	該当なし。	3-2
第6条の2	—	該当なし。	3-2
第7条	—	該当なし。	2-5
第8条	—	該当なし。	2-2 3-2
第9条	—	該当なし。	2-2 3-2
第10条	—	該当なし。	3-1
第11条	—	該当なし。	3-2 3-3 4-2
第12条	—	該当なし。	3-2
第13条	—	該当なし。	3-1
第14条	—	該当なし。	3-1
第15条	—	該当なし。	3-1
第16条	—	該当なし。	3-1
第17条	—	該当なし。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条	—	該当なし。	1-2 3-1 3-2
第19条	—	該当なし。	2-1
第20条	—	該当なし。	2-1
第21条	—	該当なし。	3-1
第22条	—	該当なし。	3-1
第23条	—	該当なし。	3-1
第24条	—	該当なし。	3-1
第25条	—	該当なし。	3-1
第26条	—	該当なし。	1-2 3-1

			3-2
第 27 条	—	該当なし。	3-1
第 28 条	—	該当なし。	3-1
第 29 条	—	該当なし。	3-1
第 30 条	—	該当なし。	3-1
第 31 条	—	該当なし。	3-2
第 32 条	—	該当なし。	3-2
第 33 条	—	該当なし。	3-1
第 34 条	—	該当なし。	3-1
第 42 条	—	該当なし。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 31 条で修士の学位授与の要件について定めている。	3-1
第 4 条	○	大学院学則第 31 条で博士の学位授与の要件について定めている。	3-1
第 5 条	○	大学院学則第 29 条及び大学院学位審査に関する細則で学位の授与に係る審査への協力について定めている。	3-1
第 12 条	—	該当なし。	3-1

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当なし。	6-2 6-3
第 2 条	—	該当なし。	3-2
第 3 条	—	該当なし。	2-2 3-2
第 4 条	—	該当なし。	3-2
第 5 条	—	該当なし。	3-1
第 6 条	—	該当なし。	3-1
第 7 条	—	該当なし。	3-1
第 9 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 10 条	—	該当なし。	2-5
第 11 条	—	該当なし。	2-5
第 12 条	—	該当なし。	2-2 3-2

森ノ宮医療大学

第13条	—	該当なし。	6-2 6-3
------	---	-------	------------

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表F-1】	理事長名、学長名等	
【表F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表F-3】	外部評価の実施概要	
【表2-1】	学部、学科別在籍者数（過去5年間）	
【表2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去3年間）	
【表2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去3年間）	
【表2-4】	就職相談室等の状況	
【表2-5】	就職の状況（過去3年間）	
【表2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表2-11】	図書館の開館状況	
【表2-12】	情報センター等の状況	
【表3-1】	授業科目の概要	
【表3-2】	成績評価基準	
【表3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人森ノ宮医療学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	大学案内パンフレット 2021 大学院案内パンフレット 2021 助产学専攻科案内パンフレット 2021	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	森ノ宮医療大学 学則、森ノ宮医療大学大学院 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2021年度 森ノ宮医療大学 入学試験要項 一式	
	2021年度 森ノ宮医療大学大学院 入学試験要項 一式 2021年度 森ノ宮医療大学 助产学専攻科入試要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	森ノ宮医療大学 学生手帳 2020	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和2(2020)年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和元年度(2019)年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	森ノ宮医療大学アクセスマップ、森ノ宮医療大学キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人森ノ宮医療学園規程一覧、森ノ宮医療大学規程一覧、森ノ宮医療大学大学院規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人森ノ宮医療学園理事会、評議員会議事録	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間）	
	計算書類及び監査報告書（平成27(2015)年度～令和元(2019)年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2020年度 講義概要 シラバス-SYLLABUS-	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	看護学科、理学療法学科、作業療法学科、臨床検査学科、臨床工学科、診療放射線学科、鍼灸学科	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	なし	

基準1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人森ノ宮医療学園 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	森ノ宮医療大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	森ノ宮医療大学大学院 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	森ノ宮医療大学 助产学専攻科規程	

【資料 1-1-5】	大学案内パンフレット 2021	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-6】	入学試験要項 2021	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-1-7】	大学院案内パンフレット 2021	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-1-8】	森ノ宮医療大学 学生手帳	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-9】	森ノ宮医療大学ホームページ [大学案内／建学の精神・教育の理念]	
【資料 1-1-10】	森ノ宮医療学園第一期中期経営計画	
【資料 1-1-11】	森ノ宮医療学園第二期中期経営計画	
【資料 1-1-12】	森ノ宮医療大学 自己点検評価・FSD 委員会規程	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	本学グループウェア（「Desk net's NEO」）回覧レポート 「2020 年度辞令交付式および新年度教職員オリエンテーション概要」	
【資料 1-2-2】	学校法人森ノ宮医療学園 「クレド（Credo）」	
【資料 1-2-3】	森ノ宮医療学園第一期中期経営計画	
【資料 1-2-4】	森ノ宮医療学園第二期中期経営計画	
【資料 1-2-5】	大学案内パンフレット 2021	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-6】	森ノ宮医療大学ホームページ [大学案内／建学の精神・教育の理念]	
【資料 1-2-7】	森ノ宮医療大学 学生手帳	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-8】	森ノ宮医療大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-9】	森ノ宮医療大学大学院 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-10】	森ノ宮医療大学ホームページ [大学紹介／教育方針]	
【資料 1-2-11】	入学試験要項 2021	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-12】	学外有識者懇談会 会議記録	
【資料 1-2-13】	学校法人森ノ宮医療学園 組織図	
【資料 1-2-14】	森ノ宮医療大学 教授会規程	
【資料 1-2-15】	森ノ宮医療大学大学院 研究科委員会規程	
【資料 1-2-16】	森ノ宮医療大学 管理運営会議規程	
【資料 1-2-17】	森ノ宮医療大学 業務分掌規程	
【資料 1-2-18】	森ノ宮医療大学 自己点検評価・FSD 委員会規程	
【資料 1-2-19】	本学グループウェア（「Desk net's NEO」）回覧レポート 「2019 年度公開授業・学生授業アンケートの実施について」	
【資料 1-2-20】	森ノ宮医療大学 教務委員会規程	
【資料 1-2-21】	森ノ宮医療大学 人権問題委員会規程	
【資料 1-2-22】	森ノ宮医療大学 教職課程委員会規程	
【資料 1-2-23】	森ノ宮医療大学 学生支援委員会規程	
【資料 1-2-24】	森ノ宮医療大学 附属図書館運営委員会規程	
【資料 1-2-25】	森ノ宮医療大学大学院 教務委員会規程	
【資料 1-2-26】	森ノ宮医療大学大学院 自己点検評価・FSD 委員会規程	
【資料 1-2-27】	本学グループウェア（「Desk net's NEO」）「6 月度定例教授会、研究科委員会議事録回覧」	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	森ノ宮医療大学ホームページ アドミッショ・ポリシー掲載ページ	
【資料 2-1-2】	保健医療学部入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	助産学専攻科 学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	大学院 保健医療学専攻【修士課程】学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-5】	大学院 看護学専攻【修士課程】学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-6】	大学院 医療科学専攻【博士後期課程】学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-7】	過去 5 年の入学定員、入学者数、定員充足率	
【資料 2-1-8】	森ノ宮医療大学 組織図（一部抜粋）	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学修支援センター愛称＆ロゴ	
【資料 2-2-2】	2019 年度 MANABEL 実施報告	
【資料 2-2-3】	学修支援センターアシスタント利用学生アンケート結果	
【資料 2-2-4】	2019 年度 第 1 回【健康管理センター会議】議事録	
【資料 2-2-5】	オフィスアワー記載方法	
【資料 2-2-6】	2020 TA・SA・授業補助配置表	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2019 年度キャリア支援セミナー等一覧	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生手帳（一部抜粋・X キャンパスライフ・X I ヘルスプロモーション・X V 進路支援）	
【資料 2-4-2】	学生手帳（一部抜粋・X I V 奨学金）	
【資料 2-4-3】	森ノ宮医療大学 入学時成績優秀者奨学金制度規程	
【資料 2-4-4】	森ノ宮医療大学 スポーツ特別奨学金制度規程	
【資料 2-4-5】	森ノ宮医療大学 ひとり住まい支援奨学金施行細則	
【資料 2-4-6】	森ノ宮医療大学 成績優秀者給付奨学金制度細則	
【資料 2-4-7】	森ノ宮医療大学 キャリア活用社会人給付奨学金制度細則	
【資料 2-4-8】	森ノ宮医療大学 教育ローン利子補給奨学金細則	
【資料 2-4-9】	学校法人森ノ宮医療学園 ファミリー奨学金制度規程	
【資料 2-4-10】	森ノ宮医療大学 応急支援授業料減免制度規程	
【資料 2-4-11】	学生手帳（一部抜粋・X III 課外活動）	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	クラスサイズ一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生満足度アンケート集計結果抜粋	
【資料 2-6-2】	学生満足度調査結果に関する各組織の改善策について	
【資料 2-6-3】	2018 年度学生満足度アンケート改善策の公表について	

【資料 2-6-4】	2019 年度前期 授業評価調査結果【学生掲示用】	
【資料 2-6-5】	2019 前期授業アンケートまとめ（教授会報告用）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	(見本)2020 年度 森ノ宮医療大学シラバス	
【資料 3-1-2】	森ノ宮医療大学 成績評価ガイドライン	
【資料 3-1-3】	GPA 制度に関する細則	
【資料 3-1-4】	学位審査（修士課程）に関する細則	
【資料 3-1-5】	学位審査（博士後期課程）に関する細則	
【資料 3-1-6】	森ノ宮医療大学 コモンルーブリック	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	カリキュラムマップ	
【資料 3-2-2】	授業アンケート・公開授業運用ガイドライン	
【資料 3-2-3】	科目ナンバリング	
【資料 3-2-4】	2019 前期授業アンケートまとめ（教授会報告用）	
【資料 3-2-5】	2019 年度前期 授業評価調査結果（学生掲示用）	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	GPA 制度に関するガイドライン	
【資料 3-3-2】	(見本)リフレクションペーパー	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	森ノ宮医療大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	森ノ宮医療大学大学院 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-3】	森ノ宮医療大学 教授会規程	
【資料 4-1-4】	森ノ宮医療大学大学院 研究科委員会規程	
【資料 4-1-5】	学校法人森ノ宮医療学園組織図（令和 2(2020)年 4 月 6 日）	
【資料 4-1-6】	森ノ宮医療大学 学長事業推進部会規程	
【資料 4-1-7】	森ノ宮医療大学 学長事業推進費に関する規程	
【資料 4-1-8】	森ノ宮医療大学 学生懲戒規程	
【資料 4-1-9】	学校法人森ノ宮医療学園 組織規程	
【資料 4-1-10】	学校法人森ノ宮医療学園 法人本部業務分掌規程	
【資料 4-1-11】	森ノ宮医療大学 業務分掌規程	
【資料 4-1-12】	森ノ宮医療大学各種委員会・センター名簿(2020 年度)	
【資料 4-1-13】	森ノ宮医療大学 管理運営会議規程	
【資料 4-1-14】	森ノ宮医療大学 教員等選考規程	
【資料 4-1-15】	学校法人森ノ宮医療学園 就業規則	

【資料 4-1-16】	学校法人森ノ宮医療学園 人事考課規程	
【資料 4-1-17】	学校法人森ノ宮医療学園 職位規程	
【資料 4-1-18】	学校法人森ノ宮医療学園 賃金規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	教員公募ウェブページ	
【資料 4-2-2】	森ノ宮医療大学 教員目標管理制度規程	
【資料 4-2-3】	森ノ宮医療大学 教員等選考規程	
【資料 4-2-4】	授業評価アンケート・公開授業実施案内	
【資料 4-2-5】	授業改善面談ガイドライン	
【資料 4-2-6】	2019 年度 SD・FD 研修一覧	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	2019 年度 SD・FD 研修一覧	
【資料 4-3-2】	人事評価基礎情報シート	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	森ノ宮医療大学 業務分掌規程	
【資料 4-4-2】	森ノ宮医療大学 研究費執行の手引き（2019 年度）	
【資料 4-4-3】	教員データベース（web 公開）	
【資料 4-4-4】	森ノ宮医療大学 共同研究規程	
【資料 4-4-5】	共同研究申請書	
【資料 4-4-6】	森ノ宮医療大学 受託研究規程	
【資料 4-4-7】	受託研究申込書	
【資料 4-4-8】	森ノ宮医療大学 動物実験部会規程	
【資料 4-4-9】	森ノ宮医療大学 研究倫理審査部会規程	
【資料 4-4-10】	森ノ宮医療大学 紀要編集部会規程	
【資料 4-4-11】	森ノ宮医療大学 利益相反部会規程	
【資料 4-4-12】	森ノ宮医療大学 防止計画推進部会規程	
【資料 4-4-13】	森ノ宮医療大学 学長事業推進部会規程	
【資料 4-4-14】	森ノ宮医療大学 遺伝子組換え実験安全部会規程	
【資料 4-4-15】	森ノ宮医療大学 微生物等安全管理部会規程	
【資料 4-4-16】	2019 年度 研究環境に関するアンケート結果集計	
【資料 4-4-17】	動物実験 検証実施証明書	
【資料 4-4-18】	動物実験に関する検証結果報告書	
【資料 4-4-19】	森ノ宮医療大学 投稿規定	
【資料 4-4-20】	2019 年度 森ノ宮医療大学 学術リポジトリ アクセス件数	
【資料 4-4-21】	森ノ宮医療大学 学術リポジトリ	
【資料 4-4-22】	森ノ宮医療大学 科学研究費助成事業 研究計画調書の閲覧に関する実施要項	
【資料 4-4-23】	森ノ宮医療大学 学長奨励研究プロジェクト 實施要項	
【資料 4-4-24】	学長奨励研究プロジェクト実施計画書・学長奨励研究プロジェクト実施報告	

	書	
【資料 4-4-25】	2019 年度 森ノ宮医療大学 学長奨励研究プロジェクト公募要領	
【資料 4-4-26】	2019 年度 森ノ宮医療大学 学長奨励研究プロジェクト 採択者一覧	
【資料 4-4-27】	森ノ宮医療大学 戰略的研究プロジェクト WG 会議開催日一覧	
【資料 4-4-28】	森ノ宮医療大学 戰略的研究プロジェクト概要	
【資料 4-4-29】	森ノ宮医療大学 優秀論文賞（学長賞）実施要領	
【資料 4-4-30】	学長賞申請書	
【資料 4-4-31】	森ノ宮医療大学 学長賞（優秀論文賞）受賞者一覧	
【資料 4-4-32】	森ノ宮医療大学 研究倫理審査部会規程	
【資料 4-4-33】	倫理審査申請書・様式 1～3	
【資料 4-4-34】	APRIN e-learning 受講案内（カリキュラム表）	
【資料 4-4-35】	森ノ宮医療大学 動物実験規程	
【資料 4-4-36】	森ノ宮医療大学 動物実験部会規程	
【資料 4-4-37】	動物実験関連様式 1～13	
【資料 4-4-38】	2019 年度 動物実験関連研修会等開催一覧	
【資料 4-4-39】	森ノ宮医療大学 遺伝子組換え実験安全管理規程	
【資料 4-4-40】	森ノ宮医療大学 遺伝子組換え実験安全部会規程	
【資料 4-4-41】	遺伝子組換え実験関連様式 1～5	
【資料 4-4-42】	森ノ宮医療大学 微生物等安全管理規程	
【資料 4-4-43】	森ノ宮医療大学 微生物等安全管理部会規程	
【資料 4-4-44】	微生物等使用・保管関連様式（様式 1～2）	
【資料 4-4-45】	森ノ宮医療大学における競争的資金等の取扱いに関する規程	
【資料 4-4-46】	森ノ宮医療大学 防止計画推進部会規程	
【資料 4-4-47】	森ノ宮医療大学 研究費不正防止計画	
【資料 4-4-48】	森ノ宮医療大学 研究費による物品等発注手続き及び検収業務細則	
【資料 4-4-49】	2019 年度 コンプライアンス研修会資料	
【資料 4-4-50】	森ノ宮医療大学 学内研究費の取扱いに関する規程	
【資料 4-4-51】	森ノ宮医療大学における研究活動上の不正行為に関する規程	
【資料 4-4-52】	森ノ宮医療大学 研究活動における不正行為に関する特別調査委員会規程	
【資料 4-4-53】	森ノ宮医療大学 研究活動における不正行為に対する相談・告発に関する取扱い細則	
【資料 4-4-54】	研究活動および研究費不正に関する相談・告発受付窓口について	
【資料 4-4-55】	教員活動計画書	
【資料 4-4-56】	学術研究費および個人研究費の配分方針	
【資料 4-4-57】	個人研究費追加配分申請書	
【資料 4-4-58】	機器・消耗品等購入申請書	
【資料 4-4-59】	森ノ宮医療大学 学長奨励研究プロジェクト 実施要項	
【資料 4-4-60】	学長奨励研究プロジェクト実施計画書・学長奨励研究プロジェクト実施報告	

	書	
【資料 4-4-61】	2019 年度 森ノ宮医療大学 学長奨励研究プロジェクト公募要領	
【資料 4-4-62】	2019 年度 科学研究費助成事業（科研費）採択課題一覧	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人森ノ宮医療学園 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	森ノ宮医療大学ホームページ「大学紹介>建学の精神・教育理念」 https://www.morinomiya-u.ac.jp/guide/mind.html	
【資料 5-1-3】	森ノ宮医療大学ホームページ「大学紹介>教育方針」 https://www.morinomiya-u.ac.jp/guide/policy.html	
【資料 5-1-4】	森ノ宮医療大学ホームページ「情報の公表」 https://www.morinomiya-u.ac.jp/info/information.html	
【資料 5-1-5】	森ノ宮医療大学 Campus Guide2020 表紙	
【資料 5-1-6】	学校法人森ノ宮医療学園「クレド(Credo)」	
【資料 5-1-7】	学校法人森ノ宮医療学園 第一期中期経営計画	
【資料 5-1-8】	学校法人森ノ宮医療学園 第二期中期経営計画	
【資料 5-1-9】	学校法人森ノ宮医療学園規程一覧	
【資料 5-1-10】	学校法人森ノ宮医療学園 規程等管理規程	
【資料 5-1-11】	学校法人森ノ宮医療学園 内部監査規程	
【資料 5-1-12】	学校法人森ノ宮医療学園 公益通報に関する規程	
【資料 5-1-13】	学校法人森ノ宮医療学園 理事会運営規程	
【資料 5-1-14】	学校法人森ノ宮医療学園 監事監査規程	
【資料 5-1-15】	2019 年度監査報告書	
【資料 5-1-16】	学校法人森ノ宮医療学園 業務委任規程	
【資料 5-1-17】	2019 年度経営・質保証会議（2019 年 3 月 19 日記録）	
【資料 5-1-18】	「desknet'sNEO 回覧案内」（2019 年 4 月 2 日 第二期中期計画）	
【資料 5-1-19】	「desknet'sNEO 回覧案内」（2019 年 4 月 2 日 2019 年度事業計画）	
【資料 5-1-20】	学校法人森ノ宮医療学園 令和 2(2020)年度事業計画	
【資料 5-1-21】	2019 年度経営・質保証会議（2019 年 8 月 22 日記録）	
【資料 5-1-22】	「desknet'sNEO 回覧案内」（2019 年 4 月 22 日 2018 年度活動成果報告会持参資料について）	
【資料 5-1-23】	禁煙誓約書	
【資料 5-1-24】	森ノ宮医療大学 衛生委員会規程	
【資料 5-1-25】	森ノ宮医療大学 業務分掌規程	
【資料 5-1-26】	森ノ宮医療大学 人権問題委員会規程	
【資料 5-1-27】	森ノ宮医療大学 大学のハラスメント防止等に関する規程	
【資料 5-1-28】	教職員のためのソーシャルメディアガイドライン	

【資料 5-1-29】	学校法人森ノ宮医療学園 HRM 委員会規程	
【資料 5-1-30】	森ノ宮医療学園 職員向けハラスメント相談窓口（案内）	
【資料 5-1-31】	学校法人森ノ宮医療学園 個人情報保護に関する規程	
【資料 5-1-32】	学校法人森ノ宮医療学園 公益通報に関する規程	
【資料 5-1-33】	学校法人森ノ宮医療学園 情報機器及び学内情報取扱規程	
【資料 5-1-34】	森ノ宮医療大学教職員情報システム利用ガイドライン	
【資料 5-1-35】	学校法人森ノ宮医療学園 危機管理規程	
【資料 5-1-36】	学校法人森ノ宮医療学園 防災管理規程	
【資料 5-1-37】	森ノ宮医療大学防災管理マニュアル	
【資料 5-1-38】	2019 年度自衛消防訓練実施報告書	
【資料 5-1-39】	2019 年度 AED 講習会（案内）	
【資料 5-1-40】	森ノ宮医療大学学生のためのソーシャルメディアガイドライン	
【資料 5-1-41】	森ノ宮医療大学学生手帳 2020（抜粋）	
【資料 5-1-42】	森ノ宮医療大学南海トラフ地震に係る防災対策規程	

5-2. 理事会の機能

【資料 5-2-1】	学校法人森ノ宮医療学園 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人森ノ宮医療学園 理事会運営規程	
【資料 5-2-3】	理事会・評議員会出席記録令和元(2019)年度	
【資料 5-2-4】	学校法人森ノ宮医療学園役員名簿・評議員会名簿（令和 2(2020)年度）	
【資料 5-2-5】	学校法人森ノ宮医療学園 役員服務規程	
【資料 5-2-6】	2019 年度経営・質保証会議（2019 年 8 月 1 日記録）	
【資料 5-2-7】	学校法人森ノ宮医療学園 決裁規程	

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

【資料 5-3-1】	学校法人森ノ宮医療学園役員名簿・評議員会名簿（令和 2(2020)年度）	
【資料 5-3-2】	2019 年度経営・質保証会議（2019 年 4 月 4 日記録）	
【資料 5-3-3】	森ノ宮医療大学 管理運営会議規程	
【資料 5-3-4】	森ノ宮医療大学 教授会規程	
【資料 5-3-5】	森ノ宮医療大学大学院 研究科委員会規程	
【資料 5-3-6】	学校法人森ノ宮医療学園 監事監査規程	

5-4. 財務基盤と収支

【資料 5-4-1】	中期財務シミュレーション資料	
【資料 5-4-2】	学校法人森ノ宮医療学園 令和 2(2020)年度事業計画	
【資料 5-4-3】	2019 年度収支予算書	
【資料 5-4-4】	2019 年度第一回補正予算(案)	
【資料 5-4-5】	学校法人森ノ宮医療学園 資産管理運用規程	
【資料 5-4-6】	平成 28 年度計算書類	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-7】	平成 29 年度計算書類	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-8】	平成 30 年度計算書類	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-9】	平成 31 年度計算書類	【資料 F-11】と同じ

5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人森ノ宮医療学園 経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人森ノ宮医療学園 経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	学校法人森ノ宮医療学園 固定資産管理規程	
【資料 5-5-4】	学校法人森ノ宮医療学園 物品管理規程	
【資料 5-5-5】	学校法人森ノ宮医療学園 決裁規程	
【資料 5-5-6】	経費執行の手引き（2019 年度）	
【資料 5-5-7】	学校法人森ノ宮医療学園 監事監査規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	森ノ宮医療大学・大学院内部質保証のための責任体制	
【資料 6-1-2】	森ノ宮医療大学 自己点検評価・FSD 委員会規程	
【資料 6-1-3】	森ノ宮医療大学大学院 自己点検評価・FSD 委員会規程	
【資料 6-1-4】	2019 年度経営・質保証会議（2020 年 3 月 19 日記録）	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	森ノ宮医療大学 自己点検評価・FSD 委員会規程	
【資料 6-2-2】	学校法人森ノ宮医療学園 教職員表彰規程	
【資料 6-2-3】	森ノ宮医療大学学長賞（ベストティチャー賞）実施要項	
【資料 6-2-4】	森ノ宮医療大学ホームページ「情報の公表」	
【資料 6-2-5】	国試（現役）合格者・不合格者データ（全体・学科別）	
【資料 6-2-6】	日本作業療法士協会及び世界作業療法士連盟(WEOT)への学校名登録	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	森ノ宮医療大学ホームページ「大学紹介>教育方針」	
【資料 6-3-2】	2019 年度第 11 回管理運営会議議事録（令和元(2019)年 12 月 12 日）	
【資料 6-3-3】	2019 年度第 11 回管理運営会議国試対策資料（資料 12）	

基準 A. 特色のある医療人養成教育

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 医療系総合大学の環境を活かした学科横断的多職種連携教育		
【資料 A-1-1】	IPE 関連科目 シラバス	
【資料 A-1-2】	大学院 特色ある科目的シラバス	

基準 B. 特色のある医療人養成教育

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 地域への貢献		
		該当なし